

管理番号	計画の頁	改正前	改正後	修正理由等
1	第1編-1	第1編 総則編 第1節 計画の策定 第1 計画の概要 3 計画の構成 本計画は、「総則編」、「震災対策編」、「風水害対策編」、「事故対策編」、「複合災害編」、「広域応援編」、「資料編」の7編構成とし、各編の主要構成は次のとおりとする。	第1編 総則編 第1節 計画の策定 第1 計画の概要 3 計画の構成 本計画は、「総則編」、「風水害対策編」、「震災対策編」、「事故対策編」、「複合災害対策編」、「広域応援編」、「資料編」の7編構成とし、各編の主要構成は次のとおりとする。	震災対策編と風水害対策編の入れ替えによる必然的な変更 意見照会結果の反映
2	第1編-1	(1) 総則編 本計画の目的及び構成等、防災関係機関等の事務又は業務の大綱、市民・自主防災組織・事業所等の役割、白岡市の概要、防災対策の基本方針について定めている。	(1) 総則編 本計画の目的及び構成等、防災関係機関等の事務又は業務の大綱、市民・自主防災組織・ <u>行政区</u> 、事業所等の役割、白岡市の概要、防災対策の基本方針について定めている。	
3	第1編-1	(3) 風水害対策編 風水害による被害を最小限にとどめる最も効果的な災害対策の確立を図るため、風水害対策の総則、予防計画、応急対策計画、復旧復興計画、突風・竜巻等対策計画、大規模水害対策計画及び雪害対策計画を定めている。	(2) 風水害対策編 風水害による被害を最小限にとどめる最も効果的な災害対策の確立を図るため、風水害対策の総則、予防計画、応急対策計画、 <u>復旧復興計画</u> 、 <u>童巻等突風対策計画</u> 、大規模水害対策計画及び雪害対策計画を定めている。	震災対策編と風水害対策編の入れ替えによる必然的な変更
4	第1編-2	(2) 震災対策編 東北地方太平洋沖地震（以下「東日本大震災」という。）、熊本地震、大阪府北部地震等の教訓を踏まえ、震災対策の総則、予防計画、応急対策計画、復旧及び復興計画、東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画のほか、火山噴火降灰対策計画や最悪事態（シビアコンディション）への対応計画を定めている。	(3) 震災対策編 <u>平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震</u> （以下「東日本大震災」という。）、 <u>平成28年（2018年）熊本地震</u> 、 <u>大阪府北部地震</u> 、 <u>平成30年北海道胆振東部地震</u> 等の教訓を踏まえ、震災対策の総則、予防計画、応急対策計画、復旧及び復興計画、 <u>南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置</u> 、 <u>北海道・三陸沖後発地震注意情報発表に伴う対応措置</u> のほか、火山噴火降灰対策計画や最悪事態（シビアコンディション）への対応計画を定めている。	意見照会結果の反映
5	第1編-2	(5) 複合災害編	(5) 複合災害対策編	用語の見直し
6	第1編-2	(7) 資料編 「総則編」、「震災対策編」、「風水害対策編」、「事故対策編」、「複合災害編」、「広域応援編」に係る協定書や様式などの資料を「資料編」としてとりまとめる。	(7) 資料編 「総則編」、「風水害対策編」、「震災対策編」、「事故対策編」、「複合災害対策編」、「広域応援編」に係る協定書や様式などの資料を「資料編」としてとりまとめる。	震災対策編と風水害対策編の入れ替えによる必然的な変更
7	第1編-3	■計画の構成 (図省略) 第2編 震災対策編 第5章 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画 第6章 火山噴火降灰対策計画 第7章 最悪事態（シビアコンディション）への対応計画 第3編 風水害対策編 第5編 複合災害編	■計画の構成 (図省略)：図更新 第2編 風水害対策編 第3編 震災対策編 第5章 <u>南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置</u> 第6章 <u>北海道・三陸沖後発地震注意情報発表に伴う対応措置</u> 第7章 火山噴火降灰対策計画 第8章 最悪事態（シビアコンディション）への対応計画 第5編 複合災害対策編	資料等の時点的な更新
8	第1編-4	第2 計画の運用等 4 計画の効果的推進 本計画の効果的推進を図るため、防災に関する政策、方針決定の過程及び防災の現場における女性、高齢者、障がい者等の参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する。	第2 計画の運用等 4 計画の効果的推進 本計画の効果的推進を図るため、防災に関する政策、方針決定の過程及び防災の現場における女性、高齢者、障がい者等の参画を拡大し、 <u>男女共同参画や性の多様性の尊重をはじめとした多様な視点を取り入れた防災体制を確立する。</u>	県計画を踏まえた記述の追加
9	第1編-5	第3 上位計画及び関連計画との関係 1 防災基本計画 なお、平成26年3月、埼玉県地域防災計画は、東日本大震災の経験や教訓を踏まえ、全面的に修正され、さらに平成26年12月には、同年2月14日から降った大雪対応の課題について、その対策を計画に盛り込み、県全体の防災力の向上を図るために修正された。	第3 上位計画及び関連計画との関係 1 防災基本計画 なお、前回の本計画修正（令和3年）以降は、 <u>災害対策基本法の改正を踏まえた修正（避難情報の一本化等）</u> や令和3年7月の <u>土砂災害を踏まえた修正（安否不明者の氏名公表等）</u> が、最近では令和5年5月に被災者支援の取組強化、デジタル技術の活用等に関する修正が行われている。	資料等の時点的な更新
10	第1編-5	2 埼玉県地域防災計画 なお、平成26年3月、埼玉県地域防災計画は、東日本大震災の経験や教訓を踏まえ、全面的に修正され、さらに平成26年12月には、同年2月14日から降った大雪対応の課題について、その対策を計画に盛り込み、県全体の防災力の向上を図るために修正された。	2 埼玉県地域防災計画 なお、 <u>令和3年から5年の各年、関東地方に大きな被害をもたらした令和元年東日本台風をはじめとする、過去の災害対応についての教訓を踏まえた修正のほか、上位計画である防災基本計画の修正や災害対策基本法等の関係法令の改正を反映した修正となっている時点修正が行われている。</u>	意見照会結果の反映
		4 第5次白岡市総合振興計画	4 第6次白岡市総合振興計画	

管理番号	計画の頁	改正前	改正後	修正理由等
11	第1編-5	<p>第5次白岡市総合振興計画は、目指すべき将来像を実現するため、分野ごとに8つの目標を定めており、防災に関わる施策では、「安全・安心なまち」を目標とし、2つの施策と6つの施策の方向を掲げている。</p> <p>(1) 基本構想 誰もが地震や台風などの自然災害から守られ、安心して生活が送れるよう、耐震化等の減災対策を進めるとともに、地域が一体となった防災力の向上を図る。</p> <p>また、防犯や交通安全、消防などの身近な危機管理については、危険に対する意識の高揚や関係機関との連携の強化に努め、市民一人ひとりの生命や財産を守る安全・安心なまちづくりを目指す。</p> <p>(2) 基本目標 「自助」「共助」「公助」の精神に基づき、地域の防災力の向上、減災対策の推進、災害時体制の強化により災害に強いまちづくりを促進する。</p> <p>また、緊急時においても速やかに対応できる消防・救急体制の確立を目指し、火災予防体制の強化、消防体制や救急・救助体制の充実により市民が安心して暮らせるまちづくりを促進する。</p> <p>(3) 防災に関する施策の体系 「安全・安心なまち」を目標に、災害対策や消防・救急体制の充実を防災に関する施策とする。</p>	<p>第6次白岡市総合振興計画は、本市が将来にわたって持続的な成長を維持していくための新たなまちづくりを、より効率的かつ効果的に進めていくための指針として位置づけられる。計画においては「自然とともに安全で安心して暮らせるまち」を防災の基本目標として、「地域防災・消防体制の充実」を施策として掲げるとともに、国土強靱化地域計画を総合振興計画（基本計画）と一体的に策定し、実効性の高い防災対策の推進を図っている。</p> <p>(1) 防災の基本目標「自然とともに安全で安心して暮らせるまち」 市民と行政との協働による自然環境の保全や地球温暖化対策などを推進するとともに、循環型社会を形成するための取組を進める。また、防災や防犯などに自助・共助・公助の考え方をもとにして地域一体となって取組むとともに、市民一人ひとりの暮らしや生命を守る施策の充実を図り、安全で安心して暮らせるまちづくりを進める。</p> <p>(2) 防災に関する施策「地域防災・消防体制の充実」 市民「自助」・地域「共助」・行政「公助」の力を結集し、地域防災・消防体制の充実を図ることで「みんなで取組む防災・減災のまち」の実現を目指す。</p> <p>(3) 地域防災・消防体制の充実に関する施策の取組 ア 地域の防災力の向上 ・新しい訓練の取り入れや多くの市民が参加しやすい防災訓練を実施するとともに、家庭における防災知識の普及や防災意識の向上を図る。 ・市民の自主的な災害情報の入手と適切な避難行動につながる取組を推進するとともに、自主防災組織の活動に対する支援を行う。 ・避難行動要支援者の円滑な避難のため、避難支援者による支援体制を推進する。 イ 防災・減災対策の推進 ・災害情報などを迅速かつ的確に伝達できるよう、情報伝達手段の多様化を図るとともに、利用方法の周知を図る。 ・ハザードマップの配布を行うことで、災害発生時における安全で迅速な避難行動につながる取組を推進する。 ・地震災害時における住宅の倒壊を防ぎ、市民の生命を守るために、旧耐震住宅居住者を対象とした耐震化の啓発やリフォームに合わせた耐震改修の誘導を行う。 ウ 災害時体制の強化 ・社会情勢等の変化に応じた実効的な地域防災計画の見直しや、その他関連計画、マニュアル等の作成・見直しを行う。 ・災害時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資器材や備蓄食糧などの充実を図る。 ・他市町や民間企業などを中心に災害時応援協定を締結し、災害時における物資・資材の提供、人員派遣などの連携・協力体制の充実を図る。 エ 消防体制の充実 ・埼玉東部消防組合と消防団が円滑な消火活動ができる体制の充実を図る。 ・火災予防や地域防災に不可欠な消防団員の確保に努めるとともに、教育研修や活動備品の充実を図る。</p>	<p>市の現状を踏まえた記述内容の見直し</p> <p>市の現状を踏まえた記述内容の見直し</p> <p>意見照会結果の反映</p>
12	第1編-6	<p>【防災に関する施策の体系】 (図省略) 出典：白岡市「第5次白岡市総合振興計画（平成29年3月）」</p> <p>第2節 防災関係機関等の事務又は業務の大綱 第1 市及び関係機関 1 市 2 災害応急対策</p>	<p>【防災に関する施策の体系】 (図省略)：図更新 出典：白岡市「第6次白岡市総合振興計画（令和4年3月）」</p> <p>第2節 防災関係機関等の事務又は業務の大綱 第1 市及び関係機関 1 市 <2 災害応急対策></p>	<p>市の現状を踏まえた記述内容の見直し</p>
13	第1編-7	<p>(2) 警報の伝達及び避難勧告又は避難指示に関すること。 第2 指定地方行政機関</p>	<p>(2) 警報の伝達及び避難情報に関すること。 第2 指定地方行政機関</p>	<p>県計画を踏まえた記述の更新</p>

管理番号	計画の頁	改正前	改正後	修正理由等
14	第1編-8	<p><関東農政局> <1 災害予防対策> ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等の点検・整備事業に関すること。 2 応急対策 3 復旧</p>	<p><関東農政局> <1 災害予防> ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること。 2 <u>災害応急対策</u> 3 <u>災害復旧</u></p>	<p>県計画を踏まえた記述の更新</p>
15	第1編-9	<p><東京管区気象台> 1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。</p>	<p><東京管区気象台> 1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する<u>こと</u>。 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関する<u>こと</u>。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する<u>こと</u>。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する<u>こと</u>。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する<u>こと</u>。 6 <u>災害時等に地方自治体へ職員を派遣し、防災対応支援のため、防災気象情報の提供及び解説、防災対策への助言を行う。（気象庁防災対応支援チーム：JETT）</u></p>	<p>意見照会結果の反映</p>
16	第1編-10	<p>第4 県及び県の機関 <埼玉県> <2 災害応急対策> (2) 警報の発令及び伝達並びに避難勧告又は避難指示に関する<u>こと</u>。</p>	<p>第4 県及び県の機関 <埼玉県> <2 災害応急対策> (2) 警報の発令及び伝達並びに避難指示に関する<u>こと</u>。</p>	<p>意見照会結果の反映</p>
17	第1編-11	<p><埼玉県春日部農林振興センター> 2 農業災害融資に関する<u>こと</u>。 3 農作物病害虫防除対策及び指導に関する<u>こと</u>。</p>	<p><埼玉県春日部農林振興センター> 2 <u>埼玉県農業災害対策特別措置条例に係る助成及び融資に関する<u>こと</u>。</u> 3 <u>農地及び農業用施設等に係る災害復旧事業に関する<u>こと</u>。</u></p>	<p>意見照会結果の反映</p>
18	第1編-12	<p>第5 指定公共機関及び指定地方公共機関 1 指定公共機関 <東日本旅客鉄道(株)大宮支社（白岡駅）（新白岡駅）> 1 災害により線路が不通となった場合の旅客の輸送手配、不通区間を新幹線、自動車による代行輸送及び連絡社線の振替輸送に関する<u>こと</u>。 2 災害により線路が不通となった場合は、次のとおり行う<u>こと</u>。 (1) 列車の運転整理及び折返し運転、う回に関する<u>こと</u>。 (2) 線路の復旧及び脱線車両を復線、修理及び検査の上、速やかな開通手配に関する<u>こと</u>。 3 線路、架線、ずい道、橋りょう等の監視及び場合によっては巡回監視に関する<u>こと</u>。 4 死傷者の救護及び処置に関する<u>こと</u>。 5 事故の程度によっては、部外への救援要請及び報道機関への連絡に関する<u>こと</u>。 6 停車場その他輸送に直接関係のある建築物、電力施設、信号保安施設、通信施設の保守及び管理に関する<u>こと</u>。</p>	<p>第5 指定公共機関及び指定地方公共機関 1 指定公共機関 <東日本旅客鉄道(株)大宮支社（白岡駅）（新白岡駅）> 1 災害により線路が不通となった場合の旅客の輸送手配、不通区間を新幹線、自動車による代行輸送及び連絡社線の振替輸送を行う<u>こと</u>。 2 災害により線路が不通となった場合 (1) 列車の運転整理及び折返し運転、う回を行う<u>こと</u>。 (2) 線路の復旧及び脱線車両を復線、修理をし、検査の<u>うえ</u>速やかな開通手配を<u>すること</u>。 3 線路、架線、ずい道、橋りょう等の監視及び場合によっては巡回監視を行う<u>こと</u>。 4 死傷者の救護及び処置を行う<u>こと</u>。 5 事故の程度によっては、部外への救援要請及び報道機関への連絡を行う<u>こと</u>。 6 停車場その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設、通信施設の保守及び管理を行う<u>こと</u>。</p>	<p>意見照会結果の反映</p>
19	第1編-12	<p><東日本電信電話(株)埼玉事業部> 2 災害時における非常通信の確保及び警報の伝達に関する<u>こと</u>。 (記述なし)</p>	<p><東日本電信電話(株)埼玉事業部> <株NTTドコモ> 2 災害時における<u>重要通信の確保</u>に関する<u>こと</u>。</p>	<p>県計画を踏まえた記述の更新</p>
20	第1編-12	<p><さいたま放送局> 3 災害時における広報活動、被害状況等の速報に関する<u>こと</u>。</p>	<p><KDDI(株)> <ソフトバンク(株)> 1 <u>重要通信の確保</u>に関する<u>こと</u>。 2 <u>災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関する<u>こと</u>。</u></p>	<p>県計画を踏まえた記述の追加</p>
21	第1編-12	<p><日本赤十字社埼玉県支部> 1 災害応急救護のうち、医療、助産及び遺体の処理（遺体の一時保存を除く。）に関する<u>こと</u>。 2 救助に関し、地方公共団体以外の団体又は個人による協力の連絡調整に関する<u>こと</u>。</p>	<p><日本赤十字社埼玉県支部> 1 災害応急救護のうち、<u>避難所の設置の支援</u>、医療、助産及び遺体の処理（遺体の一時保存を除く。）を行う<u>こと</u>。 2 救助に関し、地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡調整を行う<u>こと</u>。</p>	<p>県計画を踏まえた記述の更新</p>
22	第1編-12	<p><日本放送協会> <さいたま放送局> 3 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関する<u>こと</u>。</p>	<p><日本放送協会> <さいたま放送局> 3 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関する<u>こと</u>。</p>	<p>県計画を踏まえた記述の更新</p>

管理番号	計画の頁	改正前	改正後	修正理由等
23	第1編-12	<p><東京ガス(株)埼玉支社></p> <p>第4節 白岡市の概要</p> <p>第2 自然条件</p> <p>1 気候・気象</p>	<p><東京ガスネットワーク(株)埼玉支社></p> <p>第4節 白岡市の概要</p> <p>第2 自然条件</p> <p>1 気候・気象</p>	
24	第1編-16	<p>気候は太平洋側気候に属し、冬は北西の強い季節風を伴う晴天の日が多く、空気が乾燥し、夏は日中に高温となり、雷の発生が多く、ひょうも多いことが特徴である。近隣の気象観測点（気象庁：さいたま）における年平均気温は約15度、降水量は約1,350mmとなっている。特に、6月から10月にかけての梅雨期から台風期に降雨が集中する傾向がある。</p>	<p>気候は太平洋側気候に属し、冬は北西の強い季節風を伴う晴天の日が多く、空気が乾燥し、夏は日中に高温となり、雷の発生が多く、ひょうも多いことが特徴である。近隣の気象観測点（気象庁：<u>久喜地域気象観測所</u>）における年平均気温は約15℃、<u>年降水量は約1,320mm</u>となっている。特に、<u>5月</u>から10月にかけての梅雨期から台風期に降雨が集中する傾向がある。</p>	資料等の時点的な更新
25	第1編-16	<p>【白岡市気象状況】 （表省略） 出典：気象庁ホームページ（観測点：さいたま）</p> <p>第3 社会条件</p>	<p>【白岡市気象状況】 （表省略）：表更新 出典：気象庁ホームページ（観測点：<u>久喜地域気象観測所の平年値</u>）</p> <p>第3 社会条件</p>	資料等の時点的な更新
26	第1編-18	<p>1 人口・世帯</p> <p>市の人口の動向を見ると、最近の約10年は微増傾向にあり、平成28年には5万2千人を超えたが、平成31年はわずかながら減少に転じている。 年齢別人口構成では、年少人口（0から14歳）及び生産年齢人口（15から64歳）は減少傾向にあり、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向となっている。高齢化率は直近の10年間で約7%上昇している。 世帯数の動向を見ると、人口とともに増加を続けており、平成30年には2万1千世帯を超えている。一方、世帯当たりの人口は年々減少傾向にあり、平成31年には2.44人/世帯となっている。</p>	<p>1 人口・世帯</p> <p><u>市の人口の動向を見ると、平成25年の約5万1千人から令和5年には約5万3千人となり、直近10年では微増傾向にある。</u> 年齢別人口構成では、年少人口（0から14歳）及び生産年齢人口（15から64歳）は減少傾向にあり、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向となっている。高齢化率は直近の10年間で約5%上昇している。 <u>世帯数の動向を見ると、平成27年には2万世帯を超え、令和5年には2万3千世帯に迫り、人口を上回るペースで増加を続けている。これにより、世帯当たりの人口は年々減少傾向となり、令和5年には2.31人/世帯となっている。</u></p>	資料等の時点的な更新
27	第1編-18	<p>【市の人口動向】 （表省略）</p>	<p>【市の人口動向】 （表省略）：表更新</p>	
28	第1編-19	<p>2 産業</p> <p>国勢調査（平成27年）によると、就業者の総数は25,160人で、第1次産業が585人（2.3%）、第2次産業が5,761人（22.9%）、第3次産業が17,887人（71.1%）、分類不能が927人（3.7%）となっている。前回の国勢調査（平成22年）から、第1次産業の人口が減少し、第2次産業及び第3次産業の人口は増加している。 第1次産業の大半は農業で、主な作物は稲、梨である。特に梨は特産品であり、県内有数の産地となっている。ただし、近年、稲、梨はともに作付け面積が減少傾向にある。 第2次産業では、建設業と製造業が就業人口でおおよそ1:2の割合となっている。平成29年工業統計によれば、製造業事業所数が47事業所、年間製造品出荷額が約500億円となっている。 第3次産業は、平成28年経済センサスによれば、商業事業所数は264事業所、年間商品販売額では約750億円となっている。</p>	<p>2 産業</p> <p>国勢調査（<u>令和2年</u>）によると、就業者の総数は25,604人で、第1次産業が481人（1.9%）、第2次産業が5,493人（21.5%）、第3次産業が18,818人（73.5%）、分類不能が812人（3.2%）となっている。前回の国勢調査（平成27年）から、<u>第1次産業と第2次産業の人口が減少し、第3次産業の人口は増加している。</u> 第1次産業の大半は農業で、主な作物は稲、梨である。特に梨は特産品であり、県内有数の産地となっている。ただし、近年、稲、梨はともに作付け面積が減少傾向にある。 第2次産業では、建設業と製造業が就業人口でおおよそ1:2の割合となっている。<u>令和2年工業統計によれば、製造業事業所数が48事業所、年間製造品出荷額が約608億円となっている。</u> 第3次産業は、<u>令和3年経済センサスによれば、商業事業所数は237事業所、年間商品販売額では約645億円となっている。</u></p>	資料等の時点的な更新
29	第1編-19	<p>【白岡市の産業分類別人口】 （図省略）</p>	<p>【白岡市の産業分類別人口】 （図省略）：図追加 出典：<u>国勢調査（令和2年）</u></p>	意見照会結果の反映
30	第1編-22	<p>第5節 防災対策の基本方針</p> <p>第3 基本方針</p> <p>1 市民一人ひとりの防災力の強化【自助】</p> <p>（2）家庭内備蓄の周知・徹底</p> <p>災害直後の混乱期における飲料水・食料の確保のため、広報紙や市のホームページを通じて家庭における3日分以上の備蓄（1週間を推奨）を啓発、促進する。</p>	<p>第5節 防災対策の基本方針</p> <p>第3 基本方針</p> <p>1 市民一人ひとりの防災力の強化【自助】</p> <p>（2）家庭内備蓄の周知・徹底</p> <p>災害直後の混乱期における飲料水・食料の確保のため、広報紙や市のホームページを通じて家庭における<u>1週間分の備蓄（最低3日以上）</u>を啓発、促進する。</p>	意見照会結果の反映
31	第1編-23	<p>3 災害に強いまちづくりと防災体制の強化【公助】</p> <p>（5）情報通信設備の整備</p> <p>災害情報の伝達、被害状況の把握、市民への避難勧告又は避難指示、関係機関との連絡調整などの災害時の情報収集・伝達が確実にいえるようMCA無線、衛星携帯電話、非常電源装置など情報通信設備の整備に努める。</p>	<p>3 災害に強いまちづくりと防災体制の強化【公助】</p> <p>（5）情報通信設備の整備</p> <p>災害情報の伝達、被害状況の把握、市民への避難指示、関係機関との連絡調整などの災害時の情報収集・伝達が確実にいえるようMCA無線、<u>IP無線</u>、衛星携帯電話、非常電源装置など情報通信設備の整備に努める。</p>	意見照会結果の反映
		第3編 風水害対策編	第2編 風水害対策編	

管理番号	計画の頁	改正前	改正後	修正理由等
32	第2編-25	<p>このような大雨をはじめとする風水害の特徴を踏まえ、この計画では日頃から行う防災・減災活動等に重点を置いた予防計画「第2章 風水害予防計画」、突発的又は暫時的災害が拡大する風水害に対処する初動・応急活動等に重点を置いた応急計画「第3章 風水害応急対策計画」、直接・間接に被害が及ぶ地域社会の迅速な復興と被災者の生活再建等に重点を置いた復旧復興計画「第4章 風水害復旧及び復興計画」、新たな災害リスクへの対応計画「第5章 突風・竜巻等対策計画」、「第6章 大規模水害対策計画」、「第7章 雪害対策計画」を定めている。</p>	<p>このような大雨をはじめとする風水害の特徴を踏まえ、この計画では日頃から行う防災・減災活動等に重点を置いた予防計画「第2章 風水害予防計画」、突発的又は暫時的災害が拡大する風水害に対処する初動・応急活動等に重点を置いた応急計画「第3章 風水害応急対策計画」、直接・間接に被害が及ぶ地域社会の迅速な復興と被災者の生活再建等に重点を置いた復旧復興計画「第4章 風水害復旧及び復興計画」、新たな災害リスクへの対応計画「第5章 竜巻等突風対策計画」、「第6章 大規模水害対策計画」、「第7章 雪害対策計画」を定めている。</p>	<p>震災対策編と風水害対策編の入れ替えによる必然的な変更</p>
33	第2編-26	<p>第1章 風水害対策の総則 第1節 過去の水害と風水害の特徴 第1 касリーン台風による水害 昭和22年9月15日6時に浜松南方の沖合に現れたカスリーン台風は、同日20～21時房総半島の南端を横切り、台風が本土に接近する前から停滞していた前線を刺激して13日から大雨となり、特に南東に面した山岳斜面は、降雨量が大きく、300～500mmとなった。9月16日0時20分、埼玉県北埼玉郡東村新川通地先(旧大利根町)において延長340m、茨城県猿島郡中川村長沼地先で延長250mの堤防が決壊し、氾濫水は東京に到達し、葛飾区、江戸川区の大半が水没した。この氾濫による浸水面積は約440km²にも及んだ。</p>	<p>第1章 風水害対策の総則 第1節 過去の水害と風水害の特徴 第1 касリーン台風による水害 昭和22年9月15日6時に浜松南方の沖合に現れたカスリーン台風は、同日20～21時房総半島の南端を横切り、台風が本土に接近する前から停滞していた前線を刺激して13日から大雨となり、特に南東に面した山岳斜面は、降雨量が大きく、300～500mmとなった。9月16日0時20分、埼玉県北埼玉郡東村新川通地先(現加須市)において延長340m、茨城県猿島郡中川村(現板東市)長沼地先で延長250mの堤防が決壊し、氾濫水は東京に到達し、葛飾区、江戸川区の大半が水没した。この氾濫による浸水面積は約440km²にも及んだ。</p>	<p>資料等の時点的な更新</p>
34	第2編-26	<p>第2 近年の水害 市では、台風などにより元荒川及び姫宮落川などの氾濫、中小河川の越流などにより、たびたび水害が発生している。</p>	<p>第2 近年の水害 市では、台風などにより隼人堀川、姫宮落川や中小河川の越流など、たびたび水害が発生している。</p>	<p>資料等の時点的な更新</p>
35	第2編-27	<p>【風水害等の被害状況(平成19年～令和2年)】 (表省略)</p>	<p>【風水害等の被害状況(平成19年～令和3年)】 (表省略)：表更新 令和3年7月30日の災害追加</p>	<p>意見照会結果の反映</p>
36	第2編-28	<p>第2節 浸水想定区域 第2 利根川の浸水想定区域</p>	<p>第2節 浸水想定区域 第2 利根川の浸水想定区域 1 国の浸水想定 2 県の浸水想定</p>	<p>資料等の時点的な更新</p>
37	第2編-30	(記述なし)	<p>埼玉県では、水防法で公表が定められた洪水予報河川及び水位周知河川(18河川)以外の県管理河川について、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域を市町村ごとに水害リスク情報図として公表している。</p>	<p>県計画を踏まえた記述の追加</p>
38	第2編-30	(記述なし)	<p>【水害リスク情報図(利根川水系中川流域)】 (図省略)：図追加 資料：想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域等について(埼玉県ホームページ)</p>	<p>県計画を踏まえた記述の追加</p>
39	第2編-30	(記述なし)	<p>第3節 被害想定と基本方針 第1 想定風水害</p>	<p>資料等の時点的な更新</p>
40	第2編-31	第3節 被害想定と基本方針	<p>市域において被害が想定される浸水害、地震等の危険性の評価や、都市構造、ライフラインなどの社会基盤を整理することにより、災害の危険性及び防災上の問題点等を明確化し、今後の防災対策のための基礎資料として活用するため、令和4年度に防災アセスメント調査を実施した。</p>	<p>令和4年度防災アセスメント調査結果の反映による</p>
41	第2編-31	(記述なし)	<p>防災アセスメント調査では、市域に被害をもたらす風水害として、国及び埼玉県が作成した洪水浸水想定区域を用いて被害想定を行った。</p>	
42	第2編-31	(記述なし)	<p>【想定風水害(洪水浸水想定区域)】 (表省略)：表追加</p>	<p>令和4年度防災アセスメント調査結果の反映による</p>
43	第2編-31		<p>第2 主な被害予測項目</p>	

管理番号	計画の頁	改正前	改正後	修正理由等
44	第2編-31	(記述なし)	<u>風水害の被害想定における主な被害予測項目は次のとおりである。</u>	令和4年度防災アセスメント調査結果の反映による
45	第2編-32	(記述なし)	<u>【風水害の主な被害予測項目】</u> (表省略) : 表追加	令和4年度防災アセスメント調査結果の反映による
46	第2編-31		第3 想定結果	
47	第2編-32	(記述なし)	<u>各想定風水害における被害想定結果は次のとおりである。</u>	令和4年度防災アセスメント調査結果の反映による
48	第2編-32		<u>【各想定風水害における想定結果】</u> (表省略) : 表追加	令和4年度防災アセスメント調査結果の反映による
		<ul style="list-style-type: none"> ・浸水想定区域の見直し（想定降雨を計画最大から想定最大へ修正） ・避難勧告等の発令・伝達 ・住民の避難行動の促進による人命の保護 ・避難所における環境確保 <p>市では、これらの重点事項を踏まえ、起こりうる最大規模の洪水を想定するため荒川及び利根川の浸水想定区域を把握するとともに、避難を確実にするための市民、自主防災組織、行政区の防災教育及び防災訓練、要配慮者の避難支援、河川水位と連動した災害対策本部の配備基準等の内容を反映させた計画を策定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水想定区域の見直し（想定降雨を計画最大から想定最大へ修正） ・避難情報の発令・伝達 ・防災気象情報や避難情報に応じた適切な避難行動 ・住民の避難行動の促進による人命の保護 ・避難所における環境確保 <p>市は、<u>これらの重点事項を踏まえ、防災アセスメントによる被害想定結果から、風水害対策の前提とする計画フレームを利根川、小山川浸水想定区域と設定するとともに、避難を確実にするための市民、自主防災組織、行政区の防災教育及び防災訓練、要配慮者の避難支援、河川水位と連動した災害対策本部の配備基準等の内容を反映させた計画を策定する。</u></p>	令和4年度防災アセスメント調査結果の反映による
49	第2編-33	<p>第2章 風水害予防計画</p> <p>第1節 地域防災力の向上</p> <p>第1 自助〔市民の防災力向上（普及啓発・防災教育）〕□ 【安心安全課】</p> <p>「自らの安全は自ら守る」（自助）の取組を促進・推進する。</p>	<p>第2章 風水害予防計画</p> <p>第1節 地域防災力の向上</p> <p>第1 自助〔市民の防災力向上（普及啓発・防災教育）〕□ 【安心安全課】</p> <p><u>市民は、平常時より食料・飲料水等の備蓄などの災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るための行動をとることが重要である。また、発災時には、速やかな初期消火、近隣の負傷者及び避難行動要支援者の支援、避難場所や避難所での自主的な活動、あるいは市や防災関係機関公共機関が行う防災活動への協力など、防災への寄与に努めることが求められる。</u></p> <p><u>市は、自主防災思想の普及、徹底を図り、自助、共助の取組を促進するものとする。</u></p>	市の現状を踏まえた記述内容の見直し
50	第2編-33	<p>(6) 食糧、飲料水、簡易トイレ、トイレットペーパー等生活必需品の備蓄（最低3日間（推奨1週間）分を目標）</p> <p>(7) ガラスの飛散・落下防止対策</p> <p>(8) ブロック塀や自動販売機等、住居回りの安全点検・改修</p> <p>(9) 災害時の家族同士の連絡方法の確認（災害用伝言ダイヤル171など）</p> <p>(10) 自主防災組織への参加</p> <p>(11) 市、県、自治会、自主防災組織等が実施する防災訓練、防災活動への参加</p> <p>(12) 近隣住民との積極的な交流及び地域活動（町内会・自治会の活動）への参加</p> <p>(13) 近隣の要配慮者への配慮</p> <p>(14) 家庭や地域での防災総点検の実施</p>	<p>1 身近な自助</p> <p>(6) 食糧、飲料水、<u>携帯トイレ</u>、簡易トイレ、トイレットペーパー等生活必需品の備蓄（<u>1週間分以上（最低3日間）</u>を目標）</p> <p>(7) <u>自動車へのこまめな満タン給油</u></p> <p>(8) ガラスの飛散・落下防止対策</p> <p>(9) ブロック塀や自動販売機等、住居回りの安全点検・改修</p> <p>(10) 災害時の家族同士の連絡方法の確認（災害用伝言ダイヤル171など）</p> <p>(11) 自主防災組織への参加</p> <p>(12) 市、県、自治会、自主防災組織等が実施する防災訓練、防災活動への参加</p> <p>(13) 近隣住民との積極的な交流及び地域活動（町内会・自治会の活動）への参加</p> <p>(14) 近隣の要配慮者への配慮</p> <p>(15) <u>保険・共済への加入など生活再建に向けた事前の備え</u></p> <p>(16) 家庭や地域での防災総点検の実施</p> <p>(17) <u>飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備</u></p>	県計画を踏まえた記述の更新
		2 実践的な自助	2 実践的な自助	

管理番号	計画の頁	改正前	改正後	修正理由等
51	第2編-33	(「震災対策編第2章第4節第1 2実践的な自助」を準用する。) (1) 実践的な訓練の導入 市及び県は、市民を対象とする訓練に災害図上訓練(DIG※1)や避難所開設・運営訓練(HUG※2)を取り入れ、住民参加型で地域に即した実践的な訓練の実施・普及に努める。	<u>(1) 実践的な訓練の導入</u> <u>また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</u>	県計画を踏まえた記述の追加
52	第2編-34	(3) 家庭内の3つの取組の普及 市民は、特に次に掲げる事項について日頃から備え、自ら震災に備える取組を家庭内で実施する。 ウ 家庭内で備蓄を行う(最低3日間(推奨1週間)分を目標とする)。特に、飲料水や食糧などを普段から多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリング備蓄」を導入する。 市及び県は、3つの取組を中心に、市民が日頃から発災時の行動を家族とよく話題にするよう働きかける。	(3) 家庭内の3つの取組の普及 市民は、特に次に掲げる事項について日頃から備え、自ら <u>災害</u> に備える取組を家庭内で実施する。 ウ 家庭内で備蓄を行う(1週間分(最低3日間)を目標とする)。特に、飲料水や食糧などを普段から多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「 <u>ローリングストック法</u> 」を導入する。 <u>また、災害時にはトイレが使えなくなるため、携帯トイレの備蓄は、1週間分を行う。</u>	意見照会結果の反映
53	第2編-34	(記述なし)	<u>3 適切な避難行動のための知識に関する普及啓発</u>	
54	第2編-34	(記述なし)	<u>市民が避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス(自分が経験したことのない危険や脅威を過小評価する傾向)等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動がとれるよう、市は正常性バイアス等の知識を教える防災教育や避難訓練の実施等、普及啓発に努めるものとする。</u>	県計画を踏まえた記述の追加
55	第2編-35	第2 共助[自主防災組織の強化]□【自主防災組織等】【安心安全課】 また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の活性化を促す。併せて、女性の参画の促進に努める。	第2 共助[自主防災組織の強化]□【自主防災組織等】【安心安全課】 研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の活性化を促す。併せて、 <u>女性の責任者又は副責任者を置くことなど、女性の参画の促進に努める。また、男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練を指導できる人材の育成に努める。</u>	県計画を踏まえた記述の追加
56	第2編-35	1 自主防災組織の結成と活動の充実・強化 (記述なし)	1 自主防災組織の結成と活動の充実・強化 ■資料-5 白岡市自主防災組織補助金交付要綱 ■資料-6 白岡市自主防災組織連絡協議会補助金交付要綱	数値等の時点的な更新
57	第2編-36	第3 共助[事業所等の防災体制の充実]□【安心安全課】【消防署】 市は、市内に立地する企業等における防災組織の育成指導を図るとともに、企業等における事業継続のための取組を支援する。	第3 共助[事業所等の防災体制の充実]□【安心安全課】【消防署】 市は、市内に立地する企業等における防災組織の育成指導を図るとともに、 <u>白岡市商工会との連携により策定した事業継続力強化支援計画に基づき、中小企業等の小規模事業者を対象とする事業継続力強化支援事業(災害に対する事前対策、発災時の応急対策のための取組等)を実施する。</u>	市の防災体制の見直しによる
58	第2編-36	1 一般企業の防災組織 (1) データ等のバックアップ対策の強化 浸水想定区域内の民間企業等は、大規模水害時における被害の軽減と重要業務の継続性の確保を図る観点から、浸水による損失影響が大きい在庫品、資機材、生産設備、サーバー機器、書類等をあらかじめリストアップし、これらのバックアップ対策を強化する。	1 一般企業の防災組織 (1) データ等のバックアップ対策の強化 浸水想定区域内の一般企業は、大規模水害時における被害の軽減と重要業務の継続性の確保を図る観点から、浸水による損失影響が大きい在庫品、資機材、生産設備、サーバー機器、書類等をあらかじめリストアップし、これらのバックアップ対策を強化する。	用語の見直し
59	第2編-36	(3) 電力等のライフライン途絶時の代替手段の確保 浸水想定区域内の民間企業等は、浸水に伴う停電被害に備え、非常用発電装置を配備するとともに、施設内の電気系統を浸水区画とそれ以外の区画を分離することにより、施設内の停電範囲を最小限にとどめるための対策を検討する。	(3) 電力等のライフライン途絶時の代替手段の確保 浸水想定区域内の一般企業は、浸水に伴う停電被害に備え、非常用発電装置を配備するとともに、施設内の電気系統を浸水区画とそれ以外の区画を分離することにより、施設内の停電範囲を最小限にとどめるための対策を検討する。	用語の見直し
60	第2編-36	(記述なし)	<u>(5) 従業員等の安全確保対策</u> <u>企業は、災害により屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</u>	県計画を踏まえた記述の追加
61	第2編-37	3 危険物施設、高圧ガス施設等の防災組織 また、専門知識を有する高圧ガス関係業界及び高圧ガス関係の保安団体に対し、防災活動に関する技術又は防災訓練の実施等に関する指導・助言に努め、その育成を図る。	3 危険物施設、高圧ガス施設等の防災組織 また、専門知識を有する高圧ガス関係業界及び高圧ガス関係の保安団体に対し、防災活動に関する技術又は防災訓練の実施等に関する指導・助言に努め、その育成を図る。 <u>事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めるものとする。</u>	県計画を踏まえた記述の追加

管理番号	計画の頁	改正前	改正後	修正理由等
62	第2編-37	<p>6 要配慮者利用施設の防災組織 浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について、市長に報告するものとする。 ■資料-103 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設</p>	<p>6 要配慮者利用施設の防災組織 浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、<u>避難確保計画等</u>を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について、市長に報告するものとする。 ■資料-7 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設</p>	意見照会結果の反映
63	第2編-39	<p>第2節 防災教育 第1 市民に対する防災教育口【安心安全課】【消防署】 1 市民の防災学習の内容 (1) 洪水発生のおそれと想定される被害 (3) 避難勧告等が発令されたときに市民がとるべき行動</p>	<p>第2節 防災教育 第1 市民に対する防災教育口【安心安全課】【消防署】 1 市民の防災学習の内容 (1) 洪水発生のおそれと想定される被害 (3) <u>避難情報</u>が発令されたときに市民がとるべき行動</p>	用語の見直し
64	第2編-40	<p>2 防災学習の方法 (8) 風水害時の避難行動の周知・啓発 市は、風水害時に切迫する状況下において、市民一人ひとりが命を守るための緊急的な行動として、「避難勧告等に関するガイドライン（平成29年1月、内閣府）」に基づき、市が発令する避難勧告等と対応する避難行動（安全確保行動）について、広報紙及び市ホームページにて周知・啓発する。</p>	<p>2 防災学習の方法 (8) 風水害時の避難行動の周知・啓発 水害は<u>ある程度予測可能な災害であることから、市民一人ひとりが早めに準備をし、的確な避難行動をとることで自らの命を守ることができる。このため、大雨や台風等が接近し水害の危険性が高まっているときに自らがとる行動をあらかじめ時系列で整理するマイ・タイムラインの作成など適切な避難行動に関する普及啓発を行う。</u></p>	県計画を踏まえた記述の追加
65	第2編-40	<p>3 災害に関する各種資料の収集・提供 (「震災対策編第2章第5節第1 3災害に関する各種資料の収集・提供」を準用する。) 市及び県は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化※を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。</p>	<p>3 災害に関する各種資料の収集・提供 市及び県は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化※を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。また、<u>国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。</u></p>	県計画を踏まえた記述の更新
66	第2編-41	<p>第2 児童・生徒に対する防災教育口【教育指導課】 2 学校行事としての防災教育 防災意識の向上を図るため、避難訓練を行うとともに防災専門家や大規模水害や竜巻の被災者の講演、カスリーン台風の被害等による疑似体験及び防災学習センター等での暴風体験学習を実施する。</p>	<p>第2 児童・生徒に対する防災教育口【教育指導課】 2 学校行事としての防災教育 防災意識の向上を図るため、避難訓練を行うとともに防災専門家や大規模水害や竜巻の被災者の講演、カスリーン台風の被害等による疑似体験及び防災学習センター等での暴風体験学習を実施する。 <u>さらに、学校における消防団員・水防団・自主防災組織・防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。</u></p>	市の防災体制の見直しによる
67	第2編-41	<p>第3 自主防災組織に対する防災教育口【安心安全課】【消防署】 (「震災対策編第2章第5節第3自主防災組織に対する防災教育」を準用する。) (9) 集団避難の実施に関すること。 (10) 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力に関すること。 (11) 要配慮者の安全確保等に関すること。 (12) 避難所の運営協力に関すること。</p>	<p>第3 自主防災組織に対する防災教育口【安心安全課】【消防署】 (9) <u>防災士資格の取得に関すること。</u> (10) <u>集団避難の実施に関すること。</u> (11) <u>炊き出し及び救助物資の分配に対する協力に関すること。</u> (12) <u>要配慮者の安全確保等に関すること。</u> (13) <u>避難所の運営協力に関すること。</u></p>	意見照会結果の反映
68	第2編-41	<p>第4 職員に対する防災教育口【安心安全課】【消防署】 1 市職員に対する防災教育 (2) 実践的な現地訓練の実施 避難勧告等の伝達や避難誘導を行う対策要員に対し、避難所の開設、情報の収集、広報活動、物資の供給等の応急活動を想定した現地での訓練を実施する。</p>	<p>第4 職員に対する防災教育口【安心安全課】【消防署】 1 市職員に対する防災教育 (2) 実践的な現地訓練の実施 避難情報の伝達や避難誘導を行う対策要員に対し、避難所の開設、情報の収集、広報活動、物資の供給等の応急活動を想定した現地での訓練を実施する。</p>	用語の見直し
69	第2編-43	<p>第3節 防災訓練 第2 実践的な個別訓練の実施口【安心安全課】【消防署】【防災関係機関】 1 市が実施する避難訓練 (1) 市の避難訓練 時宜に発令（設定）されている警戒レベルに基づき、円滑、迅速かつ確実に伝達及び立ち退き等を行うため、市が中心となり、防災関係機関の参加のもと、市民や消防団、自主防災組織等の協力を得て毎年1回以上実施する。</p>	<p>第3節 防災訓練 第2 実践的な個別訓練の実施口【安心安全課】【消防署】【防災関係機関】 1 市が実施する避難訓練 (1) 市の避難訓練 時宜に発令（設定）されている<u>避難情報</u>に基づき、円滑、迅速かつ確実に伝達及び立ち退き等を行うため、市が中心となり、防災関係機関の参加のもと、市民や消防団、自主防災組織等の協力を得て毎年1回以上実施する。</p>	用語の見直し

管理番号	計画の頁	改正前	改正後	修正理由等
70	第2編-43	第4節 風水害に備えた活動体制の強化 第1 活動体制の整備 2 警戒体制・非常体制（災害対策本部設置）の整備 （2）警戒レベル等の発令基準の改善 市は、移動に要する時間を含めた避難完了までに要する時間を把握し、雨量、河川水位の状況、気象警報・洪水予報の発表状況等に応じた適切な警戒レベル等の発令のタイミングを検討しておく。	第4節 風水害に備えた活動体制の強化 第1 活動体制の整備 2 警戒体制・非常体制（災害対策本部設置）の整備 （2） <u>避難情報の発令基準の改善</u> 市は、移動に要する時間を含めた避難完了までに要する時間を把握し、雨量、河川水位の状況、気象警報・洪水予報の発表状況等に応じた適切な <u>避難情報の発令のタイミング</u> を検討しておく。	用語の見直し
71	第2編-48	(記述なし)	7 <u>防災行動計画（タイムライン）の作成</u>	
72	第2編-48	(記述なし)	<u>市は、県及び防災関係機関と連携し、災害時に発生する状況を想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。</u> <u>また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。</u>	県計画を踏まえた記述の追加
73	第2編-48	(記述なし)	8 応援受入体制の整備	
74	第2編-48	(記述なし)	<u>（1）市は、大規模災害発生時等に国や地方自治体など外部からの応援を迅速かつ円滑に受入れる体制を確保するため、受援計画の策定に努める。</u> <u>（2）応援職員等を迅速・的確に受入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。</u> <u>（3）新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。</u>	県計画を踏まえた記述の追加
75	第2編-48	(記述なし)	<u>（4）消防、警察等の応援部隊が被災地で活動するための活動拠点や応援物資の受入拠点を定めるとともに、拠点の運営体制を整備する。</u> <u>（5）防災関係機関への応援・協力要請等の手続が円滑に行えるよう、あらかじめ要請手続、要請内容、経費負担等に関する協定の締結又は事前協議を行い、その内容をマニュアル化して職員への周知徹底を図るとともに、平常時から訓練及び情報交換等を実施する。</u>	県計画を踏まえた記述の追加
76	第2編-48	(記述なし)	9 広域避難・広域一時滞在の体制整備 <u>市は、大規模広域災害時の円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との相互協力協定の締結や、市町村間の住民等の搬送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。</u>	意見照会結果の反映
77	第2編-48	7 応急対応、復旧復興のための人材の確保 （「震災対策編第2章第8節第1 5 応急対応、復旧復興のための人材の確保」を準用する。） 市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者を含む。）の活用や、民間の人材の任期付き採用等の人材確保方をあらかじめ整えるように努める。	10 応急対応、復旧復興のための人材の確保 市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、 <u>災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者を含む。）の活用や、民間の人材の任期付き採用等の人材確保方をあらかじめ整えるように努める。</u>	県計画を踏まえた記述の更新
78	第2編-49	8 罹災証明書の発行体制の整備 （「震災対策編第2章第8節第1 6 罹災証明書の発行体制の整備」を準用する。） 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。	11 罹災・被災証明書の発行体制の整備 市は、災害時に罹災・被災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、 <u>住家被害の調査や罹災・被災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災・被災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。</u> <u>市は市民に対し、家屋が被災した際には、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影することについて普及啓発を図るものとする。</u>	県計画を踏まえた記述の更新
79	第2編-49	第2 防災拠点の整備【安心安全課】【道路課】【下水道課】【経営課】 （「震災対策編第2章第8節第2 防災拠点の整備」を準用する。） 2 緊急輸送ネットワークの整備	第2 防災拠点の整備【安心安全課】【道路課】【 <u>上下水道課</u> 】【経営課】 2 緊急輸送ネットワークの整備	

管理番号	計画の頁	改正前	改正後	修正理由等
80	第2編-49	市内の効率的な緊急輸送を行うため、「防災基礎アセスメント調査（平成8年3月）」や「白岡町地震ハザードマップ作成業務委託（平成21年3月）」の調査結果をもとに、市の地域特性等を踏まえて、他市町村、防災関係機関及び事務所等と協議し、次に示す施設を結ぶ路線を選定し、緊急輸送道路に指定する。	市内の効率的な緊急輸送を行うため、「 <u>白岡市防災アセスメント調査（令和5年3月）</u> 」等の調査結果をもとに、市の地域特性等を踏まえて、他市町村、防災関係機関等と協議し、次に示す施設を結ぶ路線を選定し、緊急輸送道路に指定する。	令和4年度防災アセスメント調査結果の反映による
81	第2編-50	3 応急復旧時の活動体制の整備 （3）復旧状況等の情報提供体制の整備 地震発生時における緊急輸送道路の通行の可否、規制状況等を市民へ周知するための情報提供手段等の整備に努める。	3 応急復旧時の活動体制の整備 （3）復旧状況等の情報提供体制の整備 <u>災害発生時</u> における緊急輸送道路の通行の可否、規制状況等を市民へ周知するための情報提供手段等の整備に努める。	用語の見直し
82	第2編-50	第3 情報通信設備の整備 （「震災対策編第2章第8節第3情報通信設備の整備」を準用する。） 1 情報通信設備の安全対策 （5）情報機器の整備点検 地震時に支障が生じないように、情報機器や衛星携帯電話等の整備点検に努める。	第3 情報通信設備の整備 1 情報通信設備の安全対策 （5）情報機器の整備点検 <u>災害時</u> に支障が生じないように、情報機器や衛星携帯電話等の整備点検に努める。	用語の見直し
83	第2編-51	2 情報収集・伝達体制の充実 （2）情報収集体制の充実 エ 白岡市防災行政無線システム オ MCA無線等を用いた移動通信システム	2 情報収集・伝達体制の充実 （2）情報収集体制の充実 エ 白岡市防災行政用無線システム オ MCA無線・IP無線等を用いた移動通信システム	意見照会結果の反映
84	第2編-51	（3）情報伝達体制の充実 ア 市の防災行政無線 ク SNS（白岡市公式ツイッター、フェイスブック）	（3）情報伝達体制の充実 ア 市の防災行政用無線 ク <u>白岡市公式SNS</u>	市の防災体制の見直しによる
85	第2編-51	3 情報処理・分析体制の整備 （1）地震発生時に必要な情報の整理 情報の不足や不確実な情報による混乱が発生する可能性があるため、円滑に情報処理・分析が行えるよう、事前に準備すべき情報、必要となる情報を整理しておく。	3 情報処理・分析体制の整備 （1） <u>災害発生時</u> に必要な情報の整理 情報の不足や不確実な情報による混乱が発生する可能性があるため、円滑に情報処理・分析が行えるよう、事前に準備すべき情報、必要となる情報を整理しておく。	用語の見直し
86	第2編-51	イ 必要となる情報 （ア）観測情報 地震計等からの情報 （イ）被害情報 物的被害、人的被害、機能的被害に関する情報 （ウ）措置情報 市、県及び防災関係機関の行う対策に関する情報 （エ）生活情報 ライフライン等生活に関する情報	イ 必要となる情報 （ア）観測情報 <u>気象台、水位観測所、地震計等からの情報</u> <u>（イ）防災気象情報</u> <u>台風情報、気象警報・注意報などの気象庁・気象台から発表される情報</u> <u>（ウ）被害情報</u> 物的被害、人的被害、機能的被害に関する情報 <u>（エ）措置情報</u> 市、県及び防災関係機関の行う対策に関する情報 <u>（オ）生活情報</u> ライフライン等生活に関する情報	県計画を踏まえた記述の更新
87	第2編-52	4 職員の情報通信設備の使用法の習熟 （2）担当者の指名と交代要員の確保 市は、災害時に迅速に情報を収集・伝達できるよう、誰がどのような情報を収集するかを明確にし、組織的な情報の収集・伝達体制の整備を図る。また、自主防災組織、市民への情報伝達を円滑に行えるよう、担当者の任務の正しい認識及び交代要員の確保に努める。	4 職員の情報通信設備の使用法の習熟 （2）担当者の指名と <u>交替</u> 要員の確保 市は、災害時に迅速に情報を収集・伝達できるよう、誰がどのような情報を収集するかを明確にし、組織的な情報の収集・伝達体制の整備を図る。また、自主防災組織、市民への情報伝達を円滑に行えるよう、担当者の任務の正しい認識及び <u>交替</u> 要員の確保に努める。	用語の見直し
88	第2編-49	第4 ボランティア活動の環境整備【安心安全課】【地域振興課】【社会福祉協議会】	第4 <u>ボランティア等の活動支援体制の整備</u> 【安心安全課】【地域振興課】【社会福祉協議会】	市の防災体制の見直しによる
89	第2編-49	（「震災対策編第2章第8節第4ボランティア活動の環境整備」を準用する。） 大規模地震発生時には、被災地内外から様々なボランティアが多数集まってくることを予想されるため、ボランティア活動の環境整備を図る。	大規模災害発生時には、被災地内外から様々なボランティアが多数集まってくることを予想されるため、 <u>迅速かつ効果的な災害応急活動を行うことができる体制を整備する。</u>	市の防災体制の見直しによる
90	第2編-52	1 災害ボランティア活動の環境整備 市は、ボランティア団体等の協力による迅速かつ効果的な災害応急活動を行うことができる体制を整備する。そのため、白岡市社会福祉協議会と連携して参集したボランティアを円滑に受け入れるための次の事前対策を講じていく。	1 災害ボランティアの <u>支援及び活動環境の整備</u> 市は、 <u>NPOやボランティア団体の支援に取り組むとともに、埼玉県災害ボランティア団体ネットワーク（以下「彩の国会議」という。）</u> 、 <u>社会福祉協議会等関係機関の協力による迅速かつ効果的な災害応急活動を行うことができる体制を整備する。</u> そのため、 <u>彩の国会議</u> 、白岡市社会福祉協議会と連携して参集したボランティアを円滑に <u>受入れるための次の事前対策</u> を講じていく。	市の防災体制の見直しによる

管理番号	計画の頁	改正前	改正後	修正理由等
91	第2編-53	(記述なし)	<u>2 ボランティア関係機関等との情報共有</u>	
92	第2編-53	(記述なし)	<u>市及び白岡市社会福祉協議会は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティア関係機関等と連携し、日頃からボランティア情報の共有化を促進する。</u>	市の防災体制の見直しによる
93	第2編-53	第3 消防力の強化口【消防署】 (「震災対策編第2章第3節第3消防力の強化」を準用する。)	第5 消防力の強化口 【消防署】 <u>【安心安全課】</u>	
94	第2編-53	1 消防体制の充実 (1) 消防職員の養成、資質の向上 (2) 消防職員及び消防団員の非常招集体制の確立	1 消防体制の充実 (1) 消防団員の養成、資質の向上 (2) 消防団員の非常招集体制の確立	用語の見直し
95	第2編-54	■資料-12 消防機械一覧表 ■資料-13 消防団消防車両一覧表 ■資料-14 白岡市消防団一覧	■資料-8 消防機械一覧表 ■資料-9 消防団消防車両一覧表 ■資料-10 白岡市消防団一覧	数値等の時点的な更新
96	第2編-54	第6 救急救助口【消防署】 (「震災対策編第2章第8節第5救急救助」を準用する。) 1 救急救助体制の整備 市及び消防署は、消防団及び自主防災組織における救急救出救助資機材の整備を行い、消防団員及び市民等に対する救急救助訓練を行って、消防団及び自主防災組織等を中心とした各地域における救急救助体制の整備を図る。	第6 救急救助口【消防署】 1 救急救助体制の整備 <u>消防署は、消防団員及び市民等に対する救急救助訓練を行って、消防団及び自主防災組織等を中心とした各地域における救急救助体制の整備を図る。</u>	意見照会結果の反映
97	第2編-54	第6 医療救護【安心安全課】【健康増進課】【消防署】【各医療機関】	第7 医療救護口 <u>【子育て支援課】</u> 【健康増進課】【消防署】【各医療機関】	
98	第2編-55	(「震災対策編第2章第8節第6医療救護」を準用する。) (1) 初期段階の救急医療体制の充実 地震発生直後は、119番回線の不通又はふくそうや交通混雑などによる救急車両の走行障害等の状況が考えられるため、こうした事態を想定した救急医療体制の充実を図る。	(1) 初期段階の救急医療体制の充実 災害発生直後は、119番回線の不通又はふくそうや交通混雑などによる救急車両の走行障害等の状況が考えられるため、こうした事態を想定した救急医療体制の充実を図る。	用語の見直し
99	第2編-55	1 初期医療体制の整備□健康増進課 (1) 救護所の設置 (2) 救護班の編成、出動 (3) 自主防災組織等の対応救護能力の強化 (4) 救急医療機関の災害時の対応力の強化	1 初期医療体制の整備□健康増進課 (1) 救護所及び医療救護所の設置 (2) 救護班及び医療救護班の編成、出動 (3) 救急医療機関の災害時の対応力の強化	用語の見直し
100	第2編-55	2 職員による救護体制の支援□健康増進課【消防署】	2 職員による救護体制の支援□健康増進課 <u>【子育て支援課】</u> 【消防署】	
101	第2編-55	6 後方医療体制の整備□安心安全課【消防署】【各医療機関】 (1) 後方医療体制 利根保健医療圏に係る地域災害拠点病院及び県内の基幹災害拠点病院は、次のとおりである。	6 後方医療体制の整備□安心安全課【消防署】【各医療機関】 (1) 後方医療体制 利根保健医療圏に係る地域災害拠点病院及び災害時連携病院並びに県内の基幹災害拠点病院は、次のとおりである。 <u>※災害時連携病院の主な活動内容</u> ・災害拠点病院と連携し、中等症患者や容態の安定した重症患者の受入れ ・県内で活動する災害派遣医療チーム「埼玉地域DMAT」の派遣	県計画を踏まえた記述の更新
102	第2編-56	【利根保健医療圏に係る地域災害拠点病院】 令和2年9月現在 (表省略)	【利根保健医療圏に係る地域災害拠点病院】 令和5年6月現在 (表省略)：表更新	資料等の時点的な更新
103	第2編-56	(記述なし)	利根保健医療圏に係る災害時連携病院】 令和5年1月現在 (表省略)：表追加	資料等の時点的な更新
104	第2編-56	【県内の基幹災害拠点病院】 令和2年9月現在 (表省略)	利根保健医療圏に係る災害時連携病院】 令和5年1月現在 (表省略)：表更新	資料等の時点的な更新
105	第2編-56	■資料-19 災害拠点病院一覧表 ■資料-20 救命救急センター一覧表	■資料-11 災害拠点病院一覧表 ■資料-12 救命救急センター一覧表	数値等の時点的な更新
		第8 避難口【安心安全課】【各施設の所管課】	第8 避難口【安心安全課】【各施設の所管課】	

管理番号	計画の頁	改正前	改正後	修正理由等
106	第2編-57	風水害が発生した場合は、洪水等により、市民の避難を要する地域が数多く出現するものと予想される。 このため、これらの地域の市民を安全な場所へ避難させることにより、人的被害の発生を未然に防止するほか、流出等により住居を失った被災者を一時収容又は保護するため、市民の避難について適切な避難予防対策の確立に努める。	風水害が発生した場合は、洪水等により、市民の避難を要する地域が数多く出現することが防災アセスメント調査結果から得られている。 このため、安全確保がされた自宅等での垂直避難が可能な場合、在宅避難に努めるよう周知する。また、安全確保が困難な地域の市民を安全な場所へ避難させることにより、人的被害の発生を未然に防止するほか、流出等により住居を失った被災者を一時収容又は保護するため、市民の避難について適切な避難予防対策の確立に努める。 また、避難者の健康状態の悪化や避難生活等が原因で亡くなる災害関連死を防ぐため、避難所避難者や避難所外避難者が良好な生活環境を確保できるよう努める。	意見照会結果の反映
107	第2編-57	1 避難所等の指定及び整備【安心安全課】【各施設の所管課】 (1) 指定緊急避難場所・指定避難所の指定 避難者は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるために指定緊急避難場所に避難し、被害の状況を確認したのち、浸水や流出等により自宅に帰宅できない被災者については、被災者の生活環境を確保するために一定期間、指定避難所で収容する。なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。 避難所等一覧を「風水害対策編第3章第9節第5避難所の開設」に記載する。	1 避難所等の指定及び整備【安心安全課】【各施設の所管課】 (1) 指定緊急避難場所・指定避難所の指定 指定緊急避難場所の誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。 避難所等一覧を「風水害対策編第3章第12節第5避難所の開設」に記載する。	県計画を踏まえた記述の追加
108	第2編-57	(2) 支援避難所の指定 避難所だけではすべての避難者を収容できない場合、集会所や自治会館等を支援避難所として位置づける。最近の新型コロナウイルス感染症対策により、指定避難所の収容人数が減らされる傾向にあるため、平常時からできる限り多くの避難所の確保を検討しておく。	(2) 支援避難所の指定 避難所だけではすべての避難者を収容できない場合、集会所や自治会館等を支援避難所として位置づける。最近の新型コロナウイルス感染症対策により、指定避難所の収容人数を制限する可能性があるため、平常時からできる限り多くの避難所の確保を検討しておく。	意見照会結果の反映
109	第2編-58	(5) 避難所等の整備 イ 良好な生活環境の確保 指定避難所に指定した施設については、施設管理者は、換気、照明、避難者のプライバシーの確保等生活環境が良好に保たれるよう配慮するものとする。	(5) 避難所等の整備 イ 良好な生活環境の確保 ア 指定避難所に指定した施設については、施設管理者は、換気、照明、避難者のプライバシーの確保等生活環境が良好に保たれるよう配慮するものとする。 イ 指定避難所には、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。 ウ 指定避難所には、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、テレビ、ラジオ、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の維持及び整備に努める。 エ 指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家・NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。	県計画を踏まえた記述の追加
110	第2編-58	ウ 機能の強化 指定避難所に指定されている施設では、飲料水、食糧の備蓄や必要な資機材、台帳等を整備するなど、避難所機能の強化を図る。 また、指定避難所に仮設トイレ等を備蓄するとともに、その設置及び利用方法等を熟知しておく。 避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努めるとともに、電源や燃料の多重化（非常用電源の配備、系統電源以外の電源確保、再生可能エネルギーの導入など）を含む停電対策に努める。	ウ 機能の強化 避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努めるとともに、電源、燃料容量の拡大や多重化（非常用電源の配備、系統電源以外の電源確保、再生可能エネルギーの導入など）を含む停電対策に努める。	県計画を踏まえた記述の更新
111	第2編-58	エ 感染症対策用資材の備蓄 ・基本的な感染症対策用：マスク、消毒液、ペーパータオル、ティッシュ、ポンプ式ハンドソープ、家庭用洗剤 など ・その他資材：パーティション、ビニールシート、段ボール、仮設トイレ、段ボールベッド など 2 避難計画の策定【安心安全課】	エ 感染症対策用資材の備蓄 ・基本的な感染症対策用：マスク、消毒液、ペーパータオル、ティッシュ、ポンプ式ハンドソープ、家庭用洗剤 など ・その他資材：パーティション、ビニールシート、段ボール、仮設トイレ、段ボールベッド など 2 避難計画の策定【安心安全課】	市の防災体制の見直しによる

管理番号	計画の頁	改正前	改正後	修正理由等
112	第2編-59	(「震災対策編第2章第8節第7 2避難計画の策定」を準用する。) (1) 避難計画の策定 ア 避難勧告等の判断基準及び伝達方法 ク 災害時における情報伝達手段に関する事項 (ア) 市の防災行政無線	(1) 避難計画の策定 ア 避難情報発令の判断基準及び伝達方法 ク 災害時における情報伝達手段に関する事項 (ア) 市の防災行政無線	用語の見直し
113	第2編-60	3 各施設の避難計画□【安心安全課】【各施設の所管課】【消防署】 (1) 防災上重要な施設の避難計画 (記述なし)	3 各施設の避難計画□【安心安全課】【各施設の所管課】【消防署】 (1) 防災上重要な施設の避難計画 <u>オ その他公共施設</u> <u>指定避難所となり得る公共施設の管理者は、施設の安全を確認したうえで、避難経路、時期及び誘導並びに収容施設の確保について把握し、避難の万全を期する。</u>	市の防災体制の見直しによる
114	第2編-61	(3) 高層集合住宅等の避難計画等 ア 自主避難の適切な判断 イ 避難勧告又は避難指示等の迅速な伝達	(3) 高層集合住宅等の避難計画等 ア 自主避難の適切な判断 イ 避難情報の迅速な伝達	用語の見直し
115	第2編-61	4 避難誘導體制の確立 (1) 避難誘導體制の確立 市民の避難行動は、空地や校庭などのオープンスペースに自発的に避難し、災害の状況によって再び避難行動を起こすことが予想される。そのため、避難誘導はこのような活動に合致したものとなるよう避難誘導體制の整備に努める。	4 避難誘導體制の確立 (1) 避難誘導體制の確立 市民の避難行動は、自発的な自主避難による避難行動も予想される。そのため、災害発生時の避難誘導は、安全を確保することを前提に、冠水箇所や危険箇所を把握のうえ、安全な自主避難に合致したものとなるよう避難誘導體制の整備に努める。 <u>避難行動は、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、市民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市民等への周知徹底に努める。</u>	市の防災体制の見直しによる
116	第2編-62	5 避難所運営マニュアルの策定 (「震災対策編第2章第8節第7 5避難所運営マニュアルの策定」を準用する。) 災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を実施するため、県が策定した「避難所の運営に関する指針」及び「新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン」に基づき、市民、施設管理者、その他関係機関とともに、地域の実情に応じた適切な「避難所運営マニュアル」を作成する。	5 避難所運営マニュアルの策定 災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を実施するため、県が策定した「避難所の運営に関する指針」及び「新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン」に基づき、市民、施設管理者、その他関係機関とともに、地域の実情に応じた適切な「避難所運営マニュアル」を作成する。 <u>なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。</u>	県計画を踏まえた記述の追加
117	第2編-62	第8 飲料水・食糧・生活必需品・資機材・医薬品・石油燃料の調達体制の整備□ 【安心安全課】【農政課】【健康増進課】【水道課】【経営課】 第10 帰宅困難者(帰宅抑制)対策 【安心安全課】【教育指導課】【学び支援課】 【いきいき教育課】 第12 廃棄物処理対策□【環境課】【蓮田白岡衛生組合】 (「震災対策編第2章第8節第11廃棄物処理対策」を準用する。) 1 災害廃棄物処理計画の策定 1 災害廃棄物処理計画の策定 市は、災害時における廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施を目的として、「埼玉県災害廃棄物処理指針(平成29年3月)」に準じ、災害廃棄物の処理のため必要な事項を定めた「白岡市災害廃棄物処理計画」を令和2年3月に策定した。計画は、県の被害想定の見直しや市の状況により、必要に応じて見直しを行うものとする。	第9 飲料水・食糧・生活必需品・資機材・医薬品・石油燃料の調達体制の整備 【安心安全課】【農政課】【健康増進課】【上下水道課】【経営課】 第10 帰宅困難者(帰宅抑制)対策 【安心安全課】【教育指導課】 <u>【生涯学習支援課】</u> 第12 廃棄物処理対策□【環境課】 1 災害廃棄物処理計画の策定 市は、災害時における廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施を目的として、「埼玉県災害廃棄物処理指針(平成29年3月)」に準じ、災害廃棄物の処理のため必要な事項を定めた「白岡市災害廃棄物処理計画」を令和2年3月に策定している。計画は、県の被害想定の見直しや市の状況により、必要に応じて見直しを行うものとする。	市の現状を踏まえた記述内容の見直し
118	第2編-63	第13 防疫対策□【健康増進課】【環境課】 第14 応急住宅対策□【建築課】 (「震災対策編第2章第8節第13応急住宅対策」を準用する。) 1 応急措置の相談	第13 防疫対策□【子育て支援課】【健康増進課】【環境課】 第14 応急住宅対策□【建築課】 1 応急措置の相談	

管理番号	計画の頁	改正前	改正後	修正理由等
119	第2編-64	<p>建築物の応急危険度判定、被災宅地危険度判定及び被災度区分判定を行うための体制整備を図るとともに、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故を防止するための市民への広報活動等を行う。また、被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導の実施、相談を受ける等の運用体制の確立に努める。</p> <p>(1) 県は、応急危険度判定及び被災宅地危険度判定が円滑に行われるよう、市と連携して、応急危険度判定士を育成する等その実施体制の整備を図る。また、市は、応急危険度判定及び被災宅地危険度判定について市民への普及啓発を行う。</p> <p>(2) 市は、建築物の応急危険度判定、被災宅地危険度判定及び被災度区分判定を行うための体制整備を図るとともに、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止のための市民への広報活動等や、被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の運用体制の確立に努める。</p> <p>■資料-23 応急仮設住宅の設置予定場所 第17 要配慮者の安全対策【安心安全課】【地域振興課】【福祉課】【高齢介護課】</p>	<p>被災建築物の応急危険度判定、被災宅地危険度判定及び被災度区分判定を行うための体制整備を図るとともに、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故を防止するための市民への広報活動等を行う。また、被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導の実施、相談を受ける等の運用体制の確立に努める。</p> <p>(1) 県は、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定が円滑に行われるよう、市と連携して、被災建築物応急危険度判定士を育成する等その実施体制の整備を図る。また、市は、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定について市民への普及啓発を行う。</p> <p>(2) 市は、被災建築物の応急危険度判定、被災宅地危険度判定及び被災度区分判定を行うための体制整備を図るとともに、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止のための市民への広報活動等や、被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の運用体制の確立に努める。</p> <p>■資料-13 応急仮設住宅の設置予定場所 第17 要配慮者の安全対策【安心安全課】【地域振興課】【福祉課】【高齢介護課】</p>	用語の見直し
120	第2編-66	<p>こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援が定められたところである。</p> <p>市及び県、関係団体等は法改正を受け、内閣府が策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考に、避難行動要支援者の支援対策を推進する。</p>	<p>こうした東日本大震災等の過去の災害の教訓を踏まえ、平成25年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援が定められ、さらに令和3年の法改正により個別避難計画の作成が努力義務となった。</p> <p>市及び県、関係団体等は法改正を受け、内閣府が策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針 内閣府(防災担当)」(以下、「取組指針」という。)を参考に、避難行動要支援者の支援対策を推進する。</p>	市の現状を踏まえた記述内容の見直し
121	第2編-66	<p>1 基本的な考え方</p> <p>(3) 適時・的確な警戒レベル等の発令・伝達</p> <p>市は、地域の浸水特性や避難環境、要配慮者の避難に要する時間を踏まえ、適切な警戒レベル等の発令基準を検討する。</p> <p>(記述なし)</p>	<p>1 基本的な考え方</p> <p>(3) 適時・的確な避難情報の発令・伝達</p> <p>市は、地域の浸水特性や避難環境、要配慮者の避難に要する時間を踏まえ、適切な避難情報の発令基準を検討する。</p> <p>(4) 高齢者に対する適切な避難行動に関する理解促進</p> <p>市の防災主管部局・福祉部局等が主体となって、普段の活動のなかで在宅の高齢者宅を訪問する機会のある福祉専門職(ケアマネジャー・相談支援専門員等)、民生委員等の福祉関係者等の協力を得ながら、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。</p>	用語の見直し 市の防災体制の見直しによる
122	第2編-68	<p>2 避難行動要支援者の安全対策</p> <p>(「震災対策編第2章第8節第16 2避難行動要支援者の安全対策」を準用する。)</p> <p>(8) 個別計画の策定</p> <p>避難行動要支援者については、災害の発生時、又はそのおそれが高まったときに、避難行動要支援者への避難情報の伝達や避難誘導等を迅速かつ適切に実施するため、特に人的支援が必要な避難行動要支援者一人ひとりについて、誰が支援して、どこの避難所等に避難させるかをあらかじめ決めておく必要がある。</p> <p>このため、市は、地域の特性や実情を踏まえつつ、避難行動要支援者名簿情報に基づき民生委員・児童委員、自主防災組織など地域の関係機関や支援者と打合せながら、個別計画を策定するよう努める。</p> <p>また、平常時から避難行動要支援者と避難支援等関係者が、避難支援等の具体的な支援方法について入念に打合せができるよう避難支援等関係者に協力を求めるものとする。</p>	<p>2 避難行動要支援者の安全対策</p> <p>(8) 個別避難計画の作成</p> <p>令和3年5月の災害対策基本法改正により、市町村に避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成が努力義務化されるとともに、「取組指針」が改定された。これを受け、市は、関係者と連携して地域におけるハザードの状況や当事者本人の状況を踏まえ、個別避難計画作成に同意の得られた優先度の高い者から「取組指針」に準拠し、個別避難計画の作成に取り組みものとする。</p> <p>ア 個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成目標期間、作成の進め方</p> <p>個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者は、避難行動要支援者名簿記載の避難行動要支援者のうち、市が作成したハザードマップで危険な区域に住む者とし、作成目標期間は、改正法施行後からおおむね5年程度とする。</p> <p>個別避難計画を作成する取組を進めるためには、避難行動要支援者本人、避難支援等実施者をはじめとする市内・市外の関係者に制度の理解を得ることが重要であることから、市が有する各種の広報ツール(ホームページ、SNS、広報しらおか等)、人的ネットワーク、各種の説明会などの機会、公共施設などを活用し、制度の周知に努める。</p> <p>(イ～カ略)</p>	県計画を踏まえた記述の追加
		<p>3 社会福祉施設入所者等の安全対策</p>	<p>3 社会福祉施設入所者等の安全対策</p>	

管理番号	計画の頁	改正前	改正後	修正理由等
123	第2編-70	<p>(1) 施設管理者 ア 災害対策を網羅した消防計画の策定 施設管理者は、消防法に基づく「消防計画」とどまらず、大規模地震の発生も想定した「防災計画」及び緊急時の職員の初期対応や指揮命令系統を定めたマニュアルを策定し、職員及び入所者への周知徹底を図り、市は、これを指導する。 カ 食糧、防災資機材等の備蓄 (ア) 非常用食糧（老人食等の特別食を含む）（3日分以上） (イ) 飲料水（3日分以上） (ウ) 常備薬（3日分以上）</p>	<p>(1) 施設管理者 ア 災害対策を網羅した消防計画の策定 施設管理者は、消防法に基づく「消防計画」とどまらず、大規模な災害の発生も想定した「防災計画」及び緊急時の「2避難行動要支援者の安全対策」を準用する。 職員の初期対応や指揮命令系統を定めたマニュアルを策定し、職員及び入所者への周知徹底を図り、市は、これを指導する。 カ 食糧、防災資機材等の備蓄 (ア) 非常用食糧（老人食等の特別食を含む）（<u>1週間分以上、最低3日分以上</u>） (イ) 飲料水（<u>1週間分以上、最低3日分以上</u>） (ウ) 常備薬（<u>1週間分以上、最低3日分以上</u>）</p>	意見照会結果の反映
124	第2編-70	<p>(2) 市 ア 情報伝達体制の整備 社会福祉施設を支援するために、施設入所者の搬送・移送に必要な時間を考慮し、気象情報、河川の水位情報、氾濫情報、警戒レベル等の情報を適切なタイミングで伝達できる情報伝達体制を整備する。</p>	<p>(2) 市 ア 情報伝達体制の整備 社会福祉施設を支援するために、施設入所者の搬送・移送に必要な時間を考慮し、気象情報、河川の水位情報、氾濫情報、<u>避難情報</u>を適切なタイミングで伝達できる情報伝達体制を整備する。</p>	用語の見直し
125	第2編-70	<p>4 要配慮者全般の安全対策 (「震災対策編第2章第8節第16 4要配慮者全般の安全対策」を準用する。) (1) 要配慮者の安全確保 ア 緊急通報システムの整備 市は、的確かつ迅速な救助活動を行うため、要配慮者に対する緊急通報装置の給付の促進及び緊急通報システムの整備に努める。</p>	<p>4 要配慮者全般の安全対策 (1) 緊急通報システムの整備 市は、的確かつ迅速な救助活動を行うため、要配慮者に対する緊急通報装置の給付の促進及び緊急通報システムの整備・<u>維持</u>に努める。</p>	意見照会結果の反映
126	第2編-71	<p>イ 防災基盤の整備 市は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす利用者にも支障のない出入口のある避難所の整備、明瞭で見やすい大きさの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者を考慮した防災基盤整備を促進する。</p>	<p>(2) 防災基盤の整備 市は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車椅子利用者にも支障のない出入口のある避難所の整備、明瞭で見やすい大きさの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者を考慮した防災基盤整備を促進する。</p>	用語の見直し
127	第2編-71	<p>ウ 要配慮者に配慮した避難所運営体制等の整備 市は、要配慮者への災害情報の伝達を効果的に行うため、電光掲示板、文字放送テレビ、ファクシミリの設置、外国語や絵文字による案内板の標記、要配慮者等に考慮した救援物資の備蓄及び調達先の確保など、要配慮者等に対して避難所での良好な生活環境が提供できるよう、要配慮者となる多様な主体の意見の聴取に努め、避難所の運営計画を策定する。特に福祉避難所については、通常の避難所よりも、要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所として指定されているものであることに留意し、物資・機材について配慮する。</p>	<p>(3) 要配慮者に配慮した避難所運営体制等の整備 市は、要配慮者への災害情報の伝達を効果的に行うため、電光掲示板、文字放送テレビ、<u>FAX</u>の設置、外国語や絵文字による案内板の標記、要配慮者等に考慮した救援物資の備蓄及び調達先の確保など、要配慮者等に対して避難所での良好な生活環境が提供できるよう、要配慮者となる多様な主体の意見の聴取に努め、避難所の運営計画を策定する。特に福祉避難所については、通常の避難所よりも、要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所として指定されているものであることに留意し、物資・機材について配慮する。<u>また、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。</u></p>	県計画を踏まえた記述の更新
128	第2編-71	<p>エ 地域との連携 (ア) 支援体制の強化 市は、要配慮者の避難・救助において、地域の連携が非常に重要となるため、病院、社会福祉施設、ホームヘルパー、行政区、自主防災組織、自治会、民生委員、災害ボランティア団体等と連携を図り、支援体制の強化に努める。</p>	<p>(4) 地域との連携 ア 支援体制の強化 市は、要配慮者の避難・救助において、地域の連携が非常に重要となるため、病院、社会福祉施設、<u>介護施設</u>、行政区、自主防災組織、自治会、民生委員、災害ボランティア団体等と連携を図り、支援体制の強化に努める。</p>	意見照会結果の反映
129	第2編-71	<p>オ 相談体制の確立 市は、被災者からの相談（経済、雇用、住宅、福祉、医療、保険、教育等）に的確に対応できるよう日常から相談体制を整備する。 また、被災により精神的なダメージを受けた被災者に対してメンタルケア等が実施できるよう、医師、看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者、ソーシャルワーカー等の専門職員を確保する。</p>	<p>(5) 相談体制の確立 市は、被災者からの相談（経済、雇用、住宅、福祉、医療、保険、教育等）に的確に対応できるよう日常から相談体制を整備する。 また、被災により精神的なダメージを受けた被災者に対してメンタルケア等が実施できるよう、医師、看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者、<u>相談援助職</u>等の専門職員を確保する。</p>	県計画を踏まえた記述の更新
130	第2編-71	<p>5 外国人の安全対策 【地域振興課】 第5節 水害予防対策 第2 水防法に基づく浸水想定区域の周知等 1 洪水ハザードマップの作成・公表</p>	<p>5 外国人の安全対策 <u>【安心安全課】</u>【地域振興課】 第5節 水害予防対策 第2 水防法に基づく浸水想定区域の周知等 1 洪水ハザードマップの作成・公表</p>	

管理番号	計画の頁	改正前	改正後	修正理由等
131	第2編-73	(1) 国が管理する河川 洪水浸水想定区域が指定・公表された場合、市は、水防法第15条に基づき、地域防災計画に、洪水浸水想定区域ごとに洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路、避難訓練の実施に関する事項、洪水浸水想定区域に含まれる要配慮者利用施設等を記載するとともに、これらについて、ハザードマップを作成し、住民等に周知しなければならないとされていることから、市では平成30年4月に洪水ハザードマップを作成、公表している。	(1) 国が管理する河川 洪水浸水想定区域が指定・公表された場合、市は、水防法第15条に基づき、地域防災計画に、洪水浸水想定区域ごとに洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路、避難訓練の実施に関する事項、洪水浸水想定区域に含まれる要配慮者利用施設等を記載するとともに、これらについて、ハザードマップを作成し、住民等に周知しなければならないとされていることから、市では令和4年4月に洪水ハザードマップを作成、公表している。	意見照会結果の反映
132	第2編-73	(2) 県が管理する河川 県が管理する河川のうち、水防法で指定されている洪水予報河川・水位周知河川において、本市に係る洪水浸水想定区域（想定最大規模）はないが、県は、水防法で指定されている洪水予報河川・水位周知河川以外の河川について、令和2年5月に水害リスク情報図を公表している。 水害リスク情報図が公表された場合、「埼玉県管理区間の氾濫に関する減災対策協議会」の構成員となっている市町村は、市町村地域防災計画に洪水浸水想定区域ごとに洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路、避難訓練の実施に関する事項等を記載するとともに、これらについてハザードマップを作成し、住民等に周知するとされていることから、市はこうした取り組みを進めていくものとする。	(2) 県が管理する河川 県が管理する河川のうち、水防法で指定されている洪水予報河川・水位周知河川において、本市に係る洪水浸水想定区域（想定最大規模）はないが、県は、水防法で指定されている洪水予報河川・水位周知河川以外の本市に係る河川について、令和2年5月に「中川流域水害リスク情報図（白岡市）」として公表している。 水害リスク情報図が公表された場合、「埼玉県管理区間の氾濫に関する減災対策協議会」の構成員となっている市町村は、市町村地域防災計画に洪水浸水想定区域ごとに洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路、避難訓練の実施に関する事項等を記載するとともに、これらについてハザードマップを作成し、住民等に周知するとされていることから、市は国管理河川の洪水ハザードマップと併せて公表している。	県計画を踏まえた記述の更新
133	第2編-73	2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置 （「風水害対策編第3章第9節避難支援」において、浸水想定区域内に居住する市民への警戒レベル等の伝達、避難誘導等を定めることにより円滑かつ迅速な避難を確保する。）	2 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置 市は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該洪水浸水想定区域に対して、次に掲げる事項について定める。 （1）洪水予報等の伝達方法 （2）避難場所その他の避難場所及び避難経路に関する事項 （3）災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水に係る避難訓練の実施に関する事項 （4）～（5）略	県計画を踏まえた記述の追加
134	第2編-75	第3章 風水害応急対策計画 第1節 応急対策の活動体制 第1 活動体制及び配備基準口 【全職員共通】 1 配備体制 【配備体制及び配備基準】 （表省略）	第3章 風水害応急対策計画 第1節 応急対策の活動体制 第1 活動体制及び配備基準口 【全職員共通】 1 配備体制 【配備体制及び配備基準】 （表省略）：表更新	市の防災体制の見直しによる
135	第2編-76	【配備体制の決定権者及び代理者】 （表省略）	【配備体制の決定権者及び代理者】 （表省略）：表更新	意見照会結果の反映
136	第2編-76	2 体制の解除、本部の廃止及び移行 【体制の解除、本部の廃止及び移行】 （表省略） （記述なし）	2 体制の解除、本部の廃止及び移行 【体制の解除、本部の廃止及び移行】 （表省略）：表更新 ■資料-14 災害に係る受付及び指令表 ■資料-15 警戒体制非常体制配備計画書	市の防災体制の見直しによる 市の防災体制の見直しによる
137	第2編-77	第2 配備体制と職員の配置口 【全職員共通】 【配備体制】 （表省略）	第2 配備体制と職員の配置口 【全職員共通】 【配備体制】 （表省略）：表更新	市の防災体制の見直しによる
138	第2編-78	第3 災害対策本部の設置口 【全職員共通】 1 災害対策本部の設置 ■資料-26 白岡市災害対策本部条例	第3 災害対策本部の設置口 【全職員共通】 1 災害対策本部の設置 ■資料-16 白岡市災害対策本部条例	数値等の時点的な更新
139	第2編-78	2 災害対策本部の設置場所 【災害対策本部代替施設リスト 風水害時】 （表省略）	2 災害対策本部の設置場所 【災害対策本部代替施設リスト 風水害時】 （表省略）：表更新	市の防災体制の見直しによる
140	第2編-78	3 設置及び廃止の通知 【関係機関通知先リスト】 （表省略）	3 設置及び廃止の通知 【関係機関通知先リスト】 （表省略）：表更新	意見照会結果の反映
		第4 災害対策本部の運営口 【全職員共通】 （「震災対策編第3章第1節第4災害対策本部の運営」を準用する。） 1 本部会議の開催	第4 災害対策本部の運営口 【全職員共通】 1 本部会議の開催	

管理番号	計画の頁	改正前	改正後	修正理由等
141	第2編-79	【本部会議の事務所掌】 (表省略)	【本部会議の事務所掌】 (表省略) : 表更新	市の防災体制の見直しによる
142	第2編-80	2 災害対策本部の組織編成、事務分掌 【災害対策本部の組織構成】 (図省略)	2 災害対策本部の組織編成、事務分掌 【災害対策本部の組織構成】 (図省略) : 図更新	市の防災体制の見直しによる
143	第2編-81	【総合政策部(総合政策部長)】 (表省略)	【総務部(総務部長)】 (表省略) : 表更新	市の防災体制の見直しによる
144	第2編-82	【市民生活部(市民生活部長)】 (表省略)	【生活経済部(生活経済部長)】 (表省略) : 表更新	市の防災体制の見直しによる
145	第2編-83	【健康福祉部(健康福祉部長)】 (表省略)	【健康福祉部(健康福祉部長)】 (表省略) : 表更新	市の防災体制の見直しによる
146	第2編-84	【上下水道部(上下水道部長)】 (表省略)	【上下水道部(上下水道部長)】 (表省略) : 表更新	市の防災体制の見直しによる
147	第2編-85	【学校教育部(学校教育部長)】 (表省略)	【教育部(教育部長)】 (表省略) : 表更新	市の防災体制の見直しによる
148	第2編-86	3 職員招集の連絡方法 (2) 勤務時間内の連絡 【勤務時間内の職員への連絡系統】 (図省略)	3 職員招集の連絡方法 (2) 勤務時間内の連絡 【勤務時間内の職員への連絡系統】 (図省略) : 図更新	市の防災体制の見直しによる
149	第2編-87	(3) 勤務時間外の連絡 【勤務時間外の職員への連絡系統】 (図省略)	(3) 勤務時間外の連絡 【勤務時間外の職員への連絡系統】 (図省略) : 図更新	市の防災体制の見直しによる
150	第2編-87	(記述なし)	■資料-17 白岡市職員緊急時連絡系統図 ■資料-18 避難所運営職員等一覧表	市の防災体制の見直しによる
		第2節 事前措置及び応急措置等 第1 市長の事前措置及び応急措置口 【安心安全班】	第2節 事前措置及び応急措置等 第1 市長の事前措置及び応急措置口 【安心安全班】	
151	第2編-88	1 市長の出動命令等 市長は、災害対策基本法第58条に基づき、消防機関若しくは水防団に出動の準備又は出動を命じる。	1 市長の出動命令等 市長は、災害対策基本法第58条に基づき、水防団に出動の準備又は出動を命じる。 市長は、災害対策基本法第58条に基づき、消防機関に出動の準備又は出動を要請する。	意見照会結果の反映
152	第2編-89	第3 警察官の応急措置口 【久喜警察署】 2 警察官職務執行法に基づく措置 (2) 特に急を要する場合には、危害を受けるおそれのある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させる。	第3 警察官の応急措置口 【久喜警察署】 2 警察官職務執行法に基づく措置 (2) 特に急を要する場合には、危害を受けるおそれのある者に対し、その場の危害を避けるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させる。	用語の見直し
		第3節 特別警報・警報・注意報等の伝達 第1 気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等	第3節 特別警報・警報・注意報等の伝達 第1 気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等	
153	第2編-91	2 特別警報・警報・注意報の種類と発表基準 【特別警報・警報・注意報の種類と概要】 (表省略)	2 特別警報・警報・注意報の種類と発表基準 【特別警報・警報・注意報の種類と概要】 (表省略) : 表更新	資料等の時点的な更新
154	第2編-92	【特別警報・警報・注意報の発表基準】 (表省略) 出典：気象庁ホームページ(令和2年8月6日現在)	【特別警報・警報・注意報の発表基準】 (表省略) : 表更新 出典：気象庁ホームページ(令和5年6月8日現在)	資料等の時点的な更新
155	第2編-92	(記述なし)	【特別警報】 (表省略) : 表追加	資料等の時点的な更新
156	第2編-93	3 警報の危険度分布	3 キキクル(警報の危険度分布)等	
157	第2編-93	また、警報・注意報が発表されたときに、実際にどこで「指数」の予測値が警報・注意報の基準に到達すると予想されているのかが一目で分かる「危険度分布」の提供を行っている。	また、警報・注意報が発表されたときに、実際にどこで「指数」の予測値が警報・注意報の基準に到達すると予想されているのかが一目でわかる「 <u>キキクル</u> (危険度分布)」の提供を行っている。	資料等の時点的な更新
158	第2編-93	【警報の危険度分布等の種類と概要】 (表省略)	【警報の危険度分布等の種類と概要】 (表省略) : 表更新	資料等の時点的な更新
		5 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、埼玉県気象情報	5 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、埼玉県気象情報	

管理番号	計画の頁	改正前	改正後	修正理由等
159	第2編-94	(記述なし)	<p>大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する埼玉県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が速やかに発表される。</p> <p>大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する埼玉県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。</p> <p>大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・地方・府県気象情報が発表される場合がある。</p>	資料等の時点的な更新
160	第2編-94	<p>6 記録的短時間大雨情報</p> <p>埼玉県内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。</p>	<p>6 記録的短時間大雨情報</p> <p>大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組合せた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。</p>	資料等の時点的な更新
161	第2編-94	<p>7 竜巻注意情報</p> <p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、一次細分区域単位（埼玉県南部など）で発表される。なお、実際に危険度高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。</p> <p>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が一次細分区域単位（埼玉県南部など）で発表される。</p>	<p>7 竜巻注意情報</p> <p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、<u>天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県南部など）で気象庁から発表される。</u>なお、実際に危険度高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。</p> <p>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺でさらなる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が<u>天気予報の対象地域と同じ発表単位</u>で発表される。</p>	資料等の時点的な更新
162	第2編-94	<p>8 火災気象通報</p> <p>消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに熊谷地方気象台が県知事に対して通報し、県を通じて市や消防署に伝達される。</p>	<p>8 火災気象通報</p> <p>消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに熊谷地方気象台が県知事に対して通報し、県を通じて市や消防署に伝達される。</p>	法律名称や条番号の変更による
163	第2編-95	<p>第2 洪水予報及び水防警報</p> <p>1 国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報</p> <p>【洪水予報を実施する河川（水防法第10条第2項による河川）】</p> <p>（表省略）</p>	<p>第2 洪水予報及び水防警報</p> <p>1 国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報</p> <p>【洪水予報を実施する河川（水防法第10条第2項による河川）】</p> <p>（表省略）：表更新</p>	資料等の時点的な更新
164	第2編-96	<p>【洪水予報の種類】</p> <p>（表省略）</p>	<p>【洪水予報の種類】</p> <p>（表省略）：表更新</p>	資料等の時点的な更新
165	第2編-96	<p>【水位の種類と内容】</p> <p>（表省略）</p>	<p>【水位の種類と内容】</p> <p>（表省略）：表更新</p>	資料等の時点的な更新
166	第2編-97	<p>2 国土交通大臣の水防警報</p> <p>【水防警報の対象となる基準水位】</p> <p>（表省略）</p> <p>出典：「令和2年度 埼玉県水防計画」</p>	<p>2 国土交通大臣の水防警報</p> <p>【水防警報の対象となる基準水位】</p> <p>（表省略）：表更新</p> <p>出典：「令和5年度 埼玉県水防計画」</p>	資料等の時点的な更新
167	第2編-97	<p>【水防警報の種類及び発表基準】</p> <p>（表省略）</p> <p>出典：「令和2年度 埼玉県水防計画」</p>	<p>【水防警報の種類及び発表基準】</p> <p>（表省略）：表更新</p> <p>出典：「令和5年度 埼玉県水防計画」</p>	資料等の時点的な更新
168	第2編-98	<p>3 県知事が管理する河川の水位周知</p> <p>【県知事が水位情報の通知及び周知を行う河川】</p> <p>（表省略）</p> <p>出典：「令和2年度 埼玉県水防計画」</p>	<p>3 県知事が管理する河川の水位周知</p> <p>【県知事が水位情報の通知及び周知を行う河川】</p> <p>（表省略）</p> <p>出典：「令和5年度 埼玉県水防計画」</p>	資料等の時点的な更新
		第4 熊谷地方気象台と市とのホットラインの運用	第4 熊谷地方気象台と市とのホットラインの運用	

管理番号	計画の頁	改正前	改正後	修正理由等
169	第2編-99	また、市が、避難勧告や避難指示等の判断や災害対策の検討等を行う際、熊谷地方気象台に対して気象情報や今後の気象予報について助言を求める。	また、市が、避難指示等発令の判断や災害対策の検討等を行う際、熊谷地方気象台に対して気象情報や今後の気象予報について助言を求める。	用語の見直し
170	第2編-100	第4節 水防活動 第1 市の配備体制口 【安心安全班】 ■資料-104 避難所運営職員等一覧表	第4節 水防活動 第1 市の配備体制口 【安心安全班】 ■資料-18 避難所運営職員等一覧表	数値等の時点的な更新
171	第2編-100	第5 水防活動報告口【資材班】 【土木班】 【下水道班】 【上下水道庶務班】	第5 水防活動報告口 【資材班】 【土木班】 【 <u>上下水道班</u> 】 【上下水道庶務班】	組織名称等の時点的な更新
172	第2編-102	第5節 災害情報の収集伝達 第1 情報の連絡体制口 【秘書広報班】 【防災関係機関】 (「震災対策編第3章第2節第1情報の連絡体制」を準用する。)	第5節 災害情報の収集伝達 第1 情報の連絡体制口 <u>【企画政策班】</u> 【防災関係機関】	組織名称等の時点的な更新
173	第2編-103	2 災害の通信 (5) 非常通話及び緊急通話の利用 (7) 非常通信 電話 03-6238-1771 (直通)	2 災害の通信 (5) 非常 <u>電報</u> 及び緊急 <u>電報</u> の利用 (7) 非常通信 電話 03-6238- <u>1776</u> (直通)	用語の見直し 数値等の時点的な更新
174	第2編-104	■資料-28 防災行政無線各課配置一覧表 ■資料-29 市所有携帯電話一覧表 ■資料-30 災害時における白岡町防災行政無線の放送に関する協定書 ■資料-31 白岡市災害優先電話 登録回線電話番号一覧	■資料-19 防災行政用無線各課配置一覧表 ■資料-20 災害時における白岡町防災行政用無線の放送に関する協定書 ■資料-21 白岡市災害優先電話 登録回線電話番号一覧	数値等の時点的な更新
175	第2編-104	第2 風水害時に収集する情報口 【秘書広報班】 【各班】	第2 風水害時に収集する情報口 <u>【企画政策班】</u> 【各班】	組織名称等の時点的な更新
176	第2編-105	1 警戒段階で収集する情報 【警戒段階で収集する情報】 (表省略)	1 警戒段階で収集する情報 【警戒段階で収集する情報】 (表省略) : 表更新	市の防災体制の見直しによる
177	第2編-106	第6節 広報広聴活動 第1 市民への広報口 【秘書広報班】 【各班】 (「震災対策編第3章第3節第1市民への広報」を準用する。)	第6節 広報広聴活動 第1 市民への広報口 <u>【企画政策班】</u> 【各班】	組織名称等の時点的な更新
178	第2編-107	1 広報内容 (2) 一般広報 【一般広報の内容】 (表省略) ■資料-35 非常時の広報例文	1 広報内容 (2) 一般広報 【一般広報の内容】 (表省略) : 表更新 ■資料-22 非常時の広報例文	数値等の時点的な更新
179	第2編-108	2 広報の方法 (5) インターネット (市のホームページ・ツイッター等) ■資料-36 災害時における放送等に関する協定 ■資料-37 災害に係る情報発信等に関する協定書	2 広報の方法 (5) インターネット (市のホームページ・ <u>SNS</u> 等) ■資料-23 災害時における放送等に関する協定 ■資料-24 災害に係る情報発信等に関する協定書	数値等の時点的な更新
180	第2編-108	(記述なし)	4 <u>安否不明者の氏名等の公表</u>	
181	第2編-108	(記述なし)	<u>災害時には、建物の倒壊・流出や火災等により多数の行方不明者が発生することが予想されるため、速やかに行方不明者の安否を確認する。</u>	県計画を踏まえた記述の追加
182	第2編-108	(記述なし)	【安否不明者、行方不明者の公表基準】 (表省略) : 表追加	
183	第2編-109	第2 帰宅困難者・要配慮者への広報口 【秘書広報班】 【福祉班】 【地域振興班】 【高齢介護班】 【県】	第2 帰宅困難者・要配慮者への広報口 <u>【企画政策班】</u> 【県】	組織名称等の時点的な更新
184	第2編-109	第3 被災者に対する広聴活動の実施 【秘書広報班】 【地域振興班】	第3 被災者に対する広聴活動の実施口 <u>【企画政策班】</u> 【地域振興班】	組織名称等の時点的な更新
185	第2編-110	第7節 自衛隊災害派遣要請 第1 災害派遣要請の判断と連絡口 【安心安全班】 (「震災対策編第3章第4節第1災害派遣要請の判断と連絡」を準用する。)	第7節 自衛隊災害派遣要請 第1 災害派遣要請の判断と連絡口 【安心安全班】	数値等の時点的な更新
		1 自衛隊災害派遣の活動範囲 【自衛隊災害派遣の活動範囲】 (表省略) 出典：防衛省「防衛省防災業務計画（平成30年6月29日）」	1 自衛隊災害派遣の活動範囲 【自衛隊災害派遣の活動範囲】 (表省略) : 表更新 出典：防衛省「防衛省防災業務計画（ <u>令和5年3月24日</u> ）」	
		2 災害派遣要請要領	2 災害派遣要請要領	

管理番号	計画の頁	改正前	改正後	修正理由等
186	第2編-111	(2) 市長が県知事に対し、自衛隊の災害派遣要請を依頼するときは、次の事項を明記した文書をもって行う。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは電信、電話等により県危機管理防災部危機管理課に依頼し、事後速やかに文書を送達する。 また、緊急避難、人命救助の場合、事態が急迫し、通信等の途絶により、県知事に要求ができない場合は、直接最寄り部隊に通報し、事後所定の手続を速やかに行う。 ア 提出(連絡先) 県危機管理防災部危機管理課	(2) 市長が県知事に対し、自衛隊の災害派遣要請を依頼するときは、次の事項を明記した文書をもって行う。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは電信、電話等により県(統括部)に依頼し、事後速やかに文書を送達する。 また、緊急避難、人命救助の場合、事態が急迫し、通信等の途絶により、県知事に要求ができない場合は、直接最寄り部隊に通報し、事後所定の手続を速やかに行う。 ア 提出(連絡先) 県(統括部)	組織名称等の時点的な更新
187	第2編-111	■資料-38 自衛隊災害派遣要請書	■資料-25 自衛隊災害派遣要請書	数値等の時点的な更新
188	第2編-113	第4 災害派遣部隊の撤収要請口 【安心安全班】 ■資料-39 自衛隊災害派遣撤収要請書	第4 災害派遣部隊の撤収要請口 【安心安全班】 ■資料-26 自衛隊災害派遣撤収要請書	数値等の時点的な更新
189	第2編-115	第8節 応援要請・要員確保 第2 相互応援協力口 【安心安全班】 (「震災対策編第3章第5節第2相互応援協力」を準用する。) 1 他市町村との相互応援 ■資料-40 災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定 ■資料-41 災害時における相互応援及び避難場所の相互利用に関する協定書 ■資料-42 災害時における相互応援に関する協定書 ■資料-43 災害時相互応援協定書(白岡市・君津市)	第8節 応援要請・要員確保 第2 相互応援協力口 【安心安全班】 1 他市町村との相互応援 ■資料-27 災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定 ■資料-28 災害時における相互応援及び避難場所の相互利用に関する協定書 ■資料-29 災害時における相互応援に関する協定書 ■資料-30 災害時相互応援協定書(白岡市・君津市)	数値等の時点的な更新
190	第2編-117	4 埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援要請 【派遣対象業務】 (表省略)	4 埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援要請 【派遣対象業務】 (表省略) : 表更新	
191	第2編-117	5 被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援職員の派遣要請 同システムは、総務省が創設した全国一元的な応援職員派遣の仕組みであり、以下の2つの目的により応援職員の短期派遣を行うものである。	5 被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援職員の派遣要請 同制度は、総務省が創設した全国一元的な応援職員派遣の仕組みであり、以下の2つの目的により応援職員の短期派遣を行うものである。	用語の見直し
192	第2編-117	(1) 避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援 ・応援対象の業務は、埼玉県・市町村人的相互応援制度と同様、避難所の運営や罹災証明書の交付、物資拠点の運営等の災害対応業務であり、国等が関与して全国的に行われる仕組みのある業務は含まれない。	(1) 避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援 ・応援対象の業務は、埼玉県・市町村人的相互応援制度と同様、避難所の運営や罹災・被災証明書の交付、物資拠点の運営等の災害対応業務であり、国等が関与して全国的に行われる仕組みのある業務は含まれない。	県計画を踏まえた記述の更新
193	第2編-119	第9節 応援の受入 第2 地方公共団体からの応援受入口 【安心安全班】 (「震災対策編第3章第6節第2地方公共団体からの応援受入」を準用する。) 1 受入体制の確立 他の地方公共団体における専門的技術及び知識を有する職員を受入れるために、関係機関との相互協力により、原則として市で受入窓口を設置する。 (1) 県からの応援	第9節 応援の受入 第1 地方公共団体等からの応援受入口 【安心安全班】 1 受入体制の確立 国や他の地方公共団体における専門的技術及び知識を有する職員を受入れるために、関係機関との相互協力により、原則として市で受入窓口を設置する。 (1) 国や県からの応援	県計画を踏まえた記述の更新
194	第2編-119	(記述なし)	■資料-31 災害時の情報交換に関する協定書	数値等の時点的な更新
195	第2編-119	2 応援活動の内容 【応援活動】 (表省略)	2 応援活動の内容 【応援活動】 (表省略) : 表更新	県計画を踏まえた記述の更新
196	第2編-119	第3 ボランティアの応援受入口 【安心安全班】 【地域振興班】 1 ボランティア受入体制の確立 大規模な地震が発生したとき、行政や防災関係機関のみで対応していくことは限界があるため、民間の団体又は個人によるボランティアの協力を得ることが必要である。	第2 ボランティアの応援受入口 【安心安全班】 【地域振興班】 1 ボランティア受入体制の確立 大規模な風水害が発生したとき、行政や防災関係機関のみで対応していくことは限界があるため、民間の団体又は個人によるボランティアの協力を得ることが必要である。	用語の見直し

管理番号	計画の頁	改正前	改正後	修正理由等
197	第2編-120	<p>(1) 災害ボランティアセンターの開設 イ 災害ボランティアセンターは、白岡市社会福祉協議会、ボランティア団体等が主体となり次の業務を行う。 (ア) ボランティアの受入、派遣ボランティアの種別、人数の振り分けなど被災地におけるボランティアのコーディネートを行う。</p> <p>第10節 災害救助法の適用 第2 災害救助法の適用口【福祉班】 (「震災対策編第3章第7節第2 災害救助法の適用」を準用する。)</p> <p>1 災害救助法の適応基準 なお、適用基準は、国勢調査の人口51,535人(平成27年)による。</p> <p>4 災害救助法による救助の種類と実施者 【救助の種類と実施者】 (表省略)</p> <p>(注) 期間については、すべての災害発生の日から起算する。ただし、厚生労働大臣と協議し、その同意を得た上で、実施期間を延長することができる。 実施者区分は、災害救助法第30条により救助の実施に関する事務の一部を市に委任した際の区分である。</p> <p>5 埼玉県への報告 ■資料-45 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準 ■資料-46 救助の特例等申請様式</p>	<p>(1) 災害ボランティアセンターの開設 イ 災害ボランティアセンターは、白岡市社会福祉協議会、ボランティア団体等が主体となり次の業務を行う。 (ア) ボランティアの受入、<u>支援ニーズとボランティア活動のマッチング</u>などを行う。</p> <p>第10節 災害救助法の適用 第2 災害救助法の適用口【福祉班】</p> <p>1 災害救助法の適応基準 なお、適用基準は、国勢調査の人口<u>52,214人(令和2年)</u>による。</p> <p>4 災害救助法による救助の種類と実施者 【救助の種類と実施者】 (表省略) : 表更新</p> <p>(注) 期間については、すべての災害発生の日から起算する。ただし、<u>内閣総理大臣</u>と協議し、その同意を得た上で、実施期間を延長することができる。 実施者区分は、<u>災害救助法第13条</u>により救助の実施に関する事務の一部を市に委任した際の区分である。</p> <p>5 埼玉県への報告 ■資料-32 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準 ■資料-33 救助の特例等申請様式</p>	<p>県計画を踏まえた記述の更新</p>
198	第2編-121			数値等の時点的な更新
199	第2編-122			資料等の時点的な更新
200	第2編-123			法律名称や条番号の変更による
201	第2編-123			数値等の時点的な更新
202	第2編-124	<p>第11節 救急救助・医療救護 第1 救急救助対策口【保健衛生班】【消防署】【避難所運営職員】</p> <p>2 救急救助の実施方法 (3) 関係機関への応援要請 埼玉県特別機動援助隊(埼玉SMART)は、特別の訓練や教育を受けた機動援助隊、24時間運航体制をとる防災航空隊、災害派遣医療の専門スタッフによる埼玉DMAT、これら3隊が連携し、効果的な救助、救命活動を行う。</p>	<p>第11節 救急救助・医療救護 第1 救急救助対策 <u>【子育て支援班】</u>【保健衛生班】【消防署】【避難所運営職員】</p> <p>2 救急救助の実施方法 (3) 関係機関への応援要請 埼玉県特別機動援助隊(埼玉SMART)は、<u>災害時に救助・救急活動等を行う消防機関</u>、24時間運航体制をとる防災航空隊、災害派遣医療の専門スタッフによる埼玉DMAT、これら3隊が連携し、効果的な救助、救命活動を行う。</p>	<p>組織名称等の時点的な更新</p>
203	第2編-124			県計画を踏まえた記述の更新
204	第2編-125	<p>第2 医療・助産救護活動口【保健衛生班】【消防署】【避難所運営職員】</p> <p>1 医療救護活動 (3) 医療救護活動 ウ 埼玉DMAT(「Disaster Medical Assistance Team」災害派遣医療チーム) 災害の急性期(災害発生からおおむね48時間以内)に活動できる機動性と専門的な訓練を受けた「災害派遣医療チーム」が設置されている。</p>	<p>第2 医療救護活動 <u>【子育て支援班】</u>【保健衛生班】【消防署】【避難所運営職員】</p> <p>1 医療救護活動 (3) 医療救護活動 ウ 埼玉DMAT(「Disaster Medical Assistance Team」災害派遣医療チーム) 災害の<u>超急性期</u>(災害発生からおおむね48時間以内)に活動できる機動性と専門的な訓練を受けた「災害派遣医療チーム」が設置されている。</p>	<p>組織名称等の時点的な更新</p>
205	第2編-126			用語の見直し
206	第2編-126	(記述なし)	<p>■資料-34 市内の病院・診療所 ■資料-35 市内の歯科診療所 ■資料-36 災害時の医療救護に関する協定書(白岡市医師会) ■資料-37 災害時の歯科医療救護に関する協定書(白岡市歯科医師会) ■資料-38 災害時の医療救護に関する協定書(白岡市薬剤師会)</p>	数値等の時点的な更新
207	第2編-127	<p>第3 保健衛生口【保健衛生班】</p> <p>第12節 避難支援</p>	<p>第3 保健衛生口<u>【子育て支援班】</u>【保健衛生班】</p> <p>第12節 避難支援</p>	<p>組織名称等の時点的な更新</p>

管理番号	計画の頁	改正前	改正後	修正理由等
208	第2編-128	風水害発生時には、危険区域にある市民を安全な区域に避難させ、必要に応じて避難所に収容して、人命被害の軽減と避難者の援護を図る。 避難に際しては、市民に対して警戒レベル（3以上）の発表と、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を行う。避難は、高齢者、障がい者等の要配慮者を優先し、避難所への誘導は、市職員、警察官及び消防職員、市民、自主防災組織、行政区等が協力して行う。避難所の運営は、自主防災組織等や「避難所運営職員」により組織される「避難所運営委員会」が中心となり、地域団体や避難住民等の協力を得ながら行	風水害発生時又は発生のおそれがある場合、危険区域にある市民を安全な区域に避難させ、必要に応じて避難所に収容して、人命被害の軽減と避難者の援護を図る。 避難に際しては、市民に対して警戒レベル3「 <u>高齢者等避難</u> 」、警戒レベル4「 <u>避難指示</u> 」、警戒レベル5「 <u>緊急安全確保</u> 」の発令を行う。避難は、高齢者、障がい者等の要配慮者を優先し、避難所への誘導は、市職員、警察官及び消防職員、市民、自主防災組織、行政区等が協力して行う。避難所の運営は、自主防災組織等や「避難所運営職員」により組織される「避難所運営委員会」が中心となり、地域団体や避難住民等の協力を得ながら行う。	用語の見直し
209	第2編-128	市は、局地的集中豪雨や異常気象による災害発生のおそれがある場合、避難準備・高齢者等避難開始の伝達等の前に市民が自主的に避難することも想定し、市民が円滑かつ安全に自主避難できるよう、気象情報や避難所等の周知、避難所の早期開設を行う。	市は、局地的集中豪雨や異常気象による災害発生のおそれがある場合、 <u>高齢者等避難の発令</u> 前に市民が自主的に避難することも想定し、市民が円滑かつ安全に自主避難できるよう、気象情報や避難所等の周知、避難所の早期開設を行う。	用語の見直し
210	第2編-128	第2 警戒レベルを用いた避難勧告等の発令口 【安心安全班】	第2 警戒レベルを用いた <u>避難情報</u> の発令口 【安心安全班】	
211	第2編-128	1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報の発令	1 <u>高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令</u>	用語の見直し
212	第2編-128	警戒レベルを用いた避難勧告等（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報）の伝達及び発令の目安は、「避難勧告等に関するガイドライン（平成31年3月、内閣府）」等を参考に、次のとおりとする。 また、避難勧告等を発令する場合、熊谷地方気象台、河川管理事務所等の国の機関や県に対し、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができる。	警戒レベルを用いた <u>避難情報（高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保）</u> の発令の目安は、「 <u>避難情報に関するガイドライン（令和3年5月、内閣府）</u> 」を参考に、次のとおりとする。 また、 <u>避難情報</u> を発令する場合、熊谷地方気象台、河川管理事務所等の国の機関や県に対し、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができる。	用語の見直し
213	第2編-129	【警戒レベルを用いた避難勧告等の伝達】 （表省略）	■ <u>警戒レベルを用いた避難情報の区分</u> （表省略）：表更新	県計画を踏まえた記述の追加
214	第2編-129	（記述なし）	■ <u>住民等のとる避難行動</u> （表省略）：表追加	県計画を踏まえた記述の追加
215	第2編-130	【避難勧告等の基準及び伝達内容】 （表省略）	【 <u>避難情報発令の基準及び伝達内容</u> 】 （表省略）：表更新	意見照会結果の反映
216	第2編-130	2 実施責任者 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、市民に危険が切迫し、市民を緊急に避難させる必要が生じたときに、原則として市長が実施するものである。 なお、避難勧告等の実施者については、関係法規等に基づき次のように定められている。	2 実施責任者 <u>避難情報の発令</u> は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、市民に危険が切迫し、市民を緊急に避難させる必要が生じたときに、原則として市長が実施するものである。 なお、 <u>避難情報発令</u> の実施者については、関係法規等に基づき次のように定められている。	用語の見直し
217	第2編-131	3 避難対象者 避難勧告等の対象者は、居住者、滞在者、通過者等その区域にいる全ての者を指す。	3 避難対象者 <u>避難情報発令</u> の対象者は、居住者、滞在者、通過者等その区域にいる <u>すべての</u> 者を指す。	用語の見直し
218	第2編-131	4 避難勧告等の伝達方法 市長は、次の基準及びその他の状況を勘定の上、避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令し、避難対象地域の市民及び滞在者等に伝達する。なお、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対する避難準備情報を伝達する。	4 <u>避難情報の伝達方法</u> 市長は、 <u>【避難情報発令の基準及び伝達内容】</u> 及びその他の状況を勘定の <u>うえ、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</u> を発令し、避難対象地域の市民及び滞在者等に伝達する。 <u>避難情報の伝達は、防災行政用無線（固定系）、エリアメール、緊急速報メール、市ホームページ、広報車及び報道機関への報道依頼等あらゆる手段を用いて迅速な住民への伝達に努める。</u>	用語の見直し 市の防災体制の見直しによる
219	第2編-131	5 避難勧告、避難指示の伝達系統 （「震災対策編第3章第11節第1 6避難勧告、避難指示の伝達系統」を準用する。）	5 <u>避難情報の伝達系統</u>	用語の見直し
220	第2編-131	避難の勧告・指示、警戒区域の設定を行う場合の住民等への伝達は、次の内容を明示して行う。 避難勧告、避難指示の伝達系統は、次のとおりである。	<u>避難情報の発令、警戒区域の設定を行う場合の住民等への伝達は、次の内容を明示して行う。</u> <u>避難情報の伝達系統は、次のとおりである。</u>	用語の見直し
221	第2編-131	【避難勧告等の伝達系統図】	【 <u>避難情報の伝達系統図</u> 】	

管理番号	計画の頁	改正前	改正後	修正理由等
222	第2編-132	<p>第3 警戒区域の設定口【消防署】【久喜警察署】</p> <p>1 警戒区域の設定 警戒区域の設定を行った場合は、避難勧告等と同様に、関係機関及び市民に、その内容を周知する。</p> <p>第4 避難誘導口【安心安全班】【土木班】【消防署】 (「震災対策編第3章第11節第3避難誘導」を準用する。)</p>	<p>第3 警戒区域の設定口【消防署】【久喜警察署】</p> <p>1 警戒区域の設定 警戒区域の設定を行った場合は、避難指示と同様に、関係機関及び市民に、その内容を周知する。</p> <p>第4 避難誘導口【安心安全班】【土木班】【消防署】</p>	用語の見直し
223	第2編-133	<p>1 避難の準備 (4) 避難者は、3食分程度の食糧、飲料水、バスタオル、ウェットティッシュ、洗面用具、照明具(懐中電灯など)、救急薬品等を携行する。</p>	<p>1 避難の準備 (4) 避難者は、3食分程度の食糧、飲料水、バスタオル、ウェットティッシュ、洗面用具、照明具(懐中電灯など)、<u>感染症対策備品</u>や救急薬品等を携行する。</p>	意見照会結果の反映
224	第2編-134	<p>第5 避難所の開設口【避難所運営職員】</p> <p>1 避難所開設の基準 また、災害発生の不安により、当該地域の市民からの要請があった場合、避難所を開設する。</p>	<p>第5 避難所の開設口【避難所運営職員】</p> <p>1 避難所開設の基準 また、災害発生の不安により、当該地域の市民からの要請があった場合、避難所を開設する。 <u>ただし、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</u></p>	市の防災体制の見直しによる
225	第2編-134	<p>4 避難所の開設 (記述なし)</p>	<p>4 避難所の開設 <u>(5) 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、公共施設やホテル等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する。</u></p>	市の防災体制の見直しによる
226	第2編-135	<p>5 避難所への収容対象者 (2) 災害によって現に被害を受けるおそれのある場合には、次の場合が該当する。 ア 避難勧告等が発令された場合 イ 避難勧告等は発令されていないが、緊急避難の必要がある場合</p>	<p>5 避難所への収容対象者 (2) 災害によって現に被害を受けるおそれのある場合には、次の場合が該当する。 ア 避難情報が発令された場合 イ 避難情報は発令されていないが、緊急避難の必要がある場合</p>	用語の見直し
227	第2編-135	<p>6 避難所開設の公示と報告 ■資料-52 避難所開設状況報告書 ■資料-53 避難所運営記録簿 ■資料-54 避難状況一覧 ■資料-55 白岡市避難所等位置図 ■資料-56 指定緊急避難場所・指定避難所避難可能人員一覧表</p>	<p>6 避難所開設の公示と報告 ■資料-39 避難所開設状況報告書 ■資料-40 避難所運営記録簿 ■資料-41 避難状況一覧 ■資料-42 白岡市避難所等位置図 ■資料-43 指定緊急避難場所・指定避難所避難可能人員一覧表</p>	数値等の時点的な更新
228	第2編-136	<p>【指定避難所等一覧表】 (表省略)</p> <p>第6 避難所の運営口【避難所運営職員】 (「震災対策編第3章第11節第5避難所の運営」を準用する。)</p>	<p>【指定避難所等一覧表】 (表省略)：表更新</p> <p>第6 避難所の運営口【避難所運営職員】</p>	意見照会結果の反映
229	第2編-137	<p>1 避難所の運営 (2) 通信手段の確保 避難所の開設や運営状況などを把握するため通信連絡手段の確保に努める。</p>	<p>1 避難所の運営 (2) 通信手段の確保 避難所の開設や運営状況などを把握するため通信連絡手段の確保に努める。<u>また、災害救助法が適用された場合等には、避難者が利用する特設公衆電話の設置に努める。</u></p>	市の防災体制の見直しによる
230	第2編-137	<p>(3) 避難所の運営 避難所ごとに避難所運営要員を配置し、円滑な運営に努める。運営に当たっては避難者による自主的な運営を促し、運営組織を設置する。 なお、女性に配慮した避難所運営を行うため、運営組織には複数の女性を参画させるよう配慮する。なお、避難所の運営に当たっては、ボランティアの応援を円滑に活用できるよう活動環境を整える。</p>	<p>(3) 避難所の運営 避難所ごとに避難所運営要員を配置し、円滑な運営に努める。運営に当たっては避難者による自主的な運営を促し、運営組織を設置する。<u>女性と男性の双方のニーズに配慮した避難所運営を行うため、運営組織には複数の女性を参加させるよう配慮する。また、特定の活動(例えば食事づくりや片付け等)が特定の性別に偏るなど、役割を固定化しないように配慮する。</u> <u>避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者や自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。</u></p>	市の防災体制の見直しによる

管理番号	計画の頁	改正前	改正後	修正理由等
231	第2編-137	<p>(4) 要配慮者や女性に配慮したスペースの配置 高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、福祉避難室、クールダウンスペース（障がい者等が気持ちを落ち着かせることができる空間）等を開設当初から設置できるように努める。 女性や子どもに対するセクシャル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室やトイレ、入浴施設等の設置場所に配慮するとともに、注意喚起や巡回警備を実施するなど、安心・安全の確保に努める。 また、女性の相談員、福祉相談員を配置し、巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営に当たっては、ボランティアセンターや民間団体を積極的に活用する。</p>	<p>(4) 要配慮者や女性、性的少数者への配慮 男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場所、更衣室、トイレ、入浴施設、授乳室等の設置場所の選定や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。 さらに、女性の相談員、福祉相談員を配置し、巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営に当たっては、県男女共同参画推進センターや民間団体を積極的に活用する。 また、LGBTQなど性的少数者から相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウティング(性的少数者本人の了解なしに性的少数者であることを他人に暴露してしまうこと)をしないよう注意する。</p>	市の防災体制の見直しによる
232	第2編-138	【要配慮者や女性のために必要と思われる物資等】 (表省略)	【要配慮者や女性のために必要と思われる物資等】 (表省略)：表更新	市の防災体制の見直しによる
233	第2編-138	(6) 生活環境への配慮（プライバシーの確保等） 避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシーの確保に配慮する。	(6) 生活環境への配慮（プライバシーの確保等） 避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシーの確保に配慮する。そのため、トイレの設置状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設の設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況、プライバシーの確保状況など、避難所における生活環境の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。また、被災者の避難状況、避難の長期化等を踏まえ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。	市の防災体制の見直しによる
234	第2編-139	(記述なし)	(12) 避難者の受入れ 避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受入れることとする。	市の防災体制の見直しによる
		(記述なし)	2 避難所外避難者対策	市の防災体制の見直しによる
235	第2編-139	(記述なし)	市は、在宅避難者や、やむを得ず車中等に避難している被災者に係る情報の把握に努めるとともに、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援を実施し、生活環境の確保を図るものとする。特に車中泊の被災者に対しては、エコノミークラス症候群の予防のため、健康相談や保健指導、弾性ストッキングの配布等を実施する。	市の防災体制の見直しによる
		(記述なし)	3 広域避難	市の防災体制の見直しによる
236	第2編-139	(記述なし)	市は、市域に災害が発生するおそれがあり、避難指示等を発令した場合に、その避難先を市内のみで確保することが困難であり、かつ、被災のおそれがある市民等の安全を確保するため、他市町村への避難の必要があると認めるときは、当該市民等の受入れについて、県内又は県外の他市町村の長へ協力を要請する。県内の他の市町村への受入れについては当該市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。 なお、県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。 協力を求められた市町村は、広域避難のための指定避難所及び指定緊急避難場所を提供するものとする。 なお、県は、広域避難のための指定避難所及び指定緊急避難場所を提供する市町村を支援する。 なお、県は災害が発生するおそれがある場合で、居住者の生命又は身体を当該災害から保護するために緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、居住者の運送を要請することができる。	市の防災体制の見直しによる 意見照会結果の反映
		2 広域一時滞在	4 広域一時滞在	

管理番号	計画の頁	改正前	改正後	修正理由等
237	第2編-140	市は、災害から被災した市民を避難させることが市内では困難と判断した場合、他の市町村の協力を得て、被災市民を避難させる。 協力を求められた市町村は、広域一時滞在のための避難所を提供するものとし、県は、広域一時滞在のための避難所を提供する市町村を支援する。 避難所の運営に当たっては、本計画に準ずる。	<u>市は、市域に災害が発生し、被災した市民の安全の確保又は居住場所の確保が市域では困難な場合において、当該被災市民の他市町村における一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、当該被災市民の受入れについて、県内又は県外の他市町村の長へ協力を要請する。県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。</u> <u>協力を求められた市町村は、広域一時滞在のための避難所等を提供するものとし、県は、広域一時滞在のための避難所等を提供する市町村を支援する。</u> <u>また、県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。</u> <u>自治会等は、長期の避難生活を余儀なくされた広域一時滞在者を、地域に受け入れるとともに、情報の提供等、生活のための支援を実施する。</u>	市の防災体制の見直しによる
238	第2編-143	第14節 障害物の除去 第1 住宅関係障害物除去口【建築班】 （「震災対策編第3章第19節第4住宅関係障害物除去」を準用する。） 1 除去作業の方針と内容 （4）期間 災害発生の日からできるだけ早い時期に完了するものとし、市長は、その結果を県へ報告する。 2 除去作業の支援	第14節 障害物の除去 第1 住宅関係障害物除去口【建築班】 1 除去作業の方針と内容 （4）期間 <u>障害物除去の期間は、原則として災害発生の日から10日以内とする。</u> 2 除去作業の支援 <u>県は、市から要請があったときは、隣接市町村から職員の派遣を依頼する。また、建設業界等との連絡調整を行い応援体制の確保に努める。</u>	県計画を踏まえた記述の追加
239	第2編-143	県は、災害救助法を適用した場合、市が実施する住宅関係障害物除去作業において、労力又は機械力が不足した場合は、市の要請に基づき、近隣市町村へ派遣を依頼する。また、建設業界等との連絡調整を行い、応援体制の確保に努める。 また、建設業界との事前の協力体制の整備を行い、地震発生後、迅速な対応ができる環境を整えておく。	<u>県は、市から要請があったときは、隣接市町村から職員の派遣を依頼する。また、建設業界等との連絡調整を行い応援体制の確保に努める。</u>	県計画を踏まえた記述の更新
240	第2編-143	第3 障害物の集積場所口【環境班】 「震災対策編第3章第17節第1廃棄物処理」を準用する。	第3 障害物の集積場所口【環境班】 <u>「風水害対策編第3章第18節第1廃棄物処理」を準用する。</u>	震災対策編と風水害対策編の入れ替えによる必然的な変更
241	第2編-143	第4 必要な人員・機械器具等の確保口 【安心安全班】 「震災対策編第3章第5節第2相互応援協力、第3要員確保」を準用する。	第4 必要な人員・機械器具等の確保口 【安心安全班】 <u>「風水害対策編第3章第8節第2相互応援協力、第3要員確保」を準用する。</u>	震災対策編と風水害対策編の入れ替えによる必然的な変更
242	第2編-146	第15節 緊急輸送 第1 調達計画 【財政班】【土木班】 （「震災対策編第3章第13節第1緊急通行車両による輸送」を準用する。） 4 緊急輸送道路の確保 ■資料-57 白岡市緊急輸送道路一覧表 ■資料-58 白岡市緊急輸送道路位置図 ■資料-59 災害時における応急対策活動に関する協定書	第15節 緊急輸送 第1 緊急通行車両による輸送口 【財政班】【土木班】 4 緊急輸送道路の確保 ■資料-44 白岡市緊急輸送道路一覧表 ■資料-45 白岡市緊急輸送道路位置図 ■資料-46 災害時における応急対策活動に関する協定書 ■資料-47 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	数値等の時点的な更新
243	第2編-147	5 車両の確保等 ■資料-60 白岡市公用車一覧表 ■資料-61 災害時における被災者及び救援物資の輸送業務の提供に関する協定書 ■資料-62 災害時等におけるバス利用に関する協定書	5 車両の確保等 ■資料-48 白岡市公用車一覧表 ■資料-49 災害時における被災者及び救援物資の輸送業務の提供に関する協定書 ■資料-50 災害時等におけるバス利用に関する協定書 ■資料-51 災害時における電動車両等の支援に関する協定書	数値等の時点的な更新
244	第2編-147	8 燃料の調達方法 ■資料-64 災害時における燃料等の優先供給に関する協定書	8 燃料の調達方法 ■資料-52 災害時における燃料等の優先供給に関する協定書	数値等の時点的な更新
245	第2編-149	第16節 飲料水・食糧・生活必需品の供給 第1 飲料水の供給口 【水道班】【上下水道庶務班】 （「震災対策編第3章第14節第1飲料水の供給」を準用する。） 1 給水の実施責任者	第16節 飲料水・食糧・生活必需品の供給 第1 飲料水の供給口【上下水道班】【上下水道庶務班】 1 給水の実施責任者	組織名称等の時点的な更新

管理番号	計画の頁	改正前	改正後	修正理由等
246	第2編-149	<p>【給水の実施責任者】 (表省略) * 災害救助法第30条により救助の実施に関する事務の一部を市に委任した場合</p>	<p>【給水の実施責任者】 (表省略) : 表更新 * 災害救助法第13条により救助の実施に関する事務の一部を市に委任した場合</p>	法律名称や条番号の変更による
247	第2編-150	<p>2 応急給水活動 (3) 給水方法の選定 イ 運搬給水 運搬給水は、車載用給水タンク、ポリタンク及び給水袋により行う。</p>	<p>2 応急給水活動 (3) 給水方法の選定 イ 運搬給水 運搬給水は、<u>車両一体型給水車</u>、車載用給水タンク、ポリタンク及び給水袋により行う。</p>	市の防災体制の見直しによる
248	第2編-150	<p>(4) 応急給水量の算定 【応急給水目標量】 (表省略)</p>	<p>(4) 応急給水量の算定 【応急給水目標量】 (表省略) : 表更新</p>	市の防災体制の見直しによる
249	第2編-150	<p>(5) 運搬給水優先順位及び運搬給水量の設定 ア 運搬給水優先順位の設定 運搬給水は、人工透析対応病院を最優先とし、次いで入院患者がいる一般医療機関及び福祉施設の給水を優先とする。また、可能な限り、並行して臨時給水所等への給水を行う。</p>	<p>(5) 運搬給水優先順位及び運搬給水量の設定 ア 運搬給水優先順位の設定 運搬給水は、人工透析対応病院を最優先とし、次いで入院患者がいる一般医療機関及び福祉施設の給水を優先とする。また、並行して<u>避難所に設置した応急給水装置等への給水を行う。</u></p>	市の防災体制の見直しによる
250	第2編-151	<p>3 給水施設の応急復旧 ■資料-65 災害時における水道施設の応急活動の応援に関する協定書 ■資料-66 日本水道協会埼玉県支部東部地区災害相互援助に関する覚書 ■資料-67 日本水道協会埼玉県支部災害時相互応援要綱 ■資料-68 日本水道協会埼玉県支部災害時相互応援要綱実施要領 ■資料-69 公益社団法人日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定 ■資料-70 公益社団法人日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定実施要領</p>	<p>3 給水施設の応急復旧 ■資料-53 災害時における水道施設の応急活動の応援に関する協定書 ■資料-54 日本水道協会埼玉県支部東部地区災害相互援助に関する覚書 ■資料-55 日本水道協会埼玉県支部災害時相互応援要綱 ■資料-56 日本水道協会埼玉県支部災害時相互応援要綱実施要領 ■資料-57 公益社団法人日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定 ■資料-58 公益社団法人日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定実施要領</p>	数値等の時点的な更新
251	第2編-151	<p>4 物資提供に関する協定 民間事業者などとの協定締結により、市内において震度5以上の地震が発生した場合、市内に設置されている地域貢献型自動販売機内の飲料水を無償提供するほか、飲料水の優先的な提供が実施される。 ■資料-71 災害時における救援物資提供に関する協定書 ■資料-72 災害時における救援物資提供に関する協定書</p>	<p>4 物資提供に関する協定 民間事業者などとの協定締結により、市内において震度5以上の地震又は<u>同程度以上の災害が発生した場合</u>、市内に設置されている地域貢献型自動販売機内の飲料水を無償提供するほか、飲料水の優先的な提供が実施される。 ■資料-59 災害時における救援物資提供に関する協定書 ■資料-60 災害時における救援物資提供に関する協定書</p>	市の現状を踏まえた記述内容の見直し
		<p>第2 食糧の供給口 【財政班】 【農政班】 【子育て支援班】 【援護班】 (「震災対策編第3章第14節第2食糧の供給」を準用する。)</p>	<p>第2 食糧の供給 【財政班】 【農政班】 【子育て支援班】 <u>【こども保育班】</u> 【援護班】</p>	組織名称等の時点的な更新
252	第2編-152	<p>2 給食対象者、数量等 4) 引渡等の管理 ■資料-73 物品輸送引渡書、物品受領書</p>	<p>2 給食対象者、数量等 (4) 引渡等の管理 ■資料-61 物品輸送引渡書、物品受領書</p>	組織名称等の時点的な更新
253	第2編-152	<p>(5) 必要数の把握と報告 ア 避難所については、「子育て支援班」が「農政班」の協力を得て行う。</p>	<p>(5) 必要数の把握と報告 ア 避難所については、「子育て支援班」が<u>「こども保育班」</u>、「農政班」の協力を得て行う。</p>	組織名称等の時点的な更新
254	第2編-153	<p>3 食糧の調達 (3) 応急米穀の緊急引渡しの要請 交通、通信の途絶等、被災地の孤立等、災害救助法が発動され、応急食糧が必要と認める場合、「農政班」は、あらかじめ県知事から指示される範囲内で農林水産省生産局又は関東農政局に対し、「米穀の買入・販売等基本要領(平成21年5月29日付総合食料局長通知)」に基づき応急用米穀の緊急引渡しを要請し、供給を受ける。 ■資料-74 食糧調達状況</p>	<p>3 食糧の調達 (3) 応急米穀の緊急引渡しの要請 交通、通信の途絶等、被災地の孤立等、災害救助法が発動され、応急食糧が必要と認める場合、「農政班」は、あらかじめ県知事から指示される範囲内で農林水産省<u>農産局</u>又は関東農政局に対し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(平成21年5月29日付総合食料局長通知)」に基づき応急用米穀の緊急引渡しを要請し、供給を受ける。 ■資料-62 食糧調達状況</p>	組織名称等の時点的な更新
255	第2編-153	<p>4 物資提供に関する協定 ■資料-75 災害時における物資の供給等に関する協定書 ■資料-76 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定</p>	<p>4 物資提供に関する協定 ■資料-63 災害時における物資の供給等に関する協定書 ■資料-64 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定</p>	数値等の時点的な更新
256	第2編-154	<p>第3 生活必需品の供給口 【財政班】 【商工班】 【子育て支援班】 (「震災対策編第3章第14節第3生活必需品の供給」を準用する。)</p>	<p>第3 <u>班】</u> 生活必需品の供給 【財政班】 【商工班】 【子育て支援班】 <u>【こども保育班】</u></p>	組織名称等の時点的な更新

管理番号	計画の頁	改正前	改正後	修正理由等
257	第2編-155	<p>2 供給等の対象者及び品目 (5) 生活必需品等の輸送 ■資料-73 物品輸送引渡書、物品受領書 ■資料-77 災害時における物資供給に関する協定書</p> <p>第4 救援物資の供給□【財政班】【農政班】 (「震災対策編第3章第14節第4救援物資の供給」を準用する。)</p>	<p>2 供給等の対象者及び品目 (5) 生活必需品等の輸送 ■資料-61 物品輸送引渡書、物品受領書 ■資料-65 災害時における物資供給に関する協定書</p> <p>第4 救援物資の供給□【財政班】【農政班】</p>	数値等の時点的な更新
258	第2編-155	<p>大規模な地震が発生したとき、救援物資が短時間のうち大量に搬送され、集積地に滞留して、避難所等の必要な場所に届かないことが懸念される。 そこで、民間物流事業者等のノウハウ、マンパワー、物流施設を活用した救援物資管理システムを活用し、救援物資を迅速かつ円滑に供給する。 災害対策本部に、食糧、物資、輸送に係る「農政班」及び「財政班」の職員が民間物流事業者と連携した「物流オペレーションチーム」を編成し、物資に関する情報を一元的に管理して、救援物資の受入及び配送の指示を行う。</p> <p>■資料-73 物品輸送引渡書、物品受領書 ■資料-78 輸送状況</p>	<p>大規模な災害が発生したとき、救援物資が短時間のうち大量に搬送され、集積地に滞留して、避難所等の必要な場所に届かないことが懸念される。 そこで、民間物流事業者等のノウハウ、マンパワー、物流施設を活用した救援物資管理システムを活用して情報共有を図り、救援物資を迅速かつ円滑に供給する。 災害対策本部に、食糧、物資、輸送に係る「農政班」及び「財政班」の職員が民間物流事業者と連携した「物流オペレーションチーム」を編成し、物資に関する情報を一元的に管理して、救援物資の受入及び配送の指示を行う。 <u>なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。さらに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</u></p> <p>■資料-61 物品輸送引渡書、物品受領書 ■資料-66 輸送状況</p>	県計画を踏まえた記述の追加
259	第2編-157	<p>第17節 遺体の取扱 第1 遺体の捜索□【消防署】【久喜警察署】 (「震災対策編第3章第16節第1遺体の捜索」を準用する。)</p> <p>1 捜索体制 (2) 災害救助法が適用された場合においても、災害救助法第30条により救助の実施に関する事務の一部を市に委任した場合は、市長が実施する。</p>	<p>第17節 遺体の取扱 第1 遺体の捜索□【消防署】【久喜警察署】</p> <p>1 捜索体制 (2) 災害救助法が適用された場合においても、災害救助法第13条により救助の実施に関する事務の一部を市に委任した場合は、市長が実施する。</p>	法律名称や条番号の変更による
260	第2編-158	<p>第2 遺体の処理□【環境班】【久喜警察署】 (「震災対策編第3章第16節第2遺体の処理」を準用する。)</p> <p>■資料-79 市内の寺院の状況</p>	<p>第2 遺体の処理□【環境班】【久喜警察署】</p> <p>■資料-67 市内の寺院の状況</p>	数値等の時点的な更新
261	第2編-159	<p>第3 遺体の埋・火葬□【市民班】 (「震災対策編第3章第16節第3遺体の埋・火葬」を準用する。)</p> <p>6 災害救助法が適用された場合の費用等 ■資料-80 災害遺体処理票</p>	<p>第3 遺体の埋・火葬□【市民班】</p> <p>6 災害救助法が適用された場合の費用等 ■資料-68 災害遺体処理票</p>	数値等の時点的な更新
262	第2編-163	<p>第18節 環境衛生 第1 廃棄物処理□【環境班】 (「震災対策編第3章第17節第1廃棄物処理」を準用する。)</p> <p>3 し尿処理 (4) し尿処理に係る被災による影響 ■資料-81 災害時における物資(ユニットハウス等)の供給に関する協定書</p>	<p>第18節 環境衛生 第1 廃棄物処理□【環境班】</p> <p>3 し尿処理 (4) し尿処理に係る被災による影響 ■資料-69 災害時における物資(ユニットハウス等)の供給に関する協定書</p>	数値等の時点的な更新
263	第2編-163	<p>第2 防疫活動□【環境班】【保健衛生班】</p>	<p>第2 防疫活動□【環境班】【子育て支援班】【保健衛生班】</p>	組織名称等の時点的な更新
264	第2編-164	<p>第3 保健衛生対策□【保健衛生班】</p>	<p>第3 保健衛生対策□【子育て支援班】【保健衛生班】</p>	組織名称等の時点的な更新
265	第2編-166	<p>第19節 応急住宅対策 また、災害により半焼又は半壊した住宅については、応急修理することで被災者の生活を当面の間、維持する。</p>	<p>第19節 応急住宅対策 また、災害により大規模半壊、半焼、半壊又は準半壊の被害を受けた住宅については、応急修理することで被災者の生活を当面の間、維持する。</p>	県計画を踏まえた記述の更新

管理番号	計画の頁	改正前	改正後	修正理由等
266	第2編-166	第1 被災住宅の応急修理口【建築班】 （「震災対策編第3章第19節第1被災住宅の応急修理」を準用する。） 市は、住宅が半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理できない者を対象者として、日常生活に不可欠な部分について必要最小限の修理を行う。	第1 被災住宅の応急修理口【建築班】 市は、災害により住宅が半壊、半焼、若しくは準半壊の被害を受け、自己の資力では応急修理できない者又は大規模半壊の被害を受けた者を対象者として、日常生活に不可欠な部分について必要最小限の修理を行う。	県計画を踏まえた記述の更新
267	第2編-166	(記述なし)	1 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理	県計画を踏まえた記述の追加
268	第2編-166	(記述なし)	(1) 対象 災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行う。 (2) 応急措置の内容 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う。 (3) 実施期間 災害発生の日から10日以内に完了する。	県計画を踏まえた記述の追加
269	第2編-166	(記述なし)	2 日常生活に必要な最小限度の部分の修理	
270	第2編-166	(記述なし)	(3) 修理の期間 災害発生の日から3月以内(災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6月以内)に完了する。	県計画を踏まえた記述の追加
271	第2編-167	第2 応急住宅の供給口【建築班】 （「震災対策編第3章第19節第2応急住宅の供給」を準用する。） 2 応急仮設住宅 応急仮設住宅は、災害発生後に緊急に建設して供与する「建設仮設住宅」及び民間の賃貸住宅等を借り上げて供与する「みなし仮設住宅」があり、公的住宅等で不足した場合に提供する。県は、市からの要請に基づき、設置戸数を決定する	第2 応急住宅の供給口【建築班】 2 応急仮設住宅 応急仮設住宅は、災害発生後に緊急に建設して供与する「建設型応急住宅」及び民間の賃貸住宅等を借上げて供与する「賃貸型応急住宅」があり、公的住宅等で不足した場合に提供する。県は、市からの要請に基づき、設置戸数を決定する。	用語の見直し
272	第2編-167	(1) 建設仮設住宅 県は、できるだけ早期に建設仮設住宅を設置する。 市は、設置場所、入居者の選定、管理等について、県に協力する。	(1) 建設型応急住宅 県は、できるだけ早期に建設型応急住宅を設置する。住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、救助実施市及び関係業界団体等との連絡調整を行う。 応急仮設住宅の設置場所、入居者の選定、維持管理等については市に委任し、公営住宅に準じて維持管理する。	県計画を踏まえた記述の追加
273	第2編-167	(2) 民間賃貸住宅の利用(みなし仮設住宅) ア 民間賃貸住宅の確保 市は、関係団体等に対し災害時の協力を要請し、民間賃貸住宅を借り上げて応急仮設住宅(みなし仮設住宅)として提供する。	(2) 民間賃貸住宅の利用(賃貸型応急住宅) ア 民間賃貸住宅の確保 市は、関係団体等に対し災害時の協力を要請し、民間賃貸住宅を借上げて賃貸型応急住宅として提供する。	用語の見直し
274	第2編-168	(3) 応急仮設住宅の供給 ア 入居者の選定 なお、入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況、要配慮者及びペットの飼養状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。 イ 入居期間 入居期間は竣工の日から原則として2年以内とする。	(3) 応急仮設住宅の供給 ア 入居者の選定 ※応急修理期間中に応急仮設住宅を使用することが可能である。 なお、入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況、要配慮者及びペットの飼養状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。 また、市は入居者の住宅の使用状況等について把握に努める。 イ 入居期間 入居期間は原則として2年以内とする。ただし、応急修理と併給する者は、災害発生の日から原則として6か月(応急修理が完了した場合は速やかに退去)とする。	県計画を踏まえた記述の更新
275	第2編-168	ウ 要配慮者への配慮 市は、応急仮設住宅を建設する際、建築物の構造及び仕様について高齢者や障がい者等の要配慮者に配慮するよう努める。また、入居に際しても、要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。	ウ 要配慮者への配慮 市は、応急仮設住宅を建設する際、建築物の構造及び仕様について高齢者や障がい者等の要配慮者に配慮するよう努める。また、市は入居に際しても、要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。	文章の校閲
276	第2編-168	第4 住宅関係障害物除去口【建築班】 「震災対策編第3章第19節第4住宅関係障害物除去」を準用する。	第4 住宅関係障害物除去口【建築班】 「風水害対策編第3章第14節第1住宅関係障害物除去」を準用する。	震災対策編と風水害対策編の入れ替えによる必然的な変更
		第20節 文教対策 第1 休業等応急措置口 【教育総務班】【教育指導班】	第20節 文教対策 第1 休業等応急措置口 【教育総務班】【教育指導班】	

管理番号	計画の頁	改正前	改正後	修正理由等
277	第2編-169	(「震災対策編第3章第20節第1休業等応急措置」を準用する。) (記述なし)	<u>市に気象警報が発表された場合、各学校では、児童生徒の安全を最優先した防災対策を講じ、児童生徒への指導、保護者への周知について十分な配慮を行う。</u> <u>また、学校が避難所として開設されることが予想されるため、学校長は教職員との連絡の確保に努める。</u>	県計画を踏まえた記述の更新
278	第2編-169	1 発災時の対応	<u>1 児童生徒の登校前の措置</u>	県計画を踏まえた記述の更新
279	第2編-169	(1) 市(教育委員会) 震度5弱以上が発生し、大規模と判断された場合、原則児童は、保護者の引取りとなることを市の防災行政無線を用いて広報する。 (2) 略	<u>(1) 登校前に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」が発表された場合</u> <u>休校判断時刻において市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」が発表継続中の場合は、児童生徒の安全確保のため、全市一斉に「臨時休校」の措置を講じる。</u> <u>遠足、修学旅行、体験学習なども原則として延期・中止とするが、目的地には暴風警報、大雪警報等が発表されておらず、出発を遅らせる措置等をとれば安全な場合などは、学校長の判断により、実施の可否を決定するものとする。</u> <u>(2) 登校前に「暴風警報」を伴わない「大雨警報」「洪水警報」が発表された場合</u> <u>休校判断時刻において市内に「暴風警報」を伴わない「大雨警報」や「洪水警報」が発表継続中の場合は、各学校や地域の状況に応じて、学校長が適切な措置を講じる。</u>	県計画を踏まえた記述の更新
280	第2編-169	2 在校時に発災した場合(震度5弱以上)	<u>2 児童生徒の登校後の措置</u>	県計画を踏まえた記述の更新
281	第2編-169	(1) 児童・生徒の避難 校長は、児童・生徒、施設・設備の被災状況を確認後、適切な緊急避難の指示を与える。 さらに、災害の規模、児童・生徒、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、教育委員会へ報告する。 (2) 略	<u>(1) 登校後に気象警報が発表又は避難指示が発令された場合</u> <u>登校後に、気象警報が発表又は避難指示が発令された場合は、各学校や地域の状況に応じて、学校長が適切な措置を講じる。</u> <u>(2) 登校後に洪水予報等が発表された場合</u> <u>登校後に、市内の指定河川に洪水予報等が発表され、又は水位周知河川における避難判断水位到達情報等が発表され、市から連絡を受けた場合、浸水想定区域内に位置する学校の校長は、避難確保計画等に基づき適切な措置を講ずる。</u>	県計画を踏まえた記述の更新
282	第2編-171	第3 教材・学用品等の調達及び配給口 【教育総務班】【教育指導班】 (「震災対策編第3章第20節第3教材・学用品等の調達及び配給」を準用する。) 2 学用品給与の基準 (1) 学用品給与の対象 学用品の給与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水等により就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒(盲学校、ろう学校、養護学校の小学部児童、中学部生徒を含む。)に対して行う。	第3 教材・学用品等の調達及び配給口 【教育総務班】【教育指導班】 2 学用品給与の基準 (1) 学用品給与の対象 学用品の給与は、 <u>災害により住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童(義務教育学校前期課程の児童及び特別支援学校の小学部児童を含む。)</u> 及び <u>中学校生徒(義務教育学校後期課程の生徒、及び特別支援学校の中学部生徒を含む。並びに高等学校等生徒(高等学校(定時制及び通信制の課程を含む。))、特別支援学校の高等部、専修学校及び各種学校の生徒をいう。)</u> に対して行う。	県計画を踏まえた記述の更新
283	第2編-172	第5 学校の衛生管理口 【保健衛生班】 (「震災対策編第3章第20節第5学校の衛生管理」を準用する。)	第5 学校の衛生管理口【教育総務班】【教育指導班】【保健衛生班】	組織名称等の時点的な更新
284	第2編-172	2 被災教職員、児童・生徒の健康管理方法 災害の状況により被災した学校の教職員、児童・生徒に対して感染症の予防接種や健康診断を保健所に依頼して実施する。「保健衛生班」の指導によって各学校で実施する。	2 被災教職員、児童・生徒の健康管理方法 災害の状況により被災した学校の教職員、児童・生徒に対して感染症の予防接種や健康診断を、 <u>保健所に依頼を依頼し、「保健衛生班」の指導によって各学校で実施する。</u>	文章の校閲
285	第2編-172	第6 学校施設の緊急使用口 【教育総務班】【教育指導班】 (「震災対策編第3章第20節第6学校施設の緊急使用」を準用する。) 1 避難所に指定された場合 市長から避難勧告等の実施通知を受けた場合又は激甚な被害により被災者が自主的に避難してきた場合、市職員は市民の協力を得て、速やかに次の措置を講じる。	第6 学校施設の緊急使用口 【教育総務班】【教育指導班】 1 避難所に指定された場合 市長から <u>避難指示等の発令通知</u> を受けた場合又は激甚な被害により被災者が自主的に避難してきた場合、市職員は市民の協力を得て、速やかに次の措置を講じる。	用語の見直し
285	第2編-172	2 長期間学校が使用不可能な場合 ■資料-90 義務教育施設の状況	2 長期間学校が使用不可能な場合 ■資料-70 義務教育施設の状況	数値等の時点的な更新

管理番号	計画の頁	改正前	改正後	修正理由等
286	第2編-172	第7 文化財の応急措置口 【社会教育班】 （「震災対策編第3章第20節第7文化財の応急措置」を準用する。） （記述なし）	第7 文化財の応急措置口 【社会教育班】 <u>市は、文化財の保存・活用の促進を図るため、「文化財保存活用地域計画」を策定している。文化財の応急措置等については、この計画に基づき進めるものとする。</u>	意見照会結果の反映
287	第2編-174	第21節 要配慮者への支援 第1 社会福祉施設等入所者の安全確保 【福祉班】 【高齢介護班】 【社会福祉法人】 市は、社会福祉施設に入所している要配慮者等の安全を確保するため、地域の浸水特性や避難環境、要配慮者の避難に要する時間を踏まえ、迅速な避難準備・高齢者等避難開始の伝達に努める。	第21節 要配慮者への支援 第1 社会福祉施設等入所者の安全確保 【福祉班】 【高齢介護班】 【社会福祉法人】 市は、社会福祉施設に入所している要配慮者等の安全を確保するため、地域の浸水特性や避難環境、要配慮者の避難に要する時間を踏まえ、迅速な避難情報の伝達に努める。	用語の見直し
288	第2編-174	1 施設管理者 【表】 （表省略） ■資料-91 白岡市内の障がい者福祉施設の一覧 ■資料-92 白岡市内の介護施設の一覧	1 施設管理者 【表】 （表省略）：表更新 ■資料-71 白岡市内の障がい者福祉施設の一覧 ■資料-72 白岡市内の介護施設の一覧	数値等の時点的な更新
289	第2編-174	第2 避難行動要支援者等の避難支援 【安心安全班】 【福祉班】 【高齢介護班】 1 避難のための情報伝達 市は、避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を参考に、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令等の判断基準を定めた上で、災害時において適時適切に発令する。	第2 避難行動要支援者等の避難支援 【安心安全班】 【福祉班】 【高齢介護班】 1 避難のための情報伝達 市は、避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう「避難勧告等情報の判断・伝達マニュアル」を参考に、 <u>避難指示等の発令等の判断基準</u> を定めた上で、災害時において適時適切に発令する。	用語の見直し
290	第2編-176	第3 避難生活における要配慮者支援 【安心安全班】 【福祉班】 【高齢介護班】 2 避難所における要配慮者への配慮 （6）福祉避難所の利用 なお、「震災対策編第3章第11節第5避難所の運営」にも避難所における要配慮者対策を定めている。	第3 避難生活における要配慮者支援 【安心安全班】 【福祉班】 【高齢介護班】 2 避難所における要配慮者への配慮 （6）福祉避難所の活用 なお、 <u>「風水害対策編第3章第12節第5避難所の運営」</u> にも避難所における要配慮者対策を定めている。	震災対策編と風水害対策編の入れ替えによる必然的な変更
291	第2編-176	3 避難所外も含めた要配慮者全般への支援 （2）相談窓口の開設 市は、相談窓口を開設する。相談窓口には、職員、福祉関係者、医者、ソーシャルワーカー等を配置し、総合的な相談を実施する。	3 避難所外も含めた要配慮者全般への支援 （2）相談窓口の開設 市は、相談窓口を開設する。相談窓口には、職員、福祉関係者、医者、 <u>相談援助職等</u> を配置し、総合的な相談を実施する。	市の防災体制の見直しによる
292	第2編-177	第4 乳幼児への対応口 【子育て支援班】 【保健衛生班】	第4 乳幼児への対応口 【子育て支援班】 <u>【こども保育班】</u>	組織名称等の時点的な更新
293	第2編-185	第4章 風水害復旧及び復興計画 第3節 生活再建等の支援 第1 災害相談窓口の設置口 【地域振興班】 （「震災対策編第4章第3節第1災害相談窓口の設置」を準用する。） 2 災害相談窓口の業務 ■資料-93 災害時における被災者等相談の実施に関する協定書 ■資料-94 災害時における被災者支援に関する協定書	第4章 風水害復旧及び復興計画 第3節 生活再建等の支援 第1 災害相談窓口の設置口 【地域振興班】 2 災害相談窓口の業務 ■資料-73 災害時における被災者等相談の実施に関する協定書 ■資料-74 災害時における被災者支援に関する協定書	数値等の時点的な更新
294	第2編-185	第2 被災者台帳の作成・罹災証明書の発行口【税務班】 【福祉班】 （「震災対策編第4章第3節第2被災者台帳の作成・罹災証明書の発行」を準用する。） 市は、災害発生時に被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、被災者台帳を整備する。また、住家の被害認定の結果をもとに罹災証明書を発行する。	第2 被災者台帳の作成、罹災・被災証明書の発行口【税務班】 【福祉班】 市は、災害発生時に被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、被災者台帳を整備する。また、住家の被害認定の結果等をもとに罹災・被災証明書を発行する。	用語の見直し
295	第2編-185	1 被災者台帳の作成 ■資料-95 被災者台帳の作成にかかるデータ項目の例	1 被災者台帳の作成 ■資料-75 被災者台帳の作成に係るデータ項目の例	数値等の時点的な更新
296	第2編-186	4 罹災証明者 罹災証明は市長が行うものとし、罹災証明書の発行事務は「税務班」が担当する。ただし、火災による罹災証明は消防署長が行う。	4 罹災証明者 罹災証明は市長が行うものとし、罹災・被災証明書の発行事務は「税務班」が担当する。ただし、火災による罹災証明は消防署長が行う。	用語の見直し
297	第2編-186	5 罹災証明書の発行体制の整備	5 罹災・被災証明書の発行	用語の見直し

管理番号	計画の頁	改正前	改正後	修正理由等
298	第2編-186	「罹災証明書」の発行体制を整備する。	市は、被災者が居住する住宅と当該災害により受けた被災の程度を調査し、住家の被害認定の結果等をもとに罹災証明書を発行する。 <u>住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</u>	市の防災体制の見直しによる
299	第2編-186	【罹災証明書発行の流れ（火災以外の自然災害）】 6 被災程度の判定 家屋の被災程度の判定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和2年3月）、内閣府（防災担当）」により行う。 ■資料-96 災害に係る住家の被害認定基準運用指針	【罹災・被災証明書発行の流れ（火災以外の自然災害）】 6 被災程度の判定 家屋の被災程度の判定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和3年3月）、内閣府（防災担当）」により行う。 ■資料-76 災害に係る住家の被害認定基準運用指針	用語の見直し 数値等の時点的な更新
300	第2編-187	9 罹災証明書の発行	9 罹災・被災証明書の発行	用語の見直し
301	第2編-187	市長は、申請のあった被災者に対し、被災者台帳に基づき、罹災証明書を発行する。 なお、罹災証明書の交付については、白岡市手数料条例第5条第1項第4号の規定に基づき、手数料は徴収しない。 ■資料-97 罹災証明書交付申請書及び罹災証明書	市長は、申請のあった被災者に対し、被災者台帳に基づき、罹災・被災証明書を発行する。 なお、罹災・被災証明書の交付については、白岡市手数料条例第5条第1項第4号の規定に基づき、手数料は徴収しない。 ■資料-77 罹災・被災証明書交付申請書及び罹災・被災証明書	用語の見直し
302	第2編-187	第3 被災者の生活確保【税務班】【福祉班】【商工班】【高齢介護班】【援護班】【子育て支援班】 （「震災対策編第4章第3節第3被災者の生活確保」を準用する。） 2 災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給及び災害援護資金の貸付 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給及び災害援護資金の貸付については、市が実施主体となり、条例に基づき実施する。 ■資料-98 災害弔慰金の支給等に関する条例 ■資料-99 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	第3 被災者の生活確保【税務班】【福祉班】【商工班】【高齢介護班】【援護班】【子育て支援班】 2 災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給及び災害援護資金の貸付 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、 <u>自然災害（以下「災害」という。）により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸付ける災害援護資金は、市が実施主体となり、条例に基づき実施する。</u> ■資料-78 災害弔慰金の支給等に関する条例 ■資料-79 災害弔慰金の支給等に関する条例	県計画を踏まえた記述の更新
303	第2編-188	(1) 災害弔慰金の支給 【表】 (表省略)	(1) 災害弔慰金の支給 【表】 (表省略)：表更新	県計画を踏まえた記述の更新
304	第2編-188	(2) 災害障害見舞金の支給 【表】 (表省略)	(2) 災害障害見舞金の支給 【表】 (表省略)：表更新	県計画を踏まえた記述の更新
305	第2編-189	(3) 災害援護資金の貸付 【表】 (表省略)	(3) 災害援護資金の貸付 【表】 (表省略)：表更新	県計画を踏まえた記述の更新
306	第2編-191	第4 住宅資金及び生活福祉資金の融資 （「震災対策編第4章第3節第4住宅資金及び生活福祉資金の融資」を準用する。） 1 災害復興住宅融資 (1) 災害復興住宅建設及び補修資金に基づく融資 【表】 (表省略)	第4 住宅資金及び生活福祉資金の融資 1 災害復興住宅融資 (1) 災害復興住宅建設及び補修資金に基づく融資 【表】 (表省略)：表更新	県計画を踏まえた記述の更新
307	第2編-192	2 生活福祉資金の融資 県社会福祉協議会は、被災した低所得者等に対し、生活福祉資金貸付制度に基づき、「災害を受けたことにより臨時に必要な経費」、「住宅の補修等に必要な経費」の貸付を相談支援とともに行う。	2 生活福祉資金の融資 県社会福祉協議会は、被災した低所得者等に対し、生活福祉資金貸付制度に基づき、 <u>「住宅の補修等に必要な経費」、「災害を受けたことにより臨時に必要な経費」</u> の貸付を相談支援とともに行う。	県計画を踏まえた記述の更新
308	第2編-192	(1) 災害を受けたことにより臨時に必要な経費	(1) <u>住宅の補修等に必要な経費</u>	県計画を踏まえた記述の更新
309	第2編-192	(2) 住宅の補修等に必要な経費	(2) <u>災害を受けたことにより臨時に必要な経費</u>	県計画を踏まえた記述の更新
310	第2編-193	第5 被災者生活再建支援制度 （「震災対策編第4章第3節第5被災者生活再建支援制度」を準用する。） (1) 被災者生活再建支援制度の概要 【表】 (表省略)	第5 被災者生活再建支援制度 (1) 被災者生活再建支援制度の概要 【表】 (表省略)：表更新	県計画を踏まえた記述の更新

管理番号	計画の頁	改正前	改正後	修正理由等
311	第2編-193	(2) 支援金の支給 支援金の支給に関して、市は、次の事務を行う。 ア 住宅の被害認定 イ 罹災証明書等必要書類の発行 ウ 被災世帯の支給申請等に係る窓口業務 エ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び県への送付 オ 用途実績報告書のとりまとめ及び県への送付 第6 埼玉県・市町村被災者安心支援制度 (「震災対策編第4章第3節第6埼玉県・市町村被災者安心支援制度」を準用する。) ■資料-100 埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定	(記述なし) 第6 埼玉県・市町村被災者安心支援制度 ■資料-80 埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定	県計画を踏まえた記述の削除
312	第2編-194			数値等の時点的な更新
313	第2編-195	(1) 埼玉県・市町村生活再建支援金の概要 【表】 (表省略)	(1) 埼玉県・市町村生活再建支援金の概要 【表】 (表省略) : 表更新	県計画を踏まえた記述の更新
314	第2編-196	(2) 埼玉県・市町村半壊特別給付金の概要 【表】 (表省略)	(2) 埼玉県・市町村半壊特別給付金の概要 【表】 (表省略) : 表更新	県計画を踏まえた記述の更新
315	第2編-196	(3) 埼玉県・市町村家賃給付金の概要 【表】 (表省略)	(3) 埼玉県・市町村家賃給付金の概要 【表】 (表省略) : 表更新	県計画を踏まえた記述の更新
		第8 被災中小企業等への融資 (「震災対策編第4章第3節第8被災中小企業等への融資」を準用する。)	第8 被災中小企業等への融資	
316	第2編-200		(1) 経営安定資金(災害復旧関連) 【表】 (表省略) : 表更新	県計画を踏まえた記述の更新
		第9 被災農林漁業関係者への融資等【農政班】 (「震災対策編第4章第3節第9被災農林漁業関係者への融資等」を準用する。)	第9 被災農林漁業関係者への融資等【農政班】	
317	第2編-201	(1) 天災融資法に基づく資金融資 【表】 (表省略)	(1) 天災融資法に基づく資金融資 【表】 (表省略) : 表更新	県計画を踏まえた記述の更新
318	第2編-202	(2) 農林漁業施設資金(災害復旧施設) 【表】 (表省略)	(2) 農林漁業施設資金(災害復旧施設) 【表】 (表省略) : 表更新	県計画を踏まえた記述の更新
319	第2編-202	(3) 農林漁業セーフティネット資金 【表】 (表省略)	(3) 農林漁業セーフティネット資金 【表】 (表省略) : 表更新	県計画を踏まえた記述の更新
320	第2編-203	(4) 埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく農業災害資金の貸付 【表】 (表省略)	(4) 埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資 【表】 (表省略) : 表更新	県計画を踏まえた記述の更新
321	第2編-203	(5) 農業共済制度 農業災害補償法に基づく農業共済団体に対し、災害補償業務の迅速、適正化を図る。 【表】 (表省略)	(5) 農業共済制度 農業保険法に基づく農業共済団体と連携し、農業保険業務の迅速、適正化を図る。 【表】 (表省略) : 表更新	県計画を踏まえた記述の更新
		第10 郵便物の特別扱い【事業者】 (「震災対策編第4章第3節第10郵便物の特別扱い」を準用する。) ■資料-101 災害発生時における白岡市と郵便局との協力に関する協定書	第10 郵便物の特別扱い【事業者】 ■資料-81 災害発生時における白岡市と郵便局との協力に関する協定書	数値等の時点的な更新
		第12 被災者の精神的ケア【保健衛生班】	第12 被災者の精神的ケア【子育て支援班】【保健衛生班】	組織名称等の時点的な更新
323	第2編-205	第5章 突風・竜巻等対策計画	第5章 竜巻等突風対策計画	用語の見直し
324	第2編-205	第1節 突風・竜巻災害の現況 第2 その他の突風 2 ガストフロント	第1節 竜巻等突風災害の現況 第2 その他の突風 2 ガストフロント	用語の見直し

管理番号	計画の頁	改正前	改正後	修正理由等
325	第2編-205	出典：気象庁	出典：気象庁ホームページ	用語の見直し
326	第2編-206	第3 気象庁の発表する気象情報 1 竜巻注意情報の概要 (1) 竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、一次細分区画単位で発表される。	第3 気象庁の発表する気象情報 1 竜巻注意情報の概要 (1) 竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、 <u>天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県南部など）で気象庁から発表される。</u>	資料等の時点的な更新
327	第2編-206	【竜巻注意情報の発表例】 (表省略)	【竜巻注意情報の発表例】 (表省略)：表更新	資料等の時点的な更新
328	第2編-207	2 竜巻発生確度ナウキャストの概要 【竜巻発生確度ナウキャストについて】 (図省略)	2 竜巻発生確度ナウキャストの概要 【竜巻発生確度ナウキャストについて】 (図省略)：図更新 (記述なし)	資料等の時点的な更新
329	第2編-207	3 その他の気象情報 気象情報や雷注意報に「竜巻」という言葉が付加される場合がある。この場合、平常時に比べ、竜巻等突風の発生する可能性は、気象情報で約8倍、雷注意報で約20倍高くなっている状態である。	(記述なし)	資料等の時点的な更新
330	第2編-208	第2節 予防・事前対策 第4 突風・竜巻等対処体制の確立□ 【安心安全課】	第2節 予防・事前対策 第4 竜巻等突風対処体制の確立□ 【安心安全課】	用語の見直し
331	第2編-209	第6 適切な対処法の普及□ 【安心安全課】 1 具体的な対処方法の普及 【具体的な対応例】 (表省略)	第6 適切な対処法の普及□ 【安心安全課】 1 具体的な対処方法の普及 【具体的な対応例】 (表省略)：表更新	資料等の時点的な更新
332	第2編-211	第3節 応急対策 第1 情報伝達□ 【安心安全班】 【企画政策班】 【各班】 【市町村単位での情報の付加に係る参考】 (表省略)	第3節 応急対策 第1 情報伝達□ 【安心安全班】 【企画政策班】 【各班】 【市町村単位での情報の付加に係る参考】 (表省略)：表更新	資料等の時点的な更新
333	第2編-212	第2 救助の適切な実施□【福祉班】 「震災対策編第3章第7節災害救助法の適用」を準用する。	第2 救助の適切な実施□【福祉班】 「 <u>風水害対策編第3章第10節災害救助法の適用</u> 」を準用する。	震災対策編と風水害対策編の入れ替えによる必然的な変更
334	第2編-212	第3 がれき処理□【環境班】 「震災対策編第3章第17節第1廃棄物処理」を準用する。	第3 がれき処理□【環境班】 「 <u>風水害対策編第3章第18節第1廃棄物処理</u> 」を準用する。	震災対策編と風水害対策編の入れ替えによる必然的な変更
335	第2編-212	第4 避難所の開設・運営【安心安全班】 【子育て支援班】 【援護班】 【教育総務班】 「震災対策編第3章第11節第4避難所の開設、第5避難所の運営」を準用する。	第4 避難所の開設・運営【安心安全班】 【子育て支援班】 【援護班】 【教育総務班】 「 <u>風水害対策編第3章第12節第5避難所の開設、第6避難所の運営</u> 」を準用する。	震災対策編と風水害対策編の入れ替えによる必然的な変更
336	第2編-212	第5 応急住宅対策□【建築班】 「震災対策編第3章第19節応急住宅対策」を準用する。	第5 応急住宅対策□【建築班】 「 <u>風水害対策編第3章第19節応急住宅対策</u> 」を準用する。	震災対策編と風水害対策編の入れ替えによる必然的な変更
337	第2編-212	第4節 復旧・復興対策 「震災対策編第4章震災復旧及び復興計画」を準用する。	第4節 復旧・復興対策 「 <u>風水害対策編第4章震災復旧及び復興計画</u> 」を準用する。	震災対策編と風水害対策編の入れ替えによる必然的な変更
338	第2編-214	第6章 大規模水害対策計画 第3節 大規模水害対策 第1 適時・的確な避難の実現□【安心安全課】 【各施設の所管課】 「風水害対策第2章第4節第8避難、第3章第9節避難支援」を準用するほか、次のとおりとする。 2 具体的な取組内容	第6章 大規模水害対策計画 第3節 大規模水害対策 第1 適時・的確な避難の実現□【安心安全課】 【各施設の所管課】 「 <u>風水害対策第2章第4節第8避難、第3章第12節 避難支援</u> 」を準用するほか、次のとおりとする。 2 具体的な取組内容	数値等の時点的な更新

管理番号	計画の頁	改正前	改正後	修正理由等
339	第2編-214	(4) 適時・的確な避難勧告等の発令 市は、各地の浸水までの時間に対して、避難準備時間や移動時間を含めた必要避難時間を把握し、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)、災害発生情報の発令基準の改善を図る。 また、雨量や河川水位、気象警報・指定河川洪水予報の発表状況等を適宜取得し、適切な避難準備情報、避難勧告・指示等の発令のタイミングや対象地域等を検討する。	(4) 適時・的確な避難情報の発令 市は、各地の浸水までの時間に対して、避難準備時間や移動時間を含めた必要避難時間を把握し、 <u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令基準</u> の改善を図る。 また、雨量や河川水位、気象警報・指定河川洪水予報の発表状況等を適宜取得し、適切な <u>避難情報</u> の発令のタイミングや対象地域等を検討する。	用語の見直し
340	第2編-216	第5 防疫及び水害廃棄物処理対策口【環境課】 「震災対策編第3章第17節 環境衛生」を準用する。 第7章 雪害対策計画 第1節 雪害対策 第1 予防・事前対策口 【安心安全課】【各課】 3 避難所の確保	第5 防疫及び水害廃棄物処理対策口【環境課】 「 <u>風水害対策編第3章第18節 環境衛生</u> 」を準用する。 第7章 雪害対策計画 第1節 雪害対策 第1 予防・事前対策口 【安心安全課】【各課】 3 避難所の確保	震災対策編と風水害対策編の入れ替えによる必然的な変更
341	第2編-217	市は、地域の人口、施設の耐雪性等を考慮し、「震災対策編第2章第8節第7避難」に準じて、必要に応じ避難所をあらかじめ確保する。	市は、地域の人口、施設の耐雪性等を考慮し、「 <u>風水害対策編第2章第4節第8避難</u> 」に準じて、必要に応じ避難所をあらかじめ確保する。	震災対策編と風水害対策編の入れ替えによる必然的な変更
342	第2編-218	5 道路交通対策 (1) 関係機関の連携強化 「震災対策編第2章第8節第2防災拠点の整備」を準用する。	5 道路交通対策 (1) 関係機関の連携強化 「 <u>風水害対策編第2章第4節第2防災拠点の整備</u> 」を準用する。	震災対策編と風水害対策編の入れ替えによる必然的な変更
343	第2編-218	第2 応急対策口 【安心安全課】【各課】 市及び県は、積雪による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急活動体制を速やかに施行し、他の防災機関と有機的な連携を図りながら、災害応急対策を講じる。	第2 応急対策口 【安心安全課】【各課】 市及び県は、積雪による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急活動体制を速やかに施行し、他の防災機関と有機的な連携を図りながら、災害応急対策を講じる。 <u>なお、災害応急活動体制の施行に当たっては、気象庁が発表する気象特別警報・警報・注意報や予想降雪量などの情報のほか、積雪深についても考慮する。</u>	県計画を踏まえた記述の追加
344	第2編-220	4 避難所の開設・運営 「風水害対策編第3章第9節避難支援」を準用する。	4 避難所の開設・運営 「 <u>風水害対策編第3章第12節避難支援</u> 」を準用する。	数値等の時点的な更新
345	第2編-220	5 ライフラインの確保 ライフライン事業者は、冠雪、着雪、凍結等による設備の機能停止・故障・損壊等を速やかに把握し、復旧に係る措置を講じるとともに、応急対策の実施に当たり、災害対応の円滑化や市民生活の速やかな復旧を目指し、他の機関と連携するものとする。 また、市及び県は、ライフライン事業者等が応急対策に必要な情報(被災情報、除雪状況、通行可能な道路等)や活動スペース等について、ライフライン事業者等に提供又は貸し出すことにより、その復旧作業を支援する。	5 ライフラインの確保 ライフライン事業者、 <u>市及び県</u> は、冠雪、着雪、凍結等による設備の機能停止・故障・損壊等を速やかに把握し、復旧に係る措置を講じるとともに、応急対策の実施に当たり、災害対応の円滑化や市民生活の速やかな復旧を目指し、他の機関と連携するものとする。	文章の校閲
346	第2編-220	6 医療救護 「風水害対策編第3章第10節救急救助・医療救護」を準用する。	6 医療救護 「 <u>風水害対策編第3章第11節救急救助・医療救護</u> 」を準用する。	数値等の時点的な更新
347	第2編-220	第3 復旧対策口【企画政策班】【税務班】【福祉班】【農政班】【地域振興班】 1 農業復旧支援 「震災対策編第4章第3節生活再建等の支援」を準用する。	第3 復旧対策口【企画政策班】【税務班】【福祉班】【農政班】【地域振興班】 1 農業復旧支援 「 <u>風水害対策編第4章第3節生活再建等の支援</u> 」を準用する。	震災対策編と風水害対策編の入れ替えによる必然的な変更
348	第2編-220	2 その他復旧対策 「震災対策編第4章第1節迅速な災害復旧」を準用する。	2 その他復旧対策 「 <u>風水害対策編第4章第1節迅速な災害復旧</u> 」を準用する。	震災対策編と風水害対策編の入れ替えによる必然的な変更
349	第2編-220	3 生活再建等の支援 「震災対策編第4章第3節生活再建等の支援」を準用する。	3 生活再建等の支援 「 <u>風水害対策編第4章第3節生活再建等の支援</u> 」を準用する。	震災対策編と風水害対策編の入れ替えによる必然的な変更
		第2編 震災対策編	第3編 震災対策編	

管理番号	計画の頁	改正前	改正後	修正理由等
350	第3編-221	本編は、震災に対して強いまちづくりを目指し、「第1章 震災対策の総則」、「第2章 震災予防計画」、「第3章 震災応急対策計画」、「第4章 震災復旧及び復興計画」、「第5章 南海トラフ地震臨時情報に伴う対応措置」、「第6章 火山噴火降灰対策計画」、「第7章 最悪事態（シビアコンディション）への対応計画」により構成する。	本編は、震災に対して強いまちづくりを目指し、「第1章 震災対策の総則」、「第2章 震災予防計画」、「第3章 震災応急対策計画」、「第4章 震災復旧及び復興計画」、「第5章 南海トラフ地震臨時情報に伴う対応措置」、「 <u>第6章 北海道・三陸沖後発地震注意情報発表に伴う対応措置</u> 」、「第7章 火山噴火降灰対策計画」、「第8章 最悪事態（シビアコンディション）への対応計画」により構成する。	資料等の時点的な更新
351	第3編-222	第1章 震災対策の総則 第1節 活断層及び地震履歴 第2節 過去の地震被害 【県に被害を及ぼした過去の地震】 (表省略) 出典：地震調査研究推進本部（平成31年3月1日現在）	第1章 震災対策の総則 第1節 活断層及び地震履歴 第2節 過去の地震被害 【県に被害を及ぼした過去の地震】 (表省略)：表更新 出典：地震調査研究推進本部（令和6年1月4日現在）	資料等の時点的な更新
352	第3編-223	第2節 被害想定と基本方針 第1節 想定地震 県では、これまでに地震被害想定調査を5回実施している。平成24・25年度に実施した5回目の地震被害想定調査は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災によって顕在化した様々な課題や、関東地域における地震学等の各種の研究成果の公表、及び県内の社会的状況の変化を受けて行われたものである。 県の調査では、国の中央防災会議や地震調査研究推進本部の成果を参考として、次の5つの想定地震を選定している。 また、活断層による地震動の計測に当たっては、地震による破壊開始の始まる位置の設定により、震度分布が大きく異なることを考慮し、関東平野北西縁断層帯は3点（北、中央、南）、立川断層帯は2点（北、南）のパターンを設定している。 なお、県の想定地震は、地震調査研究推進本部の最新の評価が反映されていないことから、関東平野北西縁断層帯については、深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定している。	第2節 被害想定と基本方針 第1節 想定地震 <u>市域において被害が想定される地震、浸水害等の危険性の評価や、都市構造、ライフラインなどの社会基盤を整理することにより、災害の危険性及び防災上の問題点を明確化し、今後の防災対策のための基礎資料として活用するため、令和4年度に防災アセスメント調査を実施した。</u> <u>防災アセスメント調査では、埼玉県による地震被害想定調査や新たな知見等を踏まえ、市域に大きな被害をもたらすと考えられる「関東平野北西縁断層帯地震」（断層型地震）と「茨城・埼玉県境地震」（海溝型地震）を想定地震として、最新の社会状況・自然状況を反映した地震被害想定を行っている。</u>	用語の見直し 令和4年度防災アセスメント調査結果の反映による
353	第3編-223	【想定震源の概要】 (表省略)	【想定震源の概要】 (表省略)：表更新	令和4年度防災アセスメント調査結果の反映による
354	第3編-223	【想定震源の断層位置図】 (図省略)	【各想定地震の震源断層位置図】 (図省略)：図更新	令和4年度防災アセスメント調査結果の反映による
355	第3編-223	【活断層の破壊開始点】 (図省略)	(記述なし)	令和4年度防災アセスメント調査結果の反映による
356	第3編-224	第2節 被害想定条件及び主な被害予測項目 地震による被害は、季節、時刻、風速による条件などの違いによって変わることから、異なる季節、時刻、風速を設定して想定が行われている。 主な被害予測項目は次のとおりである。	第2節 被害想定条件及び主な被害予測項目 地震による被害は、季節、時刻、風速による条件などの違いによって変わることから、異なる季節、時刻、風速を設定して想定が行われている。 <u>白岡市防災アセスメント調査（令和5年3月）における予測条件と主な被害予測項目は次のとおりである。</u>	令和4年度防災アセスメント調査結果の反映による
357	第3編-224	【被害想定予測条件】 (表省略) 【主な被害予測項目】 (表省略)	【被害想定予測条件】 (表省略)：表更新 【主な被害予測項目】 (表省略)：表更新	令和4年度防災アセスメント調査結果の反映による
358	第3編-224	第3節 想定結果 県が想定した5地震のうち、市に最も大きな被害をもたらす「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、市における最大震度は6強と予測されており、それに伴う被害の程度は次のとおりである。	第3節 想定結果 <u>市において想定地震が発生した場合、市域の最大震度は6強と予測され、それに伴う主な被害の程度は次のとおりである。</u>	令和4年度防災アセスメント調査結果の反映による
359	第3編-225	【関東平野北西縁断層帯地震における想定結果】 (表省略) ■資料-5 埼玉県地震被害想定調査における白岡市の被害想定結果	【想定地震における主な被害想定結果】 (表省略)：表更新 ■資料-82 防災アセスメント調査における白岡市の被害想定結果	令和4年度防災アセスメント調査結果の反映による
		第4節 震災対策の基本方針	第4節 震災対策の基本方針	

管理番号	計画の頁	改正前	改正後	修正理由等
360	第3編-225	市では、これまでの計画修正により、「総則編」にこれらの基本方針（「第5節 防災対策の基本方針」）を掲げていることから、震災対策編では、この基本方針に基づき計画を策定するものとする。その際、震災対策の前提とする計画フレームには、市において起こりうる最大規模の地震である「関東平野北西縁断層帯地震」の被害想定結果を設定する。	市では、これまでの計画修正により、「総則編」にこれらの基本方針（「第5節 防災対策の基本方針」）を掲げていることから、震災対策編では、この基本方針に基づき計画を策定するものとする。その際、震災対策の前提とする計画フレームには、市において起こり得る最大規模の地震である「茨城・埼玉県境地震」の被害想定結果を設定する。	
361	第3編-226	第2章 震災予防計画 本計画は、東日本大震災等の教訓を活かし、市が実施した「防災基礎アセスメント調査（平成8年実施）」及び「埼玉県地震被害想定調査報告書（平成26年3月）」をもとに、日頃からその地震災害の予防に万全を期し、被害の発生を最小限にとどめるための計画とする。	第2章 震災予防計画 本計画は、東日本大震災等の教訓を <u>生かし</u> 、市が実施した「防災アセスメント調査令和5年3月」及び「埼玉県地震被害想定調査報告書（平成26年3月）」等をもとに、日頃からその地震災害の予防に万全を期し、被害の発生を最小限にとどめるための計画とする。	令和4年度防災アセスメント調査結果の反映による
362	第3編-229	第2節 震災に強い防災都市づくり 第1 防災都市づくりの推進口【安心安全課】【街づくり課】【建築課】【道路課】 1 防災都市づくりの基本的考え方 （1）都市の実情に応じた計画を策定し、総合的かつ計画的な防災都市づくりを推進する。なお、防災都市づくりに関する計画は、主に災害予防のための都市づくりを対象とするが、被害を最小限にとどめるための円滑な避難活動や支援活動等の災害応急活動を促進するための都市づくりも視野に入れた計画の策定も行う。	第2節 震災に強い防災都市づくり 第1 防災都市づくりの推進口【安心安全課】【街づくり課】【建築課】【道路課】 1 防災都市づくりの基本的考え方 （1） <u>都市計画マスタープランや立地適正化計画において、防災都市づくりの基本的な考え方を踏まえて、分野別方針や防災指針を定める。</u>	市の防災体制の見直しによる
363	第3編-229	第3 市街地の整備等口 【企画政策課】【街づくり課】 1 都市機能の更新及び土地区画整理事業の活用 ■資料-6 市街地整備の実施状況	第3 市街地の整備等口 【企画政策課】【街づくり課】 1 都市機能の更新及び土地区画整理事業の活用 ■資料-83 市街地整備の実施状況	数値等の時点的な更新
364	第3編-230	第5 オープンスペース等の確保 【安心安全課】【街づくり課】【道路課】【農政課】 1 都市公園の整備 震災時の避難場所となる防災公園、周辺自治体や警察、消防、自衛隊等応援部隊が活動拠点とする都市公園については、耐震性貯水槽、夜間照明、放送施設、非常電源施設等の災害応急対策に必要な施設の整備を推進する。 ■資料-7 都市公園の状況	第5 オープンスペース等の確保 【安心安全課】【街づくり課】【道路課】【農政課】 1 都市公園の整備 震災時の避難場所となる防災公園、周辺自治体や警察、消防、自衛隊等応援部隊が活動拠点とする都市公園については、耐震性貯水槽、 <u>防災井戸</u> 、夜間照明、放送施設、非常電源施設等の災害応急対策に必要な施設の整備を推進する。 ■資料-84 都市公園の状況	市の防災体制の見直しによる
365	第3編-230	2 緑地・農地の保全 市街化区域内農地は、火災の延焼防止に大きな効果があり、また、井戸等の農業用施設は、重要な役割が期待されるため、施設の先行的な取得及び保全等を促進していく。	2 緑地・農地の保全 市街化区域内の農地（生産緑地）等は、火災の延焼防止に大きな効果がある。また、井戸等の農業用施設には重要な役割が期待されるため、保全等を推進していく。 <u>また、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じる。</u>	県計画を踏まえた記述の追加
366	第3編-231	4 広幅員街路の整備 ■資料-8 都市計画道路の状況	4 広幅員街路の整備 ■資料-85 都市計画道路の状況	数値等の時点的な更新
367	第3編-232	第7 ライフライン施設の安全化□【下水道課】【水道課】【経営課】【事業者】 2 ガス供給施設の安全化 【東京ガス(株)等ガス事業者】【(一社)埼玉県LPガス協会】	第7 ライフライン施設の安全化□ <u>上下水道課</u> 【経営課】【事業者】 2 ガス供給施設の安全化 【 <u>都市ガス事業者</u> 】【(一社)埼玉県LPガス協会】	組織名称等の時点的な更新
368	第3編-232	3 上水道施設の安全化□【安心安全課】【水道課】【経営課】【事業所】	3 上水道施設の安全化□【安心安全課】【 <u>上下水道課</u> 】【経営課】【事業所】	組織名称等の時点的な更新
369	第3編-232	このため、水道施設の耐震性を向上させることのみならず、災害復旧のための水道台帳の複数確保や事業所、近隣自治体との協力など、復旧を短時間で迅速かつ円滑に実施できる即応体制を確立する。また、断水に備え応急給水資材の備蓄を行うとともに、市民に対し給水拠点の周知を図る。	このため、水道施設の耐震性を向上させることのみならず、 <u>災害復旧のための水道台帳の複数確保や事業所</u> 、近隣自治体との協力など、復旧を短時間で迅速かつ円滑に実施できる即応体制を確立する。また、断水に備え応急給水資材の備蓄を行うとともに、市民に対し給水拠点の周知を図る。	市の防災体制の見直しによる

管理番号	計画の頁	改正前	改正後	修正理由等
370	第3編-232	(4) 災害用井戸の設置□安心安全課【教育総務課】 災害時の飲料水以外の生活用水を確保するため、避難所であるすべての小中学校に「手押しポンプ式による災害用井戸」の設置を進める。 ■資料-9 白岡市上水道施設位置図	(4) 災害用井戸の設置□安心安全課【教育総務課】 災害時の飲料水以外の生活用水を確保するため、避難所であるすべての小中学校に「手押しポンプ式による災害用井戸」の設置を進める。 ■資料-86 白岡市上水道施設位置図	数値等の時点的な更新
371	第3編-233	4 下水道施設の安全化及びトイレ対策 【安心安全課】【環境課】【下水道課】【経営課】 (1) 下水道施設の災害予防対策□下水道課【経営課】	4 下水道施設の安全化及びトイレ対策 【安心安全課】【環境課】【上下水道課】【経営課】 (1) 下水道施設の災害予防対策□上下水道課【経営課】 また、液状化が想定される地域内の緊急輸送道路にある下水道のマンホールについて、液状化による浮上防止対策を推進し、災害時における緊急通行車両等の通行を確保する。	組織名称等の時点的な更新 県計画を踏まえた記述の追加
372	第3編-233	(2) トイレ対策□安心安全課【環境課】【下水道課】【経営課】 避難所となる学校などについては、仮設トイレの設置場所等について事前に検討しておくとともに、災害用トイレ（マンホールトイレ、貯留式）の整備を進める。また、既設の公園についても、災害用トイレ（ベンチ貯留式トイレ）の整備を進める。 ■資料-10 白岡市下水道施設位置図	(2) トイレ対策□安心安全課【環境課】【上下水道課】【経営課】 公共下水道区域内の避難所となる学校などについては、要所にマンホールトイレが整備されているが、マンホールトイレが未整備の避難所などについては、仮設トイレの設置場所等について事前に検討しておくとともに、災害用トイレ（マンホールトイレ、貯留式）の整備を進める。また、既設の公園についても、災害用トイレ（ベンチ貯留式トイレ）の整備を進める。 ■資料-87 白岡市下水道施設位置図	県計画を踏まえた記述の更新
373	第3編-233	5 電話通信施設の安全化□東日本電信電話(株)【携帯電話各社】 東日本電信電話(株)埼玉事業部は、災害時においても可能な限り電気通信サービスを維持し、重要通信を疎通させるよう、平常時から電気通信設備の耐震構造化等の防災対策を推進する。 また、災害が発生した場合においては、埼玉県内のグループ会社を統制して対策組織を設置し、要員、資機材及び輸送力等を最大限に利用して通信の疎通と設備の早期復旧を行う。 市は、東日本電信電話(株)埼玉事業部に通信の疎通と設備の早期復旧等を要請するとともに、情報提供等緊急時の連絡体制を図る。	5 電話通信施設の安全化□東日本電信電話(株)【携帯電話各社】 東日本電信電話(株)埼玉事業部は、災害時においても可能な限り電気通信サービスを維持し、重要通信を疎通させるよう、平常時から電気通信設備の耐震構造化等の防災対策を推進する。 また、平素から171(災害用伝言ダイヤル)・web171(災害用伝言板)※1・災害用伝言版※2のPRに努める。 ※1:東日本電信電話(株)提供、※2:携帯電話事業者提供	県計画を踏まえた記述の追加
374	第3編-233	6 廃棄物処理施設の震災予防対策□【環境課】【蓮田白岡衛生組合】 耐震性の確保を図るとともに、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。	6 廃棄物処理施設の震災予防対策□【環境課】【蓮田白岡衛生組合】 ・施設の耐震化、不燃堅牢化を図る。 ・施設における災害時の人員計画、連絡体制、復旧対策の作成及び施設等の点検手引き等を準備する。 ・処理に必要な薬剤、予備冷却水、起動用非常用発電機等を必要に応じてあらかじめ確保する。	県計画を踏まえた記述の追加
375	第3編-233	第8 液状化対策及び地盤沈下対策□【建築課】【下水道課】【経営課】【水道課】【道路課】【街づくり課】 1 液状化対策 大学や各種研究機関において実施される液状化現象に関する成果を踏まえ、「白岡町地震ハザードマップ作成業務委託(平成21年3月)」における液状化危険度分布等の結果を参考に液状化対策を推進する。 ■資料-11 白岡市液状化危険度マップ	第8 地盤災害の予防 【建築課】【上下水道課】【経営課】【道路課】 1 液状化対策 大学や各種研究機関において実施される液状化現象に関する成果を踏まえ、「白岡市防災アセスメント調査(令和5年4月)」における液状化危険度分布等の結果を参考に液状化対策を推進する。 ■資料-88 白岡市液状化危険度	組織名称等の時点的な更新
376	第3編-234	(記述なし)	3 宅地造成地の災害予防対策 □ 【建築課】	県計画を踏まえた記述の追加
377	第3編-234	(記述なし)	都市計画法及び建築基準法にそれぞれ規定されている宅地造成地の開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて宅地造成地における災害防止のための指導を行う。	県計画を踏まえた記述の追加
378	第3編-236	第3節 地震火災等の予防 第3 消防力の強化□【消防署】 第4 危険物取扱施設の安全化□【消防署】 1 危険物取扱施設 ■資料-15 市内の危険物施設の現況	第3節 地震火災等の予防 第3 消防力の強化□【消防署】 「風水害対策編第2章第4節第5消防力の強化」を準用する。 第4 危険物取扱施設の安全化□【消防署】 1 危険物取扱施設 ■資料-89 市内の危険物施設の現況	数値等の時点的な更新
379	第3編-236	2 毒劇物取扱施設 ■資料-16 市内の毒劇物取扱施設の現況	2 毒劇物取扱施設 ■資料-90 市内の毒劇物取扱施設の現況	数値等の時点的な更新
380	第3編-236	第4節 地域防災力の向上 第1 自助[市民の防災力向上(普及啓発・防災教育)]□ 【安心安全課】	第4節 地域防災力の向上 第1 自助[市民の防災力向上(普及啓発・防災教育)]□ 【安心安全課】	数値等の時点的な更新

管理番号	計画の頁	改正前	改正後	修正理由等
381	第3編-237	<p>1 身近な自助</p> <p>(5) 食糧、飲料水、簡易トイレ、トイレトーパー等生活必需品の備蓄(最低3日間(推奨1週間)分を目標)</p> <p>(6) 家具類の転倒防止やガラスの飛散・落下防止対策</p> <p>(7) ブロック塀や自動販売機等、住居回りの安全点検・改修</p> <p>(8) 災害時の家族同士の連絡方法の確認(災害用伝言ダイヤル171など)</p> <p>(9) 自主防災組織への参加</p> <p>(10) 市、県、自治会、自主防災組織等が実施する防災訓練、防災活動への参加</p> <p>(11) 近隣居住者との積極的な交流及び地域活動(町内会・自治会の活動)への参加</p> <p>(12) 近隣の要配慮者への配慮</p> <p>(13) 住宅の耐震化</p> <p>(14) 地震保険への加入</p> <p>(15) 家庭や地域での防災総点検の実施</p>	<p>1 身近な自助</p> <p>(5) 食糧、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー等生活必需品の備蓄(1週間分以上(最低3日間)を目標)</p> <p>(6) <u>自動車へのこまめな満タン給油</u></p> <p>(7) 家具類の転倒防止やガラスの飛散・落下防止対策</p> <p>(8) ブロック塀や自動販売機等、住居回りの安全点検・改修</p> <p>(9) 災害時の家族同士の連絡方法の確認(災害用伝言ダイヤル171など)</p> <p>(10) 自主防災組織への参加</p> <p>(11) 市、県、自治会、自主防災組織等が実施する防災訓練、防災活動への参加</p> <p>(12) 近隣居住者との積極的な交流及び地域活動(町内会・自治会の活動)への参加</p> <p>(13) 近隣の要配慮者への配慮</p> <p>(14) 住宅の耐震化</p> <p>(15) <u>地震保険への加入など生活再建に向けた事前の備え</u></p> <p>(16) 家庭や地域での防災総点検の実施</p> <p>(17) <u>飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備</u></p>	<p>県計画を踏まえた記述の更新</p>
382	第3編-237	<p>2 実践的な自助</p>	<p>2 実践的な自助</p> <p>「風水害対策編第2章第1節第1 2実践的な自助」を準用する。</p>	<p>数値等の時点的な更新</p>
383	第3編-237	<p>第2 共助 [自主防災組織の強化]□【自主防災組織等】【安心安全課】</p> <p>また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の活性化を促す。併せて、女性の参画の促進に努める。</p>	<p>第2 共助 [自主防災組織の強化]□【自主防災組織等】【安心安全課】</p> <p>研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の活性化を促す。<u>併せて、女性の責任者又は副責任者を置くことなど、女性の参画の促進に努める。また、男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練を指導できる人材の育成に努める。</u></p>	<p>県計画を踏まえた記述の追加</p>
384	第3編-238	<p>1 自主防災組織の結成と活動の充実・強化</p> <p>■資料-17 白岡市自主防災組織補助金交付要綱</p> <p>■資料-18 白岡市自主防災組織連絡協議会補助金交付要綱</p>	<p>1 自主防災組織の結成と活動の充実・強化</p> <p>■資料-5 白岡市自主防災組織補助金交付要綱</p> <p>■資料-6 白岡市自主防災組織連絡協議会補助金交付要綱</p>	<p>数値等の時点的な更新</p>
385	第3編-241	<p>第5 共助 [地区防災計画の策定]□ 【安心安全課】</p>	<p>第5 共助 [地区防災計画の策定]□ 【安心安全課】</p> <p>「風水害対策編第2章第1節第4共助[地区防災計画の策定]」を準用する。</p>	<p>数値等の時点的な更新</p>
386	第3編-242	<p>第5節 防災教育</p> <p>第1 市民に対する防災教育□【安心安全課】【消防署】</p> <p>2 防災学習の方法</p> <p>(7) 地震情報等の普及・啓発</p> <p>熊谷地方気象台は、地震や気象災害に関する情報を市民が容易に理解できるよう、県や市、その他防災関係機関と連携し、地震情報(震度、震源、マグニチュード、余震の状況等)、南海トラフ地震に関する情報、気象災害等の解説に努める。</p>	<p>第5節 防災教育</p> <p>第1 市民に対する防災教育□【安心安全課】【消防署】</p> <p>2 防災学習の方法</p> <p>(7) 地震情報等の普及・啓発</p> <p>気象庁、熊谷地方気象台、県及び市は、地震や気象に関する情報を市民が容易に理解できるよう、地震情報(震度、<u>長周期地震動階級</u>、震源、マグニチュード、<u>地震活動の状況等</u>)、南海トラフ地震に関連する情報、<u>北海道・三陸沖後発地震注意情報、防災気象情報等の解説に努め、報道機関等の協力を得て、市民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。</u></p>	<p>県計画を踏まえた記述の更新</p>
387	第3編-243	<p>(8) 緊急地震速報の普及・啓発</p> <p>なお、震度6弱以上の緊急地震速報を特別警報に位置づけているが、とるべき行動に変更はない。</p>	<p>(8) 緊急地震速報の普及・啓発</p> <p>なお、<u>緊急地震速報(警報)のうち、震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置づけているが、とるべき行動に変更はない。</u></p>	<p>県計画を踏まえた記述の更新</p>
388	第3編-243	<p>3 災害に関する各種資料の収集・提供</p>	<p>3 災害に関する各種資料の収集・提供</p> <p>「風水害対策編第2章第2節第1 3災害に関する各種資料の収集・提供」を準用する。</p>	<p>数値等の時点的な更新</p>
389	第3編-244	<p>第2 児童・生徒に対する防災教育□ 【教育指導課】</p> <p>2 学校行事としての防災教育</p> <p>防災意識の向上を図るため、避難訓練を行うとともに防災専門家や災害体験者の講演、地震体験車等による地震疑似体験、AED研修等のほか、防災学習センター等での体験学習を実施する。</p>	<p>第2 児童・生徒に対する防災教育□ 【教育指導課】</p> <p>2 学校行事としての防災教育</p> <p>防災意識の向上を図るため、避難訓練を行うとともに防災専門家や災害体験者の講演、地震体験車等による地震疑似体験、AED研修等のほか、防災学習センター等での体験学習を実施する。</p> <p><u>さらに、消防団員・水防団・自主防災組織・防災士等が参画する学校での体験的・実践的な防災教育の推進に努める。</u></p>	<p>意見照会結果の反映</p>
		<p>第3 自主防災組織に対する防災教育□【安心安全課】【消防署】</p>	<p>第3 自主防災組織に対する防災教育□【安心安全課】【消防署】</p>	

管理番号	計画の頁	改正前	改正後	修正理由等
402	第3編-251	4 業務継続計画（BCP）の策定及び推進 (記述なし)	4 業務継続計画（BCP）の策定及び推進 「風水害対策編第2章第4節第1 6業務継続計画（BCP）の策定及び推進」を準用する。	数値等の時点的な更新
403	第3編-251	(記述なし)	5 応援受入体制の整備 「風水害対策編第2章第4節第1 8応援受入体制の整備」を準用する。	数値等の時点的な更新
404	第3編-251	(記述なし) (記述なし)	6 広域避難・広域一時滞在の体制整備 「風水害対策編第2章第4節第1 9広域避難・広域一時滞在の体制整備」を準用する。	県計画を踏まえた記述の追加 数値等の時点的な更新
404	第3編-251	5 応急対応、復旧復興のための人材の確保	7 応急対応、復旧復興のための人材の確保 「風水害対策編第2章第4節第1 10応急対応、復旧復興のための人材の確保」を準用する。	数値等の時点的な更新
405	第3編-251	6 罹災証明書の発行体制の整備	8 罹災・被災証明書の発行体制の整備	
406	第3編-251		「風水害対策編第2章第4節第1 11罹災・被災証明書の発行体制の整備」を準用する。	数値等の時点的な更新
407	第3編-251	第2 防災拠点の整備口【安心安全課】【道路課】【下水道課】【経営課】	第2 防災拠点の整備口【安心安全課】【道路課】【上下水道課】【経営課】 「風水害対策編第2章第4節第2防災拠点の整備」を準用する。	組織名称等の時点的な更新 数値等の時点的な更新
408	第3編-251			
409	第3編-252	第3 情報通信設備の整備口 【安心安全課】【各課】	第3 情報通信設備の整備口 【安心安全課】【各課】 「風水害対策編第2章第4節第3情報通信設備の整備」を準用する。	数値等の時点的な更新
410	第3編-252	第4 ボランティア活動の環境整備 【安心安全課】【地域振興課】【社会福祉協議会】	第4 ボランティア活動の環境整備 【安心安全課】【地域振興課】【社会福祉協議会】 「風水害対策編第2章第4節第4ボランティア活動の環境整備」を準用する。	数値等の時点的な更新
411	第3編-252	第5 救急救助口【消防署】	第5 救急救助口【消防署】 「風水害対策編第2章第4節第6救急救助」を準用する。	数値等の時点的な更新
412	第3編-252	第6 医療救護口【安心安全課】【健康増進課】【消防署】【各医療機関】	第6 医療救護口【安心安全課】【健康増進課】【消防署】【各医療機関】 「風水害対策編第2章第4節第7医療救護」を準用する。	数値等の時点的な更新
413	第3編-252	第7 避難口【安心安全課】【各施設の所管課】 (記述なし)	第7 避難口【安心安全課】【各施設の所管課】 <u>また、避難者の健康状態の悪化や避難生活等が原因で亡くなる災害関連死を防ぐため、避難所避難者や避難所外避難者が良好な生活環境を確保できるよう努める。</u>	県計画を踏まえた記述の追加
414	第3編-252	1 避難所等の指定及び整備口【安心安全課】【各施設の所管課】	1 避難所等の指定及び整備口【安心安全課】【各施設の所管課】 「風水害対策編第2章第4節第8 1避難所等の指定及び整備」を準用する。	数値等の時点的な更新
415	第3編-252	2 避難計画の策定口【安心安全課】	2 避難計画の策定口【安心安全課】 「風水害対策編第2章第4節第8 2避難計画の策定」を準用する。	数値等の時点的な更新
416	第3編-252	3 各施設の避難計画口【安心安全課】【各施設の所管課】【消防署】	3 各施設の避難計画口【安心安全課】【各施設の所管課】【消防署】 「風水害対策編第2章第4節第8 3各施設の避難計画」を準用する。	数値等の時点的な更新
417	第3編-253	4 避難誘導體制の確立 ■資料-21 地域貢献型広告に関する協定書	4 避難誘導體制の確立 ■資料-91 地域貢献型広告に関する協定書	数値等の時点的な更新
418	第3編-253	5 避難所運営マニュアルの策定	5 避難所運営マニュアルの策定 「風水害対策編第2章第4節第8 5避難所運営マニュアルの策定」を準用する。	数値等の時点的な更新
419	第3編-253	6 ヘルプカードの配布	6 ヘルプカードの配布 「風水害対策編第2章第4節第8 6ヘルプカードの配布」を準用する。	数値等の時点的な更新
420	第3編-253	第8 飲料水・食糧・生活必需品・資機材・医薬品・石油燃料の調達体制の整備口【安心安全課】【農政課】【健康増進課】【水道課】【経営課】	第8 飲料水・食糧・生活必需品・資機材・医薬品・石油燃料の調達体制の整備口【安心安全課】【農政課】【健康増進課】【上下水道課】【経営課】	組織名称等の時点的な更新

管理番号	計画の頁	改正前	改正後	修正理由等
421	第3編-253	<p>(1) 想定される被害の規模 備蓄数量の目標値は、市内での被害が最大となる地震を対象に設定する必要がある。「埼玉県地震被害想定調査報告書(平成26年3月)」では、市内で最も被害が大きくなると想定される関東平野北西縁断層帯地震での被害を次のとおり想定している。 建物全壊・半壊数：990棟(市内の建物の約5%) 避難者数：765人(1日後)</p>	<p>(1) 想定される被害の規模 備蓄数量の目標値は、市内での被害が最大となる地震を対象に設定する必要がある。「<u>白岡市防災アセスメント調査(令和5年3月)</u>」では、市内で最も被害が大きくなると想定される茨城・埼玉県境地震での被害を次のとおり想定している。 建物全壊・半壊数：<u>1,656棟(市内の建物の約7.5%)</u> 避難者数：<u>1,144人(1日後)</u></p>	令和4年度防災アセスメント調査結果の反映による
422	第3編-253	1 飲料水の調達体制の整備【安心安全課】【水道課】【経営課】	1 飲料水の調達体制の整備【安心安全課】【上下水道課】【経営課】	組織名称等の時点的な更新
423	第3編-254	<p>(1) 基本事項 イ 応急給水の対象者 応急給水活動の対象者は、被災者及び災害によって上水道施設が被害を受け、水道の給水が停止した断水世帯及び緊急を要する病院等の医療機関とする。 ウ 1日当たり目標給水量 「埼玉県地震被害想定調査報告書(平成26年3月)」で想定した関東平野北西縁断層帯地震による最大断水人口を想定し、被災後の時間経過に沿って、次の給水量を応急給水の目標とする。県被害想定によると、関東平野北西縁断層帯地震による配水管の被害が36箇所発生し、1日後には、断水人口は16,496人となる。 【応急給水の目標給水量】 (表省略)</p>	<p>(1) 基本事項 イ 応急給水の対象 応急給水活動の対象は、<u>指定避難所等に設置された応急給水装置及び断水区域内に所在する病院等の医療機関とする。</u> ウ 1日当たり目標給水量 「<u>白岡市防災アセスメント調査(令和5年3月)</u>」で想定した茨城・埼玉県境地震による最大断水人口を想定し、被災後の時間経過に沿って、次の給水量を応急給水の目標とする。<u>防災アセスメント調査によると、茨城・埼玉県境地震による断水人口は、1日後には36,943人となる。</u> 【応急給水の目標給水量】 (表省略)：表更新</p>	令和4年度防災アセスメント調査結果の反映による
424	第3編-255	<p>(6) 車両一体型給水タンク車の配備 現在、車載用給水タンクを2基保有しており、災害時は市内各所の避難所等の応急給水装置などへの供給を行うが、車載用給水タンク2基のみでの対応には限界があるため、供給効率の高い車両一体型給水タンク車を追加配備し、効率的な供給体制を確立する。</p>	<p>(6) 車両一体型給水タンク車の配備 現在、<u>車両一体型給水車(約2,000ℓ)を1台、車載用給水タンク2基(各1,000ℓ)を保有し、災害時の市内各所の避難所等の応急給水装置などへの供給する資器材は概ね整っている。</u> <u>今後も、災害時の効率的な供給体制を確立するため、必要人員(協力職員等)の確保に努めていく。</u></p>	市の防災体制の見直しによる
425	第3編-255	<p>2 食糧の調達体制の整備【安心安全課】【農政課】 (1) 基本事項 ウ 基本目標量 「埼玉県地震被害想定調査報告書(平成26年3月)」において、市内で最も被害が大きくなると想定されている関東平野北西縁断層帯地震の1日後における避難人口の3日分に相当する量を目標として、県、市でそれぞれ備蓄するとともに、帰宅困難者用を市は1.5日分備蓄する。 【食糧備蓄目標量】 (表省略)</p>	<p>2 食糧の調達体制の整備【安心安全課】【農政課】 (1) 基本事項 ウ 基本目標量 防災アセスメント調査において、市内で最も被害が大きくなると想定されている茨城・埼玉県境地震の1日後における避難人口の3日分に相当する量を目標として、県、市でそれぞれ備蓄するとともに、帰宅困難者用を市は1.5日分備蓄する。 【食糧備蓄目標量】 (表省略)：表更新</p>	令和4年度防災アセスメント調査結果の反映による
426	第3編-257	<p>3 生活必需品の調達体制の整備 (1) 基本事項 ウ 基本目標量 「埼玉県地震被害想定調査報告書(平成26年3月)」で想定した関東平野北西縁断層帯地震の被害想定に基づき、市と県でそれぞれ1.5日分(合計3日分)以上備蓄することを目標とする。</p>	<p>3 生活必需品の調達体制の整備 (1) 基本事項 ウ 基本目標量 防災アセスメント調査における茨城・埼玉県境地震の被害想定に基づき、市と県でそれぞれ1.5日分(合計3日分)以上備蓄することを目標とする。</p>	令和4年度防災アセスメント調査結果の反映による
427	第3編-257	<p>エ 品目 市民の基本的な生活を確保する上で必要な生活必需品のほか、避難所での生活が被災者の心身に与える衛生的影響を最小限に留めるため、避難者のプライバシーに配慮した簡易間仕切りや簡易トイレの衛生用品など、避難所生活に必要な物資とするとともに、要配慮者や女性に配慮したものとする。 (ア)毛布、タオル (イ)下着、靴下 (ウ)簡易食器 (エ)懐中電灯 (オ)ラップフィルム (カ)おむつ(子供用、大人用) (キ)生理用品 (ク)石鹸 (ケ)ウェットティッシュ (コ)使い捨てトイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ、トイレ衛生用品 (サ)更衣室等ボックス、避難所シート、簡易間仕切り オ 備蓄場所</p>	<p>エ 品目 市民の基本的な生活を確保する上で必要な生活必需品のほか、避難所での生活が被災者の心身に与える衛生的影響を最小限に<u>とどめる</u>ため、避難者のプライバシーに配慮した簡易間仕切りや簡易トイレの衛生用品など、避難所生活に必要な物資とするとともに、要配慮者や女性に配慮したものとする。 (ア)毛布、タオル (イ)下着、靴下 (ウ)簡易食器 (エ)懐中電灯 (オ)ラップフィルム (カ)おむつ(こども用、大人用) (キ)生理用品 (ク)石鹸 (ケ)ウェットティッシュ (コ)使い捨てトイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ、トイレ衛生用品 (サ)更衣室等ボックス、避難所シート、簡易間仕切り、<u>簡易ベッド</u> (シ)マスク、防塵マスク、消毒液</p>	市の防災体制の見直しによる
		4 防災用資機材の調達体制の整備【安心安全課】	4 防災用資機材の調達体制の整備【安心安全課】	

管理番号	計画の頁	改正前	改正後	修正理由等
428	第3編-257	<p>(1) 基本事項 イ 目標数量 関東平野北西縁断層帯地震の被害想定に基づき、市の必要数とする。 ウ 品目 (コ) ブルーシート (サ) 携帯電話用充電器</p> <p>5 医療救護資機材及び医薬品の調達体制の整備□【安心安全課】 【健康増進課】</p>	<p>(1) 基本事項 イ 目標数量 茨城・埼玉県境地震の被害想定に基づき、市の必要数とする。 ウ 品目 (コ) ブルーシート (サ) 土のう袋 (シ) 携帯電話用充電器</p> <p>5 医薬品等の調達体制の整備□【安心安全課】 【健康増進課】</p>	<p>令和4年度防災アセスメント調査結果の反映による</p> <p>用語の見直し</p>
429	第3編-258	<p>(1) 基本事項 エ 目標数量 備蓄数量は、「埼玉県地震被害想定調査報告書（平成26年3月）」に基づく人的被害の数量を目安とする。</p>	<p>(1) 基本事項 エ 目標数量 備蓄数量は、「白岡市防災アセスメント調査（令和5年3月）」に基づく人的被害の数量を目安とする。</p>	<p>令和4年度防災アセスメント調査結果の反映による</p>
430	第3編-258	<p>(2) 医療救護資機材及び医薬品の備蓄並びに調達計画の策定 市は、「埼玉県地震被害想定調査報告書（平成26年3月）」に基づく人的被害の数量及び現状での医療関連機関におけるストックの状況等で備蓄数量を把握し、災害時の医療及び助産活動のための医療救護資機材、医薬品の備蓄及び調達計画の策定に努める。</p>	<p>(2) 医薬品等の備蓄及び調達計画の策定 市は、「白岡市防災アセスメント調査（令和5年3月）」に基づく人的被害の数量及び現状での医療関連機関におけるストックの状況等で備蓄数量を把握し、災害時の医療救護活動のための医薬品等の備蓄及び調達計画の策定に努める。</p>	<p>令和4年度防災アセスメント調査結果の反映による</p>
431	第3編-258	<p>(3) 医療救護資機材及び医薬品の備蓄 ア 市は、医療救護資機材及び医薬品の備蓄並びに調達計画に基づき、災害時の医療及び助産活動のための医療救護資機材、医薬品の備蓄、更新及びメンテナンスに努める。 (4) 医療救護資機材及び医薬品の調達体制の整備 市は、医療救護資機材、医薬品の備蓄並びに調達計画に基づき、災害時の医療及び助産活動のための医療救護資機材、医薬品の調達に関し、医薬品卸売業者等との「ランニング備蓄委託」契約を行うとともに、厚生労働省、近隣市町村及び関係業者と十分に協議し、調達体制の整備を行う。</p>	<p>(3) 医薬品等の備蓄 ア 市は、医薬品等の備蓄及び調達計画に基づき、災害時の医療救護活動のための医薬品等の備蓄、更新及びメンテナンスに努める。 (4) 医療救護資機材及び医薬品の調達体制の整備 市は、医療救護資機材、医薬品の備蓄並びに調達計画に基づき、災害時の医療救護活動のための医薬品等の調達に関し、医薬品卸売業者等との「ランニング備蓄委託」契約を行うとともに、厚生労働省、近隣市町村及び関係業者と十分に協議し、調達体制の整備を行う。</p>	<p>文章の校閲</p> <p>用語の見直し</p>
432	第3編-259	<p>6 石油類燃料の調達・確保 ■資料-22 防災備蓄品一覧表</p>	<p>6 石油類燃料の調達・確保 ■資料-92 防災備蓄品一覧表</p>	<p>数値等の時点的な更新</p>
433	第3編-259	<p>第9 帰宅困難者（帰宅抑制）対策 【安心安全課】 【教育指導課】 【学び支援課】 【いきいき教育課】</p>	<p>第9 帰宅困難者（帰宅抑制）対策 【安心安全課】 【教育指導課】 【生涯学習課】</p>	<p>組織名称等の時点的な更新</p>
434	第3編-260	<p>3 帰宅困難者（帰宅抑制）対策 (4) 一時滞在施設での備蓄 一時滞在施設には、飲料水、食糧、のぼり旗、看板等の必要な物資を備蓄する。なお、一時滞在施設に備蓄を確保できない場合には、防災倉庫等からの備蓄物資の提供方法をあらかじめ決めておく。</p>	<p>3 帰宅困難者（帰宅抑制）対策 (4) 一時滞在施設での備蓄 一時滞在施設には、飲料水、食糧、のぼり旗、看板等の必要な物資を備蓄する。なお、一時滞在施設に備蓄を確保できない場合には、防災倉庫等からの備蓄物資の提供方法をあらかじめ決めておく。また、公衆無線LANなど通信環境の整備に努める。</p>	<p>市の防災体制の見直しによる</p>
435	第3編-261	<p>第10 遺体の埋・火葬□【市民課】</p>	<p>第10 遺体の埋・火葬□【市民課】 「風水害対策編第2章第4節第11遺体の埋・火葬」を準用する。</p>	<p>数値等の時点的な更新</p>
436	第3編-261	<p>第11 廃棄物処理対策□ 【環境課】 【蓮田白岡衛生組合】</p>	<p>第11 廃棄物処理対策□ 【環境課】 【蓮田白岡衛生組合】 「風水害対策編第2章第4節第12廃棄物処理対策」を準用する。</p>	<p>数値等の時点的な更新</p>
437	第3編-261	<p>第12 防疫対策□【健康増進課】 【環境課】</p>	<p>第12 防疫対策□【健康増進課】 【環境課】 「風水害対策編第2章第4節第13防疫対策」を準用する。</p>	<p>数値等の時点的な更新</p>
438	第3編-261	<p>第13 応急住宅対策□【建築課】</p>	<p>第13 応急住宅対策□【建築課】 「風水害対策編第2章第4節第14応急住宅対策」を準用する。</p>	<p>数値等の時点的な更新</p>
439	第3編-261	<p>第14 動物愛護□【環境課】</p>	<p>第14 動物愛護□【環境課】 「風水害対策編第2章第4節第15動物愛護」を準用する。</p>	<p>数値等の時点的な更新</p>
440	第3編-261	<p>第15 文教対策□ 【教育総務課】 【教育指導課】</p>	<p>第15 文教対策□ 【教育総務課】 【教育指導課】 「風水害対策編第2章第4節第16文教対策」を準用する。</p>	<p>数値等の時点的な更新</p>

管理番号	計画の頁	改正前	改正後	修正理由等
441	第3編-261	第16 要配慮者の安全対策【安心安全課】【地域振興課】【福祉課】【高齢介護課】	第16 要配慮者の安全対策【安心安全課】【地域振興課】【福祉課】【高齢介護課】 「風水害対策編第2章第4節第17要配慮者の安全対策」を準用する。	数値等の時点的な更新
442	第3編-262	第3章 震災応急対策計画 第1節 応急対策の活動体制 第1 活動体制及び配備基準口【全職員共通】 1 配備体制 【配備体制及び配備基準】 (表省略) 【配備体制の決定権者及び代理者】 (表省略)	第3章 震災応急対策計画 第1節 応急対策の活動体制 第1 活動体制及び配備基準口【全職員共通】 1 配備体制 【配備体制及び配備基準】 (表省略)：表更新 【配備体制の決定権者及び代理者】 (表省略)：表更新	市の防災体制の見直しによる
443	第3編-263	2 体制の解除、本部の廃止及び移行 ■資料-24 災害に係る受付及び指令表 ■資料-25 警戒体制非常体制配備計画書	2 体制の解除、本部の廃止及び移行 ■資料-14 災害に係る受付及び指令表 ■資料-15 警戒体制非常体制配備計画書	数値等の時点的な更新
444	第3編-264	第2 配備体制と職員の配置口【全職員共通】 【配備体制】 (表省略)	第2 配備体制と職員の配置口【全職員共通】 【配備体制】 (表省略)：表更新	市の防災体制の見直しによる
445	第3編-265	第3 災害対策本部の設置口【全職員共通】 1 災害対策本部の設置 ■資料-26 白岡市災害対策本部条例	第3 災害対策本部の設置口【全職員共通】 1 災害対策本部の設置 ■資料-16 白岡市災害対策本部条例	数値等の時点的な更新
446	第3編-265	2 災害対策本部の設置場所 【災害対策本部代替施設リスト】	2 災害対策本部の設置場所 【災害対策本部代替施設リスト 震災時】	意見照会結果の反映
447	第3編-266	(記述なし)	4 県への行政機能の確保状況の報告	県計画を踏まえた記述の追加
448	第3編-266	(記述なし)	震度6弱以上の地震を観測した場合、所定の様式により速やかに、以下の事項について県(統括部)に報告する(第1報は原則として発災後12時間以内、第2報以降は既に報告した内容に異動が生じた場合に速やかに報告する。) (1) トップマネジメントが機能しているか (2) 人的体制は充足しているか (3) 物的環境(庁舎施設等)は整っているか	県計画を踏まえた記述の追加
449	第3編-266	第4 災害対策本部の運営口【全職員共通】 (記述なし)	第4 災害対策本部の運営口【全職員共通】 「風水害対策編第3章第1節第4災害対策本部の運営」を準用するほか、以下によるものとする。	数値等の時点的な更新
450	第3編-267	第2節 災害情報の収集伝達 第1 情報の連絡体制口【秘書広報班】【防災関係機関】	第2節 災害情報の収集伝達 第1 情報の連絡体制口【企画政策班】【防災関係機関】	組織名称等の時点的な更新
451	第3編-267		「風水害対策編第3章第5節第1情報の連絡体制」を準用する。	数値等の時点的な更新
452	第3編-267	第2 地震情報の収集・伝達口【秘書広報班】【防災関係機関】	第2 地震情報の収集・伝達口【企画政策班】【防災関係機関】	組織名称等の時点的な更新
453	第3編-268	4 緊急地震速報の伝達 気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会(NHK)に伝達する。また、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能)、全国瞬時警戒システム(J-ALERT)と連動した市防災行政無線等を通して市民に伝達する。 市は、伝達を受けた緊急地震速報を市防災行政無線等により、市民等への伝達に努める。	4 緊急地震速報の伝達 気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会(NHK)に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)、全国瞬時警戒システム(J-ALERT)経路による市防災行政無線等を通して市民に伝達される。 市は、市民等への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市防災行政無線をはじめとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、迅速かつ確かな伝達に努める。	県計画を踏まえた記述の更新
454	第3編-268	第3 被害情報等の収集体制口【秘書広報班】【各班】 2 情報の収集	第3 被害情報等の収集体制口【企画政策班】【各班】 2 情報の収集	組織名称等の時点的な更新

管理番号	計画の頁	改正前	改正後	修正理由等
455	第3編-268	<p>■資料-32 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書</p>	<p>(5) 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市域で行方不明となった者について、久喜警察署等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。</p> <p>(6) 要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。</p> <p>■資料-93 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書</p>	<p>県計画を踏まえた記述の追加</p>
456	第3編-269	<p>3 情報の報告 ■資料-33 被害調査要領 ■資料-34 確定報告記入要領</p>	<p>3 情報の報告 ■資料-94 被害調査要領 ■資料-95 確定報告記入要領</p>	<p>数値等の時点的な更新</p>
457	第3編-269	<p>4 報告先 (1) 被害速報及び確定報告 防災行政無線 200-6-8111 (内線) FAX 048-830-8119</p>	<p>4 報告先 (1) 被害速報及び確定報告 防災行政無線 (発信特番)-200-6-8111 (内線)</p>	<p>数値等の時点的な更新</p>
458	第3編-269	<p>(2) 消防庁への報告</p>	<p>(2) 消防庁への報告 <u>市が県に報告できない場合は、消防庁へ直接報告する(災害対策基本法第53条第1項括弧書)。</u> <u>また、本市域において震度5強以上の地震が発生した場合は、県だけでなく消防庁へも報告する。</u></p>	<p>県計画を踏まえた記述の追加</p>
459	第3編-270	<p>(記述なし)</p>	<p>【電子メールによる報告の場合】 (表省略) : 表追加</p>	<p>県計画を踏まえた記述の追加</p>
460	第3編-271	<p>第3節 広報広聴活動 第1 市民への広報口 【秘書広報班】 【各班】</p>	<p>第3節 広報広聴活動 第1 市民への広報口 <u>【企画政策班】</u> 【各班】</p>	<p>組織名称等の時点的な更新</p>
461	第3編-271		<p>「風水害対策編第3章第6節第1市民への広報」を準用する。</p>	<p>数値等の時点的な更新</p>
462	第3編-271	<p>第2 帰宅困難者・要配慮者への広報 【秘書広報班】 【福祉班】 【地域振興班】 【高齢介護班】 【県】</p>	<p>第2 帰宅困難者・要配慮者への広報 <u>【企画政策班】</u> 【福祉班】 【地域振興班】 【高齢介護班】 【県】</p>	<p>組織名称等の時点的な更新</p>
463	第3編-271	<p>1 帰宅困難者への広報 【帰宅困難者への広報】 (表省略)</p>	<p>1 帰宅困難者への広報 【帰宅困難者への広報】 (表省略) : 表更新</p>	<p>県計画を踏まえた記述の更新</p>
464	第3編-272	<p>第3 被災者に対する広聴活動の実施口 【秘書広報班】 【地域振興班】</p>	<p>第3 被災者に対する広聴活動の実施口 <u>【安心安全班】</u> <u>【企画政策班】</u> 【地域振興班】</p>	<p>組織名称等の時点的な更新</p>
465	第3編-274	<p>第4節 自衛隊災害派遣要請 第1 災害派遣要請の判断と連絡口 【安心安全班】</p>	<p>第4節 自衛隊災害派遣要請 第1 災害派遣要請の判断と連絡口 【安心安全班】</p>	<p>数値等の時点的な更新</p>
466	第3編-274	<p>第2 災害派遣部隊の受入体制口 【安心安全班】</p>	<p>第2 災害派遣部隊の受入体制口 【安心安全班】 「風水害対策編第3章第7節第2災害派遣部隊の受入体制」を準用する。</p>	<p>数値等の時点的な更新</p>
467	第3編-274	<p>第3 自衛隊の自主派遣</p>	<p>第3 自衛隊の自主派遣 「風水害対策編第3章第7節第3自衛隊の自主派遣」を準用する。</p>	<p>数値等の時点的な更新</p>
468	第3編-274	<p>第4 災害派遣部隊の撤収要請口 【安心安全班】</p>	<p>第4 災害派遣部隊の撤収要請口 【安心安全班】 「風水害対策編第3章第7節第4災害派遣部隊の撤収要請」を準用する。</p>	<p>数値等の時点的な更新</p>
469	第3編-274	<p>第5 経費負担口【財政班】</p>	<p>第5 経費負担口【財政班】 「風水害対策編第3章第7節第5経費負担」を準用する。</p>	<p>数値等の時点的な更新</p>
470	第3編-275	<p>第5節 応援要請・要員確保 第1 応援要請口 【安心安全班】 【企画政策班】</p>	<p>第5節 応援要請・要員確保 第1 応援要請口 【安心安全班】 【企画政策班】 「風水害対策編第3章第8節第1応援要請」を準用する。</p>	<p>数値等の時点的な更新</p>
		<p>第2 相互応援協力口 【安心安全班】</p>	<p>第2 相互応援協力口 【安心安全班】</p>	

管理番号	計画の頁	改正前	改正後	修正理由等
471	第3編-275		「風水害対策編第3章第8節第2相互応援協力」を準用する。	数値等の時点的な更新
472	第3編-275	第3 要員の確保口 【安心安全班】	第3 要員の確保口 【安心安全班】 「風水害対策編第3章第8節第3要員の確保」を準用する。	数値等の時点的な更新
473	第3編-276	第6節 応援の受入 第2 地方公共団体からの応援受入口 【安心安全班】	第6節 応援の受入 第1 地方公共団体等からの応援受入口 【安心安全班】	
474	第3編-276		「風水害対策編第3章第9節第1地方公共団体等からの応援受入」を準用する。	数値等の時点的な更新
475	第3編-276	第3 ボランティアの応援受入口 【安心安全班】 【地域振興班】	第2 ボランティアの応援受入口 【安心安全班】 【地域振興班】	
476	第3編-276		「風水害対策編第3章第9節第2ボランティアの応援受入」を準用する。	数値等の時点的な更新
477	第3編-276	第4 市民、自主防災組織等の協力口 【安心安全班】 【地域振興班】	第3 市民、自主防災組織等の協力口 【安心安全班】 【地域振興班】	
478	第3編-278	第7節 災害救助法の適用 第1 災害救助法の適用手続 □□【福祉班】	第7節 災害救助法の適用 第1 災害救助法の適用手続 □□【福祉班】 「風水害対策編第3章第10節第1 災害救助法の適用手続」を準用する。	数値等の時点的な更新
479	第3編-278	第2 災害救助法の適用口【福祉班】	第2 災害救助法の適用口【福祉班】 「風水害対策編第3章第10節第2 災害救助法の適用」を準用する。	数値等の時点的な更新
480	第3編-280	第8節 消防活動 第2 応援要請口【消防署】 3 緊急消防援助隊の受入 被災市町村が2つ以上の場合には、埼玉県消防応援活動調整本部が県に設置される。被災市町村が1つの場合には、県知事が必要と認める場合は、埼玉県消防応援活動調整本部と同様の組織が設置される。	第8節 消防活動 第2 応援要請口【消防署】 3 緊急消防援助隊の受入 被災市町村が二つ以上の場合には、埼玉県消防応援活動調整本部が県に設置される。被災市町村が一つの 경우에는、県知事が必要と認める場合は、埼玉県消防応援活動調整本部と同様の組織が設置される。	誤字の訂正
481	第3編-283	第9節 救急救助・医療救護 第1 救急救助対策□□【保健衛生班】 【消防署】 【避難所運営職員】	第9節 救急救助・医療救護 第1 救急救助対策 <u>【子育て支援班】</u> 【保健衛生班】 【消防署】 【避難所運営職員】	
482	第3編-283	2 救急救助の実施方法 (2) 救急救助活動 ウ 傷病者に対する応急手当を実施し、傷病程度により収容先や搬送先等を決定するため、医師、看護師及び市職員により現場本部に救急救護所を設置する。	2 救急救助の実施方法 (2) 救急救助活動 ウ 傷病者に対する応急手当を実施し、傷病程度により収容先や搬送先等を決定するため、医師、看護師及び市職員により災害対策本部が指定する場所に医療救護所を設置する。	文章の校閲
483	第3編-283	(3) 関係機関への応援要請 埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）は、特別の訓練や教育を受けた機動援助隊、24時間運航体制をとる防災航空隊、災害派遣医療の専門スタッフによる埼玉DMAT、これら3隊が力を合わせて効果的な救助、救命活動を行う。	(3) 関係機関への応援要請 埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）は、災害時に救助・救急活動等を行う消防機関、24時間運航体制をとる防災航空隊、災害派遣医療の専門スタッフによる埼玉DMAT、これら3隊が力を合わせて効果的な救助、救命活動を行う。	文章の校閲
484	第3編-284	第2 医療・助産救護活動□□【保健衛生班】 【消防署】 【避難所運営職員】	第2 医療救護活動□□ <u>【子育て支援班】</u> 【保健衛生班】 【消防署】 【避難所運営職員】	組織名称等の時点的な更新
485	第3編-284	1 医療救護活動 (3) 医療救護活動 ウ 埼玉DMAT（「Disaster Medical Assistance Team」災害派遣医療チーム） 災害の急性期（災害発生からおおむね48時間以内）に活動できる機動性と専門的な訓練を受けた「災害派遣医療チーム」が設置されている。	1 医療救護活動 (3) 医療救護活動 ウ 埼玉DMAT（「Disaster Medical Assistance Team」災害派遣医療チーム） 災害の超急性期（災害発生からおおむね48時間以内）に活動できる機動性と専門的な訓練を受けた「災害派遣医療チーム」が設置されている。	文章の校閲
486	第3編-286	第3 保健衛生口 【保健衛生班】	第3 保健衛生口 <u>【子育て支援班】</u> 【保健衛生班】	組織名称等の時点的な更新
487	第3編-286		「風水害対策編第3章第11節第3保健衛生」を準用する。	数値等の時点的な更新
488	第3編-288	第11節 避難支援 第1 避難勧告等の発令 【安心安全班】 【消防署】 【久喜警察署】 1 実施責任者 【避難勧告等の実施責任者】 (表省略)	第11節 避難支援 第1 避難指示の発令 【安心安全班】 【消防署】 【久喜警察署】 1 実施責任者 【避難指示の実施責任者】 (表省略)：表更新	用語の見直し 市の防災体制の見直しによる

管理番号	計画の頁	改正前	改正後	修正理由等
489	第3編-290	6 避難指示の伝達系統	6 避難指示の伝達系統 「風水害対策編第3章第12節第2 5避難情報の伝達系統」を準用する。	数値等の時点的な更新
490	第3編-290	7 関係機関相互の通知及び連絡	7 関係機関相互の通知及び連絡 「風水害対策編第3章第12節第2 6関係機関相互の通知及び連絡」を準用する。	数値等の時点的な更新
491	第3編-290	第2 避難誘導□【安心安全班】【土木班】【消防団】	第2 避難誘導□【安心安全班】【土木班】【消防団】 「風水害対策編第3章第12節第4避難誘導」を準用する。	数値等の時点的な更新
492	第3編-290	第3 避難所の開設□【避難所運営職員】	第3 避難所の開設□【避難所運営職員】 「風水害対策編第3章第12節第5避難所の開設」を準用する。	数値等の時点的な更新
493	第3編-291	【指定避難所等一覧表】 (表省略) 【避難所以外の支援避難所一覧表】 (表省略)	【指定避難所等一覧表】 (表省略) : 表更新 【避難所以外の支援避難所一覧表】 (表省略) : 表更新	市の防災体制の見直しによる
494	第3編-293	第4 避難所の運営□【避難所運営職員】	第4 避難所の運営□【避難所運営職員】 「風水害対策編第3章第12節第6避難所の運営」を準用する。	数値等の時点的な更新
495	第3編-294	第12節 交通規制 第1 埼玉県警察による交通規制□ 【久喜警察署】	第12節 交通規制 第1 埼玉県警察による交通規制□ 【久喜警察署】 「風水害対策編第3章第13節第1埼玉県警察による交通規制」を準用する。	数値等の時点的な更新
496	第3編-294	第2 道路管理者による交通規制□【各道路管理者】	第2 道路管理者による交通規制□【各道路管理者】 「風水害対策編第3章第13節第2道路管理者による交通規制」を準用する。	数値等の時点的な更新
497	第3編-295	第13節 緊急輸送 第1 緊急通行車両による輸送□【財政班】【土木班】	第13節 緊急輸送 第1 緊急通行車両による輸送□【財政班】【土木班】 「風水害対策編第3章第15節第1緊急通行車両による輸送」を準用する。	数値等の時点的な更新
498	第3編-295	第2 ヘリコプターによる輸送□ 【安心安全班】	第2 ヘリコプターによる輸送□ 【安心安全班】 「風水害対策編第3章第15節第2ヘリコプターによる輸送」を準用する。	数値等の時点的な更新
499	第3編-296	第14節 飲料水・食糧・生活必需品の供給 第1 飲料水の供給□ 【水道班】【上下水道庶務班】	第14節 飲料水・食糧・生活必需品の供給 第1 飲料水の供給□【上下水道班】【上下水道庶務班】	組織名称等の時点的な更新
500	第3編-296	第2 食糧の供給□ 【財政班】【農政班】【子育て支援班】【援護班】	第2 食糧の供給【財政班】【農政班】【子育て支援班】【こども保育班】【援護班】 「風水害対策編第3章第16節第2食糧の供給」を準用する。	数値等の時点的な更新
501	第3編-296	第3 生活必需品の供給□ 【財政班】【商工班】【子育て支援班】	第3 生活必需品の供給 【財政班】【商工班】【子育て支援班】【こども保育班】	組織名称等の時点的な更新
502	第3編-296	第4 救援物資の供給□【財政班】【農政班】	第4 救援物資の供給□【財政班】【農政班】 「風水害対策編第3章第16節第3生活必需品の供給」を準用する。	数値等の時点的な更新
503	第3編-296	第15節 帰宅困難者対策 第1 帰宅困難者への情報提供□【秘書広報班】【安心安全班】【社会教育班】	第15節 帰宅困難者対策 第1 帰宅困難者への情報提供□【企画政策班】【安心安全班】【社会教育班】	組織名称等の時点的な更新
504	第3編-296	1 帰宅困難者への情報提供 【帰宅困難者への情報提供例】 (表省略)	1 帰宅困難者への情報提供 【帰宅困難者への情報提供例】 (表省略) : 表更新	市の防災体制の見直しによる
505	第3編-297	第16節 遺体の取扱 第1 遺体の捜索□【消防署】【久喜警察署】	第16節 遺体の取扱 第1 遺体の捜索□【消防署】【久喜警察署】 「風水害対策編第3章第17節第1遺体の捜索」を準用する。	数値等の時点的な更新
506	第3編-297	第2 遺体の処理□【環境班】【久喜警察署】	第2 遺体の処理□【環境班】【久喜警察署】	
507	第3編-300			

管理番号	計画の頁	改正前	改正後	修正理由等
508	第3編-300	<p>第3 遺体の埋・火葬口【市民班】</p> <p>第17節 環境衛生 第1 廃棄物処理口【環境班】</p> <p>第2 防疫活動口【環境班】【保健衛生班】</p> <p>第3 保健衛生対策口 【保健衛生班】</p> <p>第4 動物愛護口【環境班】</p> <p>第18節 公共施設等の応急対策 第4 ライフライン施設口【事業者】 (記述なし)</p> <p>1 電気施設応急対策口 【東京電力パワーグリッド(株)春日部支社】 ■資料-82 災害時における電気設備等の復旧に関する協定書</p> <p>2 ガス施設の応急対策 (1) 県 イ 高圧ガス災害対策(地震発生後) 高圧ガスの製造、貯蔵、移動及び消費等により事故及び災害が発生した場合の応急対策として「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領(平成17年3月17日決裁)」に基づき、消防、警察その他関係機関と協力して高圧ガスによる災害拡大防止の応急措置を講じる。</p> <p>(2) ガス事業者【東京ガス(株)等ガス事業者】 ■資料-83 都市ガス事業者一覧</p> <p>3) LPガス【(一社)埼玉県LPガス協会】 ■資料-84 プロパンガス業者一覧表 ■資料-85 災害時におけるLPガス等の優先供給に関する協定書</p> <p>3 電気通信設備の災害対策【東日本電信電話(株)埼玉事業部】 (1) 応急対策 イ 応急措置 (イ) 特設公衆電話の設置 災害救助法が適用された場合等には、避難所等に被災者が利用する特設公衆電話を設置する。</p> <p>エ 災害時の広報 (ア) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、通信のそ通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。</p> <p>(2) 復旧対策 ■資料-86 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書</p> <p>5 上下水道施設の応急対策口 【下水道班】【水道班】【上下水道庶務班】</p>	<p>「風水害対策編第3章第17節第2遺体の処理」を準用する。</p> <p>第3 遺体の埋・火葬口【市民班】 「風水害対策編第3章第17節第3遺体の埋・火葬」を準用する。</p> <p>第17節 環境衛生 第1 廃棄物処理口【環境班】 「風水害対策編第3章第18節第1廃棄物処理」を準用する。</p> <p>第2 防疫活動口【環境班】【子育て支援班】【保健衛生班】 「風水害対策編第3章第18節第2防疫活動」を準用する。</p> <p>第3 保健衛生対策口 【子育て支援班】【保健衛生班】 「風水害対策編第3章第18節第3保健衛生対策」を準用する。</p> <p>第4 動物愛護口【環境班】 「風水害対策編第3章第18節第4動物愛護」を準用する。</p> <p>第18節 公共施設等の応急対策 第4 ライフライン施設口【事業者】 <u>また、市、県及びライフライン事業者等は、必要に応じて、被災地域のライフライン事業者の事業所等において、実動部隊の詳細な調整を行うための現地作業調整会議を開催するものとする。</u></p> <p>1 電気施設応急対策口 【東京電力パワーグリッド(株)春日部支社】 ■資料-96 災害時における電気設備等の復旧に関する協定書</p> <p>2 ガス施設の応急対策 (1) 県 イ 高圧ガス災害対策(地震発生後) 高圧ガスの製造、貯蔵、移動及び消費等により事故及び災害が発生した場合の応急対策として「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領」に基づき、消防、警察、防災事業所その他関係機関と協力して高圧ガスによる災害拡大防止の応急措置を講じる。</p> <p>(2) ガス事業者【都市ガス事業者】 ■資料-97 都市ガス事業者一覧</p> <p>(3) LPガス【(一社)埼玉県LPガス協会】 ■資料-98 プロパンガス業者一覧表 ■資料-99 災害時におけるLPガス等の優先供給に関する協定書</p> <p>3 電気通信設備の災害対策【東日本電信電話(株)埼玉事業部】 (1) 応急対策 イ 応急措置 (記述なし)</p> <p>エ 災害時の広報 (ア) 災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努めるものとする。 (イ) <u>通信のそ通状況、利用制限措置を行った場合は措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。</u></p> <p>(2) 復旧対策 ■資料-100 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書</p> <p>5 上下水道施設の応急対策口 【上下水道班】【上下水道庶務班】</p>	<p>数値等の時点的な更新</p> <p>数値等の時点的な更新</p> <p>数値等の時点的な更新</p> <p>数値等の時点的な更新</p> <p>数値等の時点的な更新</p> <p>数値等の時点的な更新</p> <p>数値等の時点的な更新</p> <p>県計画を踏まえた記述の追加</p> <p>数値等の時点的な更新</p> <p>県計画を踏まえた記述の更新</p> <p>数値等の時点的な更新</p> <p>数値等の時点的な更新</p> <p>県計画を踏まえた記述の削除</p> <p>県計画を踏まえた記述の更新</p> <p>数値等の時点的な更新</p> <p>組織名称等の時点的な更新</p>
509	第3編-300			
510	第3編-301			
511	第3編-301			
512	第3編-301			
513	第3編-301			
514	第3編-301			
515	第3編-301			
516	第3編-303			
517	第3編-305			
518	第3編-305			
519	第3編-306			
520	第3編-306			
521	第3編-307			
522	第3編-307			
523	第3編-307			
524	第3編-308			

管理番号	計画の頁	改正前	改正後	修正理由等
525	第3編-309	<ul style="list-style-type: none"> ■資料-87 白岡市管工事業共同組合員名簿 ■資料-88 白岡市指定給水装置工事業業者一覧表 ■資料-65 災害時における水道施設の応急活動の応援に関する協定書 ■資料-89 白岡市指定排水設備工事店一覧表 	<ul style="list-style-type: none"> ■資料-101 白岡市管工事業共同組合員名簿 ■資料-102 白岡市指定給水装置工事業業者一覧表 ■資料-53 災害時における水道施設の応急活動の応援に関する協定書 ■資料-103 白岡市指定排水設備工事店一覧表 	数値等の時点的な更新
526	第3編-311	<p>第19節 応急住宅対策</p> <p>住宅の倒壊、焼失等の被害により、住宅を失い自らの資力で住宅を確保できない被災者に対して、一時的な住居を確保する。また、災害により半焼又は半壊した住宅については、応急修理することで被災者の最低限の生活を当面の間維持する。</p>	<p>第19節 応急住宅対策</p> <p>住宅の倒壊、焼失等の被害により、住宅を失い自らの資力で住宅を確保できない被災者に対して、一時的な住居を確保する。また、災害により、<u>大規模半壊、半焼、半壊又は準半壊の被害を受けた住宅</u>については、応急修理することで被災者の最低限の生活を当面の間維持する。</p>	県計画を踏まえた記述の更新
527	第3編-312	第2 被災住宅の応急修理口【建築班】	第2 被災住宅の応急修理口【建築班】 「風水害対策編第3章第19節第1被災住宅の応急修理」を準用する。	数値等の時点的な更新
528	第3編-312	第3 住宅関係障害物除去口【建築班】	第3 住宅関係障害物除去口【建築班】 「風水害対策編第3章第14節第1住宅関係障害物除去」を準用する。	数値等の時点的な更新
529	第3編-312	第4 応急住宅の供給口【建築班】	第4 応急住宅の供給口【建築班】 「風水害対策編第3章第19節第2応急住宅の供給」を準用する。	数値等の時点的な更新
530	第3編-312	第5 災害復旧用資機材の調達等口【建築班】	第5 災害復旧用資機材の調達等口【建築班】 「風水害対策編第3章第19節第5災害復旧用資機材の調達等」を準用する。	数値等の時点的な更新
531	第3編-314	<p>第20節 文教対策</p> <p>第2 応急教育の準備・実施口 【教育総務班】【教育指導班】</p>	<p>第20節 文教対策</p> <p>第2 応急教育の準備・実施口 【教育総務班】【教育指導班】 「風水害対策編第3章第20節第2応急教育の準備・実施」を準用する。</p>	数値等の時点的な更新
532	第3編-314	第3 教材・学用品等の調達及び配給口 【教育総務班】【教育指導班】	第3 教材・学用品等の調達及び配給口 【教育総務班】【教育指導班】 「風水害対策編第3章第20節第3教材・学用品等の調達及び配給」を準用する。	数値等の時点的な更新
533	第3編-314	第4 給食等の措置口 【教育総務班】【教育指導班】	第4 給食等の措置口 【教育総務班】【教育指導班】 「風水害対策編第3章第20節第4給食等の措置」を準用する。	数値等の時点的な更新
534	第3編-314	第5 学校の衛生管理口【保健衛生班】【教育総務班】【教育指導班】	第5 学校の衛生管理口【保健衛生班】【教育総務班】【教育指導班】 「風水害対策編第3章第20節第5学校の衛生管理」を準用する。	数値等の時点的な更新
535	第3編-314	第6 学校施設の緊急使用口 【教育総務班】【教育指導班】	第6 学校施設の緊急使用口 【教育総務班】【教育指導班】 「風水害対策編第3章第20節第6学校施設の緊急使用」を準用する。	数値等の時点的な更新
536	第3編-314	第7 文化財の応急措置口 【社会教育班】	第7 文化財の応急措置口 【社会教育班】 「風水害対策編第3章第20節第7文化財の応急措置」を準用する。	数値等の時点的な更新
537	第3編-315	<p>第21節 要配慮者への支援</p> <p>第1 社会福祉施設等入所者の安全確保 【福祉班】【高齢介護班】【社会福祉法人】</p>	<p>第21節 要配慮者への支援</p> <p>第1 社会福祉施設等入所者の安全確保 【福祉班】【高齢介護班】【社会福祉法人】 「風水害対策編第3章第21節第1社会福祉施設等入所者の安全確保」を準用する。</p>	数値等の時点的な更新
538	第3編-315	第2 避難行動要支援者等の避難支援口 【安心安全班】【福祉班】【高齢介護班】	第2 避難行動要支援者等の避難支援口 【安心安全班】【福祉班】【高齢介護班】 「風水害対策編第3章第21節第2避難行動要支援者等の避難支援」を準用する。	数値等の時点的な更新
539	第3編-315	第3 避難生活における要配慮者支援口 【安心安全班】【福祉班】【高齢介護班】	第3 避難生活における要配慮者支援口 【安心安全班】【福祉班】【高齢介護班】 「風水害対策編第3章第21節第3避難生活における要配慮者支援」を準用する。	数値等の時点的な更新
540	第3編-315	第4 乳幼児への対応口 【子育て支援班】【保健衛生班】	第4 乳幼児への対応口【子育て支援班】 <u>【こども保育班】</u>	組織名称等の時点的な更新
541	第3編-315	第5 外国人の安全確保口 【地域振興班】	第5 外国人の安全確保口 【地域振興班】 「風水害対策編第3章第21節第4乳幼児への対応」を準用する。	数値等の時点的な更新

管理番号	計画の頁	改正前	改正後	修正理由等
542	第3編-315	第4章 震災復旧及び復興計画 第1節 迅速な災害復旧 第1 プロジェクト体制による推進口【企画政策班】 第2 災害復旧事業計画の作成口【企画政策班】 第3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成口【財政班】 第4 激甚災害の指定 第5 災害復旧事業の実施 第2節 計画的な災害復興 第1 復興計画の作成口【企画政策班】【資材班】【建築班】 第2 震災復興事業の実施口【企画政策班】【資材班】【建築班】 第3節 生活再建等の支援 第1 災害相談窓口の設置口【地域振興班】 第2 被災者台帳の作成・罹災証明書の発行口【税務班】【福祉班】 第3 被災者の生活確保口【税務班】【福祉班】【商工班】【高齢介護班】 第4 住宅資金及び生活福祉資金の融資 第5 被災者生活再建支援制度 第6 埼玉県・市町村被災者安心支援制度 第7 義援金・義援物資等の受入、保管口【福祉班】 第8 被災中小企業等への融資 第9 被災農林漁業関係者への融資等 第10 郵便物の特別扱い口【事業者】 第11 尋ね人の相談に関する計画口【地域振興班】【市民班】	「風水害対策編第3章第21節第5外国人の安全確保」を準用する。	数値等の時点的な更新
543	第3編-316		第4章 震災復旧及び復興計画 第1節 迅速な災害復旧 第1 プロジェクト体制による推進口【企画政策班】 「風水害対策編第4章第1節第1プロジェクト体制による推進」を準用する。	数値等の時点的な更新
544	第3編-316		第2 災害復旧事業計画の作成口【企画政策班】 「風水害対策編第4章第1節第2災害復旧事業計画の作成」を準用する。	数値等の時点的な更新
545	第3編-316		第3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成口【財政班】 「風水害対策編第4章第1節第3災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成」を準用する。	数値等の時点的な更新
546	第3編-316		第4 激甚災害の指定 「風水害対策編第4章第1節第4激甚災害の指定」を準用する。	数値等の時点的な更新
547	第3編-316		第5 災害復旧事業の実施 「風水害対策編第4章第1節第5災害復旧事業の実施」を準用する。	数値等の時点的な更新
548	第3編-317		第2節 計画的な災害復興 第1 復興計画の作成口【企画政策班】【資材班】【建築班】 「風水害対策編第4章第2節第1復興計画の作成」を準用する。	数値等の時点的な更新
549	第3編-317		第2 震災復興事業の実施口【企画政策班】【資材班】【建築班】 「風水害対策編第4章第2節第2災害復興事業の実施」を準用する。	数値等の時点的な更新
550	第3編-318		第3節 生活再建等の支援 第1 災害相談窓口の設置口【地域振興班】 「風水害対策編第4章第3節第1災害相談窓口の設置」を準用する。	数値等の時点的な更新
551	第3編-318		第2 被災者台帳の作成・罹災証明書の発行口【税務班】【福祉班】 「風水害対策編第4章第3節第2被災者台帳の作成・罹災証明書の発行」を準用する。	数値等の時点的な更新
552	第3編-318		第3 被災者の生活確保口【税務班】【福祉班】【商工班】【高齢介護班】 「風水害対策編第4章第3節第3被災者の生活確保」を準用する。	数値等の時点的な更新
553	第3編-318	第4 住宅資金及び生活福祉資金の融資 「風水害対策編第4章第3節第4住宅資金及び生活福祉資金の融資」を準用する。	数値等の時点的な更新	
554	第3編-318	第5 被災者生活再建支援制度 「風水害対策編第4章第3節第5被災者生活再建支援制度」を準用する。	震災対策編と風水害対策編の入れ替えによる	
555	第3編-318	第6 埼玉県・市町村被災者安心支援制度 「風水害対策編第4章第3節第6埼玉県・市町村被災者安心支援制度」を準用する。	数値等の時点的な更新	
556	第3編-318	第7 義援金・義援物資等の受入、保管口【福祉班】 「風水害対策編第4章第3節第7義援金・義援物資等の受入、保管」を準用する。	数値等の時点的な更新	
557	第3編-318	第8 被災中小企業等への融資 「風水害対策編第4章第3節第8被災中小企業等への融資」を準用する。	数値等の時点的な更新	
558	第3編-318	第9 被災農林漁業関係者への融資等 「風水害対策編第4章第3節第9被災農林漁業関係者への融資等」を準用する。	数値等の時点的な更新	
559	第3編-318	第10 郵便物の特別扱い口【事業者】 「風水害対策編第4章第3節第10郵便物の特別扱い」を準用する。	数値等の時点的な更新	
560	第3編-319	第11 尋ね人の相談に関する計画口【地域振興班】【市民班】 「風水害対策編第4章第3節第11尋ね人の相談に関する計画」を準用する。	数値等の時点的な更新	

管理番号	計画の頁	改正前	改正後	修正理由等
561	第3編-319	第12 被災者の精神的ケアに関する計画口 【保健衛生班】	第12 被災者の精神的ケアに関する計画口 【保健衛生班】 「風水害対策編第4章第3節第12被災者の精神的ケアに関する計画」を準用する。	数値等の時点的な更新
562	第3編-320	第5章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置 第1節 趣旨 ■資料-102 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置	第5章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置 第1節 趣旨 ■資料-104 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置	数値等の時点的な更新
563	第3編-321	第2節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応 東海地震注意情報発表及び警戒宣言に伴う社会的混乱を防止する観点から、市が実施すべき必要な措置について定める。 (記述なし)	第2節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う社会的混乱を防止する観点から、市が実施すべき必要な措置について定める。	用語の見直し
564	第3編-323	(記述なし)	第6章 北海道・三陸沖後発地震注意情報発表に伴う対応措置	県計画を踏まえた記述の追加
565	第3編-323	(記述なし)	第1節 計画の趣旨	県計画を踏まえた記述の追加
566	第3編-323	(記述なし)	<u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年6月施行)は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域(以下「推進地域」という。)の指定や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の策定など、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。</u> <u>同法に基づき、令和4年9月30日現在で、北海道から千葉県にかけての1道7県の272市町村が推進地域に指定されている。</u> <u>埼玉県域は、推進地域には指定されていないが、情報発信に伴う社会的混乱が懸念される。</u> <u>このため、「北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドライン」(内閣府(防災担当))を参考に、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表に伴う対応措置を定めるものである。</u>	県計画を踏まえた記述の追加
567	第3編-324	(記述なし)	第2節 実施計画	県計画を踏まえた記述の追加
568	第3編-324	(記述なし)	<u>北海道・三陸沖後発地震注意情報発表に伴う社会的混乱を防止する観点から、市が実施すべき必要な措置について定める。</u> (第1、第2略)	県計画を踏まえた記述の追加
569	第3編-328	第6章 火山噴火降灰対策計画 第2節 予防・事前対策 1 気象庁が発表する火山に関する情報 (1) 噴火警報(居住地域)・噴火警報(火口周辺)・噴火警報(周辺海域) 気象庁が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象(大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象)の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に火山名、「警戒が必要な範囲(生命に危険を及ぼす範囲)」等を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報(居住地域)」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報(火口周辺)」、影響の及ぶ範囲が海域に限られる場合は「噴火警報(周辺海域)」として発表する。噴火警報(居住地域)は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。 噴火予報は、気象庁が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。	第7章 火山噴火降灰対策計画 第2節 予防・事前対策 1 気象庁が発表する火山に関する情報 (1) 噴火警報(居住地域)・噴火警報(火口周辺)・噴火警報(周辺海域) 気象庁が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象(大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象)の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「火山名」、「警戒が必要な範囲(生命に危険を及ぼす範囲)」等を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報(居住地域)」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報(火口周辺)」、影響の及ぶ範囲が海域に限られる場合は「噴火警報(周辺海域)」として発表する。噴火警報(居住地域)は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。 (記述なし)	文章の校閲
570	第3編-328	(2) 噴火警戒レベル 火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。	(2) 噴火警戒レベル <u>気象庁が、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。</u>	文章の校閲
571	第3編-328	(記述なし)	【噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火レベル】 (表省略)：表追加 【噴火警戒レベルが運用されていない火山の場合】 (表省略)：表追加	県計画を踏まえた記述の追加

管理番号	計画の頁	改正前	改正後	修正理由等
572	第3編-329	(3) 噴火速報 登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。	(3) 噴火速報 気象庁が、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。	文章の校閲
573	第3編-329	(6) 火山の状況に関する解説情報	(4) 火山の状況に関する解説情報	資料等の時点的な更新
574	第3編-330	(記述なし)	(5) 噴火予報	資料等の時点的な更新
575	第3編-330	(4) 降灰予報	(6) 降灰予報 【降灰量階級と降灰の厚さ】 (表省略)：表追加	資料等の時点的な更新
576	第3編-330	(5) 火山ガス予報	(7) 火山ガス予報	資料等の時点的な更新
577	第3編-330	(記述なし)	(8) 火山現象に関する情報等 気象庁が、噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするために発表する。 ア 火山活動解説資料 写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。 イ 月間火山概況 前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ、毎月月上旬に発表する。 ウ 噴火に関する火山観測報 噴火が発生したことや、噴火に関する情報(噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等)を噴火後直ちに知らせるために発表する。	資料等の時点的な更新
578	第3編-332	第3節 応急対策 第1 応急活動体制の確立口 【全職員共通】 市の配備体制については、「震災対策編第3章第1節第1活動体制及び配備基準」を準用する。	第3節 応急対策 第1 応急活動体制の確立口 【全職員共通】 市の配備体制については、「風水害対策編第3章第1節第1活動体制及び配備基準」を準用する。	震災対策編と風水害対策編の入れ替えによる必然的な変更
579	第3編-332	第2 情報の収集・伝達口 【秘書広報班】 【各班】	第2 情報の収集・伝達口 【企画政策班】 【各班】	組織名称等の時点的な更新
580	第3編-332	1 降灰に関する情報の発信 発信手段は、「震災対策編第3章第2節第1情報の連絡体制」を準用する。埼玉県災害オペレーション支援システムで取得する情報は次のとおりとする。 (3) 噴火に関する火山観測報 (4) 火山に関するお知らせ	1 降灰に関する情報の発信 発信手段は、「風水害対策編第3章第5節第1情報の連絡体制」を準用する。埼玉県災害オペレーション支援システムで取得する情報は次のとおりとする。 (3) 噴火に関する火山観測報 (4) 噴火速報 (5) 降灰予想	震災対策編と風水害対策編の入れ替えによる必然的な変更
581	第3編-332	2 降灰に関する被害情報の伝達 県は、気象庁地震火山部火山監視・情報センターに降灰の情報を伝達する。降灰調査項目は次のとおりとする。	2 降灰に関する被害情報の伝達 県は、気象庁地震火山部火山監視・警報センターに降灰の情報を伝達する。降灰調査項目は次のとおりとする。	用語の見直し
582	第3編-332	3 降灰に伴うとるべき行動の周知 降灰が予測される場合は、降灰時にとるべき行動を、市民に発信する。市民への発信に当たっては、即時性の高いメディア(緊急速報メール、防災行政無線、エリアメール、ツイッター、データ放送など)も活用する。	3 降灰に伴うとるべき行動の周知 降灰が予測される場合は、降灰時にとるべき行動を、市民に発信する。市民への発信に当たっては、即時性の高いメディア(緊急速報メール、防災行政無線、エリアメール、SNS、データ放送など)も活用する。	市の防災体制の見直しによる
583	第3編-333	第3 避難所の開設・運営口【避難所運営職員】 降灰の堆積による荷重を原因とする建築物の倒壊により、住家を失った市民を収容するため、市は避難所を開設・運営する。	第3 避難所の開設・運営口【避難所運営職員】 降灰により自宅での生活に支障を来す市民を収容するため、「風水害対策編第3章第12節 避難支援」を準用し、避難所を開設・運営する。	資料等の時点的な更新
584	第3編-333	第4 医療救護口【保健衛生班】 【消防署】 「震災対策編第3章第9節 救急救助・医療救護」を準用する。	第4 医療救護口【保健衛生班】 【消防署】 「風水害対策編第3章第11節 救急救助・医療救護」を準用する。	数値等の時点的な更新
585	第3編-333	第5 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策 【財政班】 【土木班】 【水道班】 【ライフライン事業者】	第5 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策 【財政班】 【土木班】 【上下水道班】 【ライフライン事業者】	組織名称等の時点的な更新
586	第3編-333	「震災対策編第3章第13節緊急輸送」を準用する。	「風水害対策編第3章第15節緊急輸送」を準用する。	数値等の時点的な更新

管理番号	計画の頁	改正前	改正後	修正理由等
587	第3編-335	第7章 最悪事態（シビアコンディション）への対応計画	第8章 最悪事態（シビアコンディション）への対応計画	
588	第4編-348	第4編 事故対策編 第1節 大規模火災対策計画 第1 大規模火災予防【安心安全課】【街づくり課】【道路課】【建築課】【消防署】 2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え （1）情報の収集・連絡 ア 情報の収集・連絡体制の整備 また、機動的な情報収集活動を行うため、県のヘリコプターテレビシステム等の画像による情報通信システムを活用し、災害情報の収集・連絡体制の一層の強化を図る。 イ 通信手段の確保 市は、大規模火災発生時における情報通信手段を確保するため、市の防災行政無線等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。なお、整備する情報連絡システムについては、「震災対策編第2章第8節第3情報通信設備の整備」を準用する。 第2 大規模火災応急対策口【安心安全班】【財政班】【消防署】【久喜警察署】	第4編 事故対策編 第1節 大規模火災対策計画 第1 大規模火災予防【安心安全課】【街づくり課】【道路課】【建築課】【消防署】 2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え （1）情報の収集・連絡 ア 情報の収集・連絡体制の整備 また、機動的な情報収集活動を行うため、県のヘリコプターテレビ電送システム等の画像による情報通信システムを活用し、災害情報の収集・連絡体制の一層の強化を図る。 イ 通信手段の確保 市は、大規模火災発生時における情報通信手段を確保するため、市の防災行政無線等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。なお、整備する情報連絡システムについては、「風水害対策編第2章第4節第3情報通信設備の整備」を準用する。 第2 大規模火災応急対策口【安心安全班】【財政班】【消防署】【久喜警察署】	数値等の時点的な更新
589	第4編-351	2 活動体制の確立 （1）市の活動体制 イ 災害対策本部の設置 （イ）市長は、災害対策本部の設置を決定した場合は、「震災対策編第3章第1節応急対策の活動体制」に基づき直ちに職員を配備する。 カ 自衛隊の災害派遣要請 なお、自衛隊の災害派遣要請については、「震災対策編第3章第4節自衛隊災害派遣要請」による。	2 活動体制の確立 （1）市の活動体制 イ 災害対策本部の設置 （イ）市長は、災害対策本部の設置を決定した場合は、「風水害対策編第3章第1節応急対策の活動体制」に基づき直ちに職員を配備する。 カ 自衛隊の災害派遣要請 なお、自衛隊の災害派遣要請については、「風水害対策編第3章第7節自衛隊災害派遣要請」による。	震災対策編と風水害対策編の入れ替えによる必然的な変更
590	第4編-351	5 避難収容活動 災害発生時における避難誘導については、「震災対策編第3章第11節第2避難誘導」に準ずる。	5 避難収容活動 災害発生時における避難誘導については、「風水害対策編第3章第12節第2避難誘導」に準ずる。	震災対策編と風水害対策編の入れ替えによる必然的な変更
591	第4編-352	7 被災者等への的確な情報伝達活動 （1）被災者等への情報伝達活動 市は、大規模火災の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。	7 被災者等への的確な情報伝達活動 （1）被災者等への情報伝達活動 市は、大規模火災の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設の復旧状況、医療機関、 <u>スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報</u> 、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。	市の防災体制の見直しによる
592	第4編-353	第2節 危険物等災害対策計画 第1 危険物災害予防口【消防署】【施設管理者】 2 高圧ガス （1）高圧ガスの製造・販売・貯蔵、移動及び消費並びに容器の製造等について、高圧ガス保安法の基準に適合するよう検査又は基準適合命令を行い、災害の発生を防止し、公共の安全を確保する。 （3）埼玉県高圧ガス団体連合会及び埼玉県高圧ガス地域防災協議会と連携して、各種保安講習会等を開催するとともに、高圧ガス保安協会の作成した事故情報を配付するなど防災上の指導を行う。	第2節 危険物等災害対策計画 第1 危険物災害予防口【消防署】【施設管理者】 2 高圧ガス （1）高圧ガスの製造・販売・貯蔵、移動及び消費並びに容器の製造等について、高圧ガス保安法の基準に適合するよう検査及び指導を行い、 <u>法令基準の遵守を徹底することで</u> 、災害の発生を防止し、公共の安全を確保する。 （3）埼玉県高圧ガス団体連合会及び埼玉県高圧ガス地域防災協議会と連携して、各種保安講習会等を開催するとともに、高圧ガス保安協会の作成した <u>事故事例を配付し</u> 、防災上の指導と自主保安意識高揚を目的とした普及啓発を行う。	県計画を踏まえた記述の更新
593	第4編-353	3 銃砲・火薬類 （1）猟銃・火薬類の製造、販売、貯蔵、消費、その他の取扱を武器等製造法及び火薬類取締法の基準に適合するよう指導又は措置命令を行い、公共の安全の確保を図る。 （3）埼玉県火薬類保安協会と連携して、火薬類取扱保安責任者講習会等を開催するとともに、公益社団法人全国火薬類保安協会の作成した事故例の配付を行い、火薬類の自主保安体制の確立を図る等の防災上の指導を行う。 第3 高圧ガス災害応急対策口【消防署】【施設管理者】 1 活動方針	3 銃砲・火薬類 （1）猟銃・火薬類の製造、販売、貯蔵、消費、その他の取扱を武器等製造法及び火薬類取締法の基準に適合するよう <u>検査及び指導を行い、法令基準の遵守を徹底することで</u> 、公共の安全を確保する。 （3）埼玉県火薬類保安協会と連携して、火薬類取扱保安責任者講習会等を開催するとともに、公益社団法人全国火薬類保安協会の作成した <u>事故事例を配付し</u> 、火薬類の自主保安体制の確立を図る等の防災上の指導と自主保安意識高揚を目的とした普及啓発を行う。 第3 高圧ガス災害応急対策口【消防署】【施設管理者】 1 活動方針	県計画を踏まえた記述の更新

管理番号	計画の頁	改正前	改正後	修正理由等
594	第4編-354	<p>高圧ガス保安法により規制を受ける高圧ガス関係の事業所に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設管理者は、二次的災害を起こすおそれがあることから作業は必ず中止し、必要に応じガスを安全な場所に移し、又は放出し、市民の安全を確保するため退避させる等の措置を講じるとともに、直ちに消防署又は警察署等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。</p>	<p>高圧ガス保安法により規制を受ける高圧ガス施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、二次的災害を起こすおそれがあることから、<u>施設管理者は、作業を速やかに中止する。あわせて、必要に応じガスを安全な場所に移し、又は放出し、市民の安全を確保するため退避させる等の措置を講じるとともに、直ちに消防署又は警察署等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。</u></p>	<p>県計画を踏まえた記述の更新</p>
595	第4編-354	<p>2 応急措置 (1) 高圧ガス災害については、必要に応じ「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領（平成17年3月17日決裁）」に基づき応急措置を実施する。 (2) 施設管理者は、現場の消防、警察、関係機関との連絡を密にし、次の措置を講じる。</p>	<p>2 応急措置 (1) 高圧ガス災害については、必要に応じ「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領」に基づき、<u>警察、消防、防災事業所その他の関連機関と協力して</u> 応急措置を実施する。 (2) 施設管理者は、現場の消防、警察、関係機関との連絡を密にし、<u>速やかに</u> 次の措置を講じる。</p>	<p>県計画を踏まえた記述の更新</p>
596	第4編-355	<p>第4 火薬類災害応急対策口【消防署】【施設管理者】 1 活動方針 火薬類取締法により、火薬庫が火災、水災等により危険な状態になった場合においては、その後において二次的大災害を起こすおそれがあることから、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、当面の責任者は応急の措置を講じるとともに、すみやかに警察官、消防職員、消防団員等のうち最寄りの者に届け出ることとし、届出を受けた者は直ちに関係機関に通報すると同時に災害防止の緊急措置を講じる。</p>	<p>第4 火薬類災害応急対策口【消防署】【施設管理者】 1 活動方針 火薬類取締法により、<u>規制を受ける火薬類施設に火災が発生し、又は危険な状態になった場合、二次的災害を起こすおそれがあることから、施設管理者は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、応急の措置を講じるとともに、直ちに消防機関又は警察署等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。</u></p>	<p>県計画を踏まえた記述の更新</p>
597	第4編-355	<p>2 応急措置 施設の管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にし、次の措置を講じる。 (1) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、警備員等を配置し、関係者以外の者の出入り、接近等を一切禁止する。</p>	<p>2 応急措置 施設の管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして<u>速やかに</u> 次の措置を講じる。 (1) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕がある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、警備員等を配置し、関係者以外の者が<u>近づくことを禁止する。</u></p>	<p>文章の校閲</p>
598	第4編-355	<p>第5 毒物・劇物災害応急対策口【消防署】【施設管理者】 1 活動方針 なお、特殊な災害に対処するために、必要があると認められる場合には、消防庁長官の指示による緊急消防援助隊の特殊災害部隊（毒劇物対応隊）により、応急措置を講じる。</p>	<p>第5 毒物・劇物災害応急対策口【消防署】【施設管理者】 1 活動方針 なお、特殊な災害に対処するために、必要があると認められる場合には、消防庁長官の要請による緊急消防援助隊の特殊災害中隊（毒劇物等対応小隊）により、応急措置を講じる。</p>	<p>用語の見直し</p>
599	第4編-357	<p>第6 サリン等による人身被害対策口【安心安全班】【消防署】 2 応急措置 (2) 情報収集 その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、「震災対策編第3章第2節災害情報の収集伝達」を準用する。</p>	<p>第6 サリン等による人身被害対策口【安心安全班】【消防署】 2 応急措置 (2) 情報収集 その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、「<u>風水害対策編第3章第5節災害情報の収集伝達</u>」を準用する。</p>	<p>震災対策編と風水害対策編の入れ替えによる必然的な変更</p>
600	第4編-357	<p>(5) 医療救護 市は、市内に人身被害が発生した場合、「震災対策編第3章第9節救急救助・医療救護」を準用して、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう県、医療機関等と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。 (6) 救急搬送 救急搬送については、「震災対策編第3章第9節救急救助・医療救護」を準用する。 (7) 医療機関の確保 医療機関の確保については、「震災対策編第3章第9節救急救助・医療救護」を準用する。</p>	<p>(5) 医療救護 市は、市内に人身被害が発生した場合、「<u>風水害対策編第3章第11節救急救助・医療救護</u>」を準用して、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう県、医療機関等と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。 (6) 救急搬送 救急搬送については、「<u>風水害対策編第3章第11節救急救助・医療救護</u>」を準用する。 (7) 医療機関の確保 医療機関の確保については、「<u>風水害対策編第3章第11節救急救助・医療救護</u>」を準用する。</p>	<p>震災対策編と風水害対策編の入れ替えによる必然的な変更</p>
601	第4編-358	<p>(9) 避難誘導 市長、警察官等は、「震災対策編第3章第11節避難支援」を準用して、被害拡大のおそれがあると認められるときは、必要に応じて被害現場周辺の市民に対して避難勧告又は避難指示を行う。 (10) 応援要請 県は、毒性ガス発生事件と推測される場合に、市長と緊密な連絡を図りながら、情報収集等を含む、より迅速な派遣要請がなされるように対処する。自衛隊への応援要請は「震災対策編第3章第4節自衛隊災害派遣要請」を準用する。</p>	<p>(9) 避難誘導 市長、警察官等は、「<u>風水害対策編第3章第12節避難支援</u>」を準用して、被害拡大のおそれがあると認められるときは、必要に応じて被害現場周辺の市民に対して避難指示を行う。 (10) 応援要請 県は、毒性ガス発生事件と推測される場合に、市長と緊密な連絡を図りながら、情報収集等を含む、より迅速な派遣要請がなされるように対処する。自衛隊への応援要請は「<u>風水害対策編第3章第7節自衛隊災害派遣要請</u>」を準用する。</p>	<p>震災対策編と風水害対策編の入れ替えによる必然的な変更</p>

管理番号	計画の頁	改正前	改正後	修正理由等
602	第4編-359	<p>第3節 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画</p> <p>第1 放射性物質及び原子力発電所事故対策の基本的な考え方 【安心安全課】【環境課】【消防署】【事業所】</p> <p>2 現況</p> <p>一方、県内には原子力施設（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第6条の2第1項に基づき原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」の対象となる施設をいう。以下同じ。）は立地していない。また、本市は、近隣県にある原子力施設の原子力災害対策重点区域（原子力災害対策指針において、原子力施設の特長等を踏まえ、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じる区域である「予防的防護措置を準備する区域」（PAZ：Precautionary Action Zone・実用発電用原子炉の場合は施設から概ね半径5km）及び「緊急時防護措置を準備する区域」（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone・施設から概ね半径30km））に含まれていない。</p>	<p>第3節 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画</p> <p>第1 放射性物質及び原子力発電所事故対策の基本的な考え方 【安心安全課】【環境課】【消防署】【事業所】</p> <p>2 現況</p> <p>一方、県内には原子力施設（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第6条の2第1項に基づき原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」の対象となる施設をいう。以下同じ。）は立地していない。また、本市は、近隣県にある原子力施設の原子力災害対策重点区域（原子力災害対策指針において、原子力施設の特長等を踏まえ、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じる区域である「予防的防護措置を準備する区域」（PAZ：Precautionary Action Zone・実用発電用原子炉の場合は施設から概ね半径5km）及び「緊急時防護措置を準備する区域」（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone・施設から概ね半径30km））に含まれていない。</p>	用語の見直し
603	第4編-360	<p>第2 放射線関係事故予防（計画）【安心安全課】【環境課】【消防署】【事業者】</p> <p>2 迅速かつ円滑な災害対策への備え</p> <p>（1）情報の収集・連絡関係</p> <p>ウ 通信手段の確保</p> <p>なお、整備する情報連絡システムについては、「震災対策編第2章第8節第3情報通信設備の整備」を準用する。</p>	<p>第2 放射線関係事故予防（計画）【安心安全課】【環境課】【消防署】【事業者】</p> <p>2 迅速かつ円滑な災害対策への備え</p> <p>（1）情報の収集・連絡関係</p> <p>ウ 通信手段の確保</p> <p>なお、整備する情報連絡システムについては、「風水害対策編第2章第4節第3情報通信設備の整備」を準用する。</p>	震災対策編と風水害対策編の入れ替えによる必然的な変更
604	第4編-361	<p>（6）避難所の指定及び避難収容活動への備え</p> <p>ア 大規模な避難者の受入</p> <p>放射線関係事故に伴う大規模な避難者の受入については「震災対策編第2章第8節第7避難」を準用する。</p> <p>（7）飲料水の供給体制の整備</p> <p>市及び県は、放射線関係事故により、飲料水が汚染された場合を想定し、県水の放射性物質の測定結果などにより安全性が確認された上で「震災対策編第3章第14節第1飲料水の供給」を準用して飲料水を供給する。特に、乳児に優先的な飲料水の供給を実施する場合は、国等と協働して実施する。</p>	<p>（6）避難所の指定及び避難収容活動への備え</p> <p>ア 大規模な避難者の受入</p> <p>放射線関係事故に伴う大規模な避難者の受入については「風水害対策編第2章第4節第8避難」を準用する。</p> <p>（7）飲料水の供給体制の整備</p> <p>市及び県は、放射線関係事故により、飲料水が汚染された場合を想定し、県水の放射性物質の測定結果などにより安全性が確認された上で「風水害対策編第3章第16節第1飲料水の供給」を準用して飲料水を供給する。特に、乳児に優先的な飲料水の供給を実施する場合は、国等と協働して実施する。</p>	震災対策編と風水害対策編の入れ替えによる必然的な変更
605	第4編-364	<p>第3 応急・復旧対策【安心安全班】【財政班】【消防署】</p> <p>2 核燃料物質等輸送事故災害に係る応急・復旧対策</p> <p>（2）活動体制の確立</p> <p>エ 自衛隊の災害派遣要請</p> <p>なお、自衛隊の災害派遣要請については、「震災対策編第3章第4節自衛隊災害派遣要請」を準用する。</p>	<p>第3 応急・復旧対策【安心安全班】【財政班】【消防署】</p> <p>2 核燃料物質等輸送事故災害に係る応急・復旧対策</p> <p>（2）活動体制の確立</p> <p>エ 自衛隊の災害派遣要請</p> <p>なお、自衛隊の災害派遣要請については、「風水害対策編第3章第7節自衛隊災害派遣要請」を準用する。</p>	震災対策編と風水害対策編の入れ替えによる必然的な変更
606	第4編-370	<p>第4節 農業災害対策計画</p> <p>第1 農業災害対策【農政課】</p> <p>1 実施計画</p> <p>（1）注意報及び警報の伝達 【伝達する注意報の種類】</p> <p>（2）措置</p> <p>春日部農林振興センターは、県の農業支援課からの伝達に基づき、関係機関へ伝達するとともに市へ必要な指導を行う。</p>	<p>第4節 農業災害対策計画</p> <p>第1 農業災害対策【農政課】</p> <p>1 実施計画</p> <p>（1）注意報及び警報等の伝達 【伝達する注意報及び警報等の種類】</p> <p>（2）措置</p> <p>春日部農林振興センターは、県の農業支援課からの伝達に基づき、関係機関へ伝達するとともに市へ必要な支援を行う。</p>	用語の見直し
607	第4編-372	<p>第5節 道路災害対策計画</p> <p>第1 道路災害予防【道路課】</p> <p>2 情報の収集・連絡</p> <p>（2）通信手段の確保</p> <p>なお、市の整備する情報連絡システムについては、「震災対策編第2章第8節第3情報通信設備の整備」を準用する。</p>	<p>第5節 道路災害対策計画</p> <p>第1 道路災害予防【道路課】</p> <p>2 情報の収集・連絡</p> <p>（2）通信手段の確保</p> <p>なお、市の整備する情報連絡システムについては、「風水害対策編第2章第4節第3情報通信設備の整備」を準用する。</p>	文章の校閲
608	第4編-372	<p>4 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>（1）市、道路管理者</p> <p>道路災害発生時の緊急輸送活動を効果的に実施するために、市は、「震災対策編第2章第8節第2 防災拠点の整備」に定める緊急輸送ネットワークの整備に努める。</p>	<p>4 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>（1）市、道路管理者</p> <p>道路災害発生時の緊急輸送活動を効果的に実施するために、市は、「風水害対策編第2章第4節第2 防災拠点の整備」に定める緊急輸送ネットワークの整備に努める。</p>	震災対策編と風水害対策編の入れ替えによる必然的な変更
		<p>第2 道路災害応急対策【安心安全班】【土木班】【消防署】</p> <p>2 活動体制の確立</p>	<p>第2 道路災害応急対策【安心安全班】【土木班】【消防署】</p> <p>2 活動体制の確立</p>	

管理番号	計画の頁	改正前	改正後	修正理由等
609	第4編-374	<p>(2) 自衛隊の災害派遣要請 なお、自衛隊の災害派遣要請については「震災対策編第3章第4節自衛隊災害派遣要請」を準用する。</p> <p>第6節 鉄道事故対策計画 第2 活動体制 【安心安全班】【保健衛生班】【消防署】【東日本旅客鉄道(株)】 4 連絡通報体制 鉄道事故発生時の通信連絡手段は、「震災対策編第3章第2節災害情報の収集伝達」に準ずる。</p> <p>第3 応急措置 【安心安全班】【保健衛生班】【消防署】【東日本旅客鉄道(株)】 鉄道事故発生時の応急措置は、「震災対策編第3章の各節」に定める応急対策計画に準ずるものとするが、市内の東北新幹線区間内で脱線事故や緊急停止などが発生した場合には、次に掲げる項目についても万全を期する。</p>	<p>(2) 自衛隊の災害派遣要請 なお、自衛隊の災害派遣要請については「風水害対策編第3章第7節自衛隊災害派遣要請」を準用する。</p> <p>第6節 鉄道事故対策計画 第2 活動体制 【安心安全班】【子育て支援班】【保健衛生班】【消防署】【東日本旅客鉄道(株)】 4 連絡通報体制 鉄道事故発生時の通信連絡手段は、「風水害対策編第3章第5節災害情報の収集伝達」に準ずる。</p> <p>第3 応急措置 【安心安全班】【子育て支援班】【保健衛生班】【消防署】【東日本旅客鉄道(株)】 鉄道事故発生時の応急措置は、「風水害対策編第3章の各節」に定める応急対策計画に準ずるものとするが、市内の東北新幹線区間内で脱線事故や緊急停止などが発生した場合には、次に掲げる項目についても万全を期する。</p>	<p>震災対策編と風水害対策編の入れ替えによる必然的な変更</p> <p>組織名称等の時点的な更新</p>
610	第4編-377	<p>第3 応急措置 【安心安全班】【保健衛生班】【消防署】【東日本旅客鉄道(株)】 鉄道事故発生時の応急措置は、「震災対策編第3章の各節」に定める応急対策計画に準ずるものとするが、市内の東北新幹線区間内で脱線事故や緊急停止などが発生した場合には、次に掲げる項目についても万全を期する。</p>	<p>第3 応急措置 【安心安全班】【子育て支援班】【保健衛生班】【消防署】【東日本旅客鉄道(株)】 鉄道事故発生時の応急措置は、「風水害対策編第3章の各節」に定める応急対策計画に準ずるものとするが、市内の東北新幹線区間内で脱線事故や緊急停止などが発生した場合には、次に掲げる項目についても万全を期する。</p>	<p>震災対策編と風水害対策編の入れ替えによる必然的な変更</p> <p>組織名称等の時点的な更新</p>
611	第4編-378	<p>第3 応急措置 【安心安全班】【保健衛生班】【消防署】【東日本旅客鉄道(株)】 鉄道事故発生時の応急措置は、「震災対策編第3章の各節」に定める応急対策計画に準ずるものとするが、市内の東北新幹線区間内で脱線事故や緊急停止などが発生した場合には、次に掲げる項目についても万全を期する。</p>	<p>第3 応急措置 【安心安全班】【子育て支援班】【保健衛生班】【消防署】【東日本旅客鉄道(株)】 鉄道事故発生時の応急措置は、「風水害対策編第3章の各節」に定める応急対策計画に準ずるものとするが、市内の東北新幹線区間内で脱線事故や緊急停止などが発生した場合には、次に掲げる項目についても万全を期する。</p>	<p>震災対策編と風水害対策編の入れ替えによる必然的な変更</p>
612	第4編-378	<p>(1) 情報収集 その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、「震災対策編第3章第2節災害情報の収集伝達」に準ずる。</p>	<p>(1) 情報収集 その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、「風水害対策編第3章第5節災害情報の収集伝達」に準ずる。</p>	<p>震災対策編と風水害対策編の入れ替えによる必然的な変更</p>
613	第4編-378	<p>(3) 災害現場周辺の市民の避難 鉄道事故が発生し、災害現場周辺の市民の生命、身体及び財産に危害が及ぶおそれがある場合には、市長は、「震災対策編第3章第11節避難支援」に準じ、避難勧告又は避難指示を行う。</p>	<p>(3) 災害現場周辺の市民の避難 鉄道事故が発生し、災害現場周辺の市民の生命、身体及び財産に危害が及ぶおそれがある場合には、市長は、「風水害対策編第3章第12節避難支援」に準じ、避難指示を行う。</p>	<p>震災対策編と風水害対策編の入れ替えによる必然的な変更</p>
614	第4編-378	<p>(6) 応援要請 自衛隊への応援要請は「震災対策編第3章第4節自衛隊災害派遣要請」に、又他機関への応援要請は「震災対策編第3章第5節応援要請・要員確保」に準ずる。</p>	<p>(6) 応援要請 自衛隊への応援要請は「風水害対策編第3章第7節自衛隊災害派遣要請」に、又他機関への応援要請は「風水害対策編第3章第8節応援要請・要員確保」に準ずる。</p>	<p>震災対策編と風水害対策編の入れ替えによる必然的な変更</p>
615	第4編-379	<p>(7) 医療救護 市は、市内に鉄道事故が発生した場合には、「震災対策編第3章第9節救急救助・医療救護」に準じて、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう県、医療機関等と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。</p>	<p>(7) 医療救護 市は、市内に鉄道事故が発生した場合には、「風水害対策編第3章第11節救急救助・医療救護」に準じて、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう県、医療機関等と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。</p>	<p>震災対策編と風水害対策編の入れ替えによる必然的な変更</p>
		<p>第7節 航空機事故対策計画 第3 応急措置口 【安心安全班】【保健衛生班】【消防署】 1 情報収集 その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、「震災対策編第3章第2節災害情報の収集伝達」を準用する。 2 避難誘導 (2) 災害現場周辺の市民の避難 航空機事故が発生し、災害現場周辺の市民の生命、身体及び財産に危害が及ぶ場合、市長は、「震災対策編第3章第11節避難支援」に準じ、避難勧告又は避難指示を行う。 5 応援要請 自衛隊への応援要請は、「震災対策編第3章第4節自衛隊災害派遣要請」に、また、他機関への応援要請は、「震災対策編第3章第5節応援要請・要員確保」に準ずる。 6 医療救護 市は、市内に航空機事故が発生した場合には、「震災対策編第3章第9節救急救助・医療救護」に準じて、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう県、医療機関等と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。</p>	<p>第7節 航空機事故対策計画 第3 応急措置口【安心安全班】【子育て支援班】【保健衛生班】【消防署】 1 情報収集 その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、「風水害対策編第3章第5節災害情報の収集伝達」を準用する。 2 避難誘導 (2) 災害現場周辺の市民の避難 航空機事故が発生し、災害現場周辺の市民の生命、身体及び財産に危害が及ぶ場合、市長は、「風水害対策編第3章第12節避難支援」に準じ、避難指示を行う。 5 応援要請 自衛隊への応援要請は、「風水害対策編第3章第7節自衛隊災害派遣要請」に、また、他機関への応援要請は、「風水害対策編第3章第8節応援要請・要員確保」に準ずる。 6 医療救護 市は、市内に航空機事故が発生した場合には、「風水害対策編第3章第11節救急救助・医療救護」に準じて、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう県、医療機関等と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。</p>	<p>組織名称等の時点的な更新</p>
616	第4編-380	<p>1 情報収集 その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、「震災対策編第3章第2節災害情報の収集伝達」を準用する。</p>	<p>1 情報収集 その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、「風水害対策編第3章第5節災害情報の収集伝達」を準用する。</p>	<p>震災対策編と風水害対策編の入れ替えによる必然的な変更</p>
617	第4編-381	<p>2 避難誘導 (2) 災害現場周辺の市民の避難 航空機事故が発生し、災害現場周辺の市民の生命、身体及び財産に危害が及ぶ場合、市長は、「震災対策編第3章第11節避難支援」に準じ、避難勧告又は避難指示を行う。</p>	<p>2 避難誘導 (2) 災害現場周辺の市民の避難 航空機事故が発生し、災害現場周辺の市民の生命、身体及び財産に危害が及ぶ場合、市長は、「風水害対策編第3章第12節避難支援」に準じ、避難指示を行う。</p>	<p>震災対策編と風水害対策編の入れ替えによる必然的な変更</p>
618	第4編-381	<p>5 応援要請 自衛隊への応援要請は、「震災対策編第3章第4節自衛隊災害派遣要請」に、また、他機関への応援要請は、「震災対策編第3章第5節応援要請・要員確保」に準ずる。</p>	<p>5 応援要請 自衛隊への応援要請は、「風水害対策編第3章第7節自衛隊災害派遣要請」に、また、他機関への応援要請は、「風水害対策編第3章第8節応援要請・要員確保」に準ずる。</p>	<p>震災対策編と風水害対策編の入れ替えによる必然的な変更</p>
619	第4編-381	<p>6 医療救護 市は、市内に航空機事故が発生した場合には、「震災対策編第3章第9節救急救助・医療救護」に準じて、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう県、医療機関等と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。</p>	<p>6 医療救護 市は、市内に航空機事故が発生した場合には、「風水害対策編第3章第11節救急救助・医療救護」に準じて、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう県、医療機関等と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。</p>	<p>震災対策編と風水害対策編の入れ替えによる必然的な変更</p>
		<p>第8節 文化財災害対策計画 第1 基本方針口 【学び支援課】 第2 実施計画口 【学び支援課】</p>	<p>第8節 文化財災害対策計画 第1 基本方針口 【生涯学習課】 第2 実施計画口 【生涯学習課】</p>	<p>組織名称等の時点的な更新</p> <p>組織名称等の時点的な更新</p>
		<p>第5編 複合災害対策編</p>	<p>第5編 複合災害対策編</p>	

管理番号	計画の頁	改正前	改正後	修正理由等
620	第5編-384	第2節 予防・事前対策 第5 避難対策口【安心安全課】【各施設の所管課】 「震災対策編第2章第8節第7避難」を準用する。	第2節 予防・事前対策 第5 避難対策口【安心安全課】【各施設の所管課】 「風水害対策編第2章第4節第8避難」を準用する。	震災対策編と風水害対策編の入れ替えによる必然的な変更
621	第5編-385	第6 災害医療体制の整備 【保険年金課】【健康増進課】【消防署】【各医療機関】 「震災対策編第2章第8節第6医療救護」を準用する。	第6 災害医療体制の整備 【保険年金課】【子育て支援課】【健康増進課】【消防署】【各医療機関】 「風水害対策編第2章第4節第7医療救護」を準用する。	組織名称等の時点的な更新 震災対策編と風水害対策編の入れ替えによる必然的な変更
622	第5編-385	第7 災害時の要配慮者対策【安心安全課】【地域振興課】【福祉課】【高齢介護課】 「震災対策編第2章第8節第16要配慮者の安全対策」を準用する。	第7 災害時の要配慮者対策【安心安全課】【地域振興課】【福祉課】【高齢介護課】 「風水害対策編第2章第4節第17要配慮者の安全対策」を準用する。	震災対策編と風水害対策編の入れ替えによる必然的な変更
623	第5編-385	第8 緊急輸送体制の整備口 【安心安全課】【道路課】【下水道課】【経営課】	第8 緊急輸送体制の整備口【安心安全課】【道路課】【上下水道課】【経営課】	組織名称等の時点的な更新
624	第5編-385	「震災対策編第2章第8節第2防災拠点の整備」を準用する。	「風水害対策編第2章第4節第2防災拠点の整備」を準用する。	震災対策編と風水害対策編の入れ替えによる必然的な変更
625	第5編-386	第3節 応急対策 第1 情報の収集・伝達口 【秘書広報班】【防災関係機関】	第3節 応急対策 第1 情報の収集・伝達口 【企画政策班】【防災関係機関】	
626	第5編-386	「震災対策編第3章第2節災害情報の収集伝達」を準用する。	「風水害対策編第3章第5節災害情報の収集伝達」を準用する。	震災対策編と風水害対策編の入れ替えによる必然的な変更
627	第6編-387	第6編 広域応援編 第1節 事前対策 第3 職種混成の広域応援要員チームの編成口【埼玉県】	第6編 広域応援編 第1節 事前対策 第3 <u>広域応援要員派遣体制の整備口【埼玉県】</u> 【安心安全課】	組織名称等の時点的な更新
628	第6編-387		1 <u>応援職員派遣体制の整備</u>	県計画を踏まえた記述の追加
629	第6編-387	県は、市町村とともに、多岐にわたる被災地のニーズに対応するため、職種混成の応援要員によるチームを編成し、広域応援の発生の際に迅速に派遣する体制を整える。 応援要員は、総合調整を行う埼玉県危機管理防災部職員のほか、保健、土木等の専門分野の職員や市の業務を熟知する職員により編成されるため、市も応援要請に協力するよう努める。	県は、 <u>相互応援協定に基づく応援職員の派遣を迅速に行えるよう体制を整備する。</u> 応援要員はとして、総合調整を行う埼玉県危機管理防災部職員のほか、保健、土木等の専門分野の職員等を検討する。	県計画を踏まえた記述の更新
630	第6編-387	(記述なし)	2 <u>応急対策職員派遣制度に基づく応援職員派遣に係る体制整備</u>	県計画を踏まえた記述の追加
631	第6編-387	(記述なし)	<u>県は、応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣を迅速に行えるよう体制を整備する。</u> <u>さいたま市を除く市町村は、県と一体となって応援を行うことから、市は、県の体制整備への協力を努めるものとする。</u>	県計画を踏まえた記述の追加
632	第6編-388		3 <u>国等が関与して全国的に行われる応援要員の派遣の仕組みに係る体制整備</u>	県計画を踏まえた記述の追加
633	第6編-388		<u>市は県に協力し、上記2以外の国等が関与して行われる応援要員の派遣の仕組みに基づき応援要員の派遣を迅速に行えるよう体制を整備する。</u>	県計画を踏まえた記述の追加
634	第6編-388	第4 広域避難受入体制の整備口 【安心安全課】 大規模災害発生時には、多くの人々が他都県から本市に避難場所を求めることが想定される。こうした事態に備え、事前に広域一時滞在のために必要な体制を整備するよう努める。	第4 広域避難受入体制の整備口 【安心安全課】 <u>首都圏広域災害発生時には、多くの人々が他都県から県内に避難場所を求めることが想定される。こうした事態に備え、事前に広域一時滞在のために必要な体制を整備する。</u> <u>また、避難の長期化に備え、応急仮設住宅を提供できる体制を整備する。</u>	市の防災体制の見直しによる
635	第6編-388	(記述なし)	1 <u>避難所の選定、確保</u>	市の防災体制の見直しによる
636	第6編-388	(記述なし)	<u>市は、広域一時滞在の要請があった場合に備え、他の都道府県からの避難者を受入れる施設の事前確保に努める。</u>	市の防災体制の見直しによる

管理番号	計画の頁	改正前	改正後	修正理由等
637	第6編-388	(記述なし)	<u>2 応急仮設住宅適地調査の実施</u>	市の防災体制の見直しによる
638	第6編-388	(記述なし)	<u>市及び県は、避難の長期化に備え、建設型仮設住宅の適地調査や公営住宅等の空き室状況の把握を行う。</u>	市の防災体制の見直しによる
639	第6編-388	第5 市内被害の極小化による活動余力づくり 【安心安全課】 【街づくり課】 【道路課】 【建築課】 2 自主防災組織の育成 (記述なし)	第5 市内被害の極小化による活動余力づくり 【安心安全課】 【街づくり課】 【道路課】 【建築課】 2 自主防災組織の育成 <u>また、女性の責任者又は副責任者を置くことなど、女性の参画の促進に努める。</u>	市の防災体制の見直しによる
640	第6編-389	第2節 応急対策 第2 広域応援要員の派遣口【安心安全班】 【総務班】 市は、県を通じた応援要員の派遣要請に基づき、県等とともに編成した職種混成の応援要員のチームを被災地に派遣し、情報収集や応急対策に協力するよう努める。	第2節 応急対策 第2 広域応援要員の派遣口【安心安全班】 【総務班】 市は、 <u>応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣に当たっては、さいたま市を除く市町村と一体となって行う。被災市町村に派遣された職員は、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握して、県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努める。</u>	市の防災体制の見直しによる
641	第6編-389	第3 広域避難の支援口【埼玉県】 【安心安全班】 県は、大規模災害発生時に、県内の避難者発生状況を踏まえつつ、他都県からの避難者を受入れる。その際、市は県に協力するとともに、広域一時滞在のための避難所を提供する。	第3 広域避難の支援口【埼玉県】 【安心安全班】 県は、 <u>首都圏広域災害発生時に、県内の避難者発生状況を踏まえつつ、他都県からの避難者を受入れる。その際、市は県に協力するとともに、広域一時滞在のための避難所を提供する。</u>	用語の見直し
642	第6編-389	2 被災都県からの応援要請及び県内市町村との受入協議 県は、大規模災害の発生に伴い、他の都県知事から避難者受入の要請があった場合、県に避難してきた者を一次的に収容し保護するため、県内各市町村長に対して各市町村が設置する避難所での避難者の受入を要請する。市は、要請のあった場合、避難所の管理者と協議のうえ、直ちに避難所を提供するものとする。 なお、他都県から避難してくる者の地域コミュニティを維持できるよう多数を収容できる施設を優先して選定する。	2 被災都県からの応援要請及び県内市町村との受入協議 県は、 <u>被災都県知事から避難者受入の要請があった場合、県に避難してきた者を一次的に収容し保護するため、県内各市町村長に対して各市町村が設置する避難所での避難者の受入を要請する。市は、要請のあった場合、避難所の管理者と協議のうえ、直ちに避難所を提供するものとする。</u> なお、 <u>被災都県から避難してくる者の地域コミュニティを維持できるよう多数を収容できる施設を優先して選定する。</u>	文章の校閲
643	第6編-390	4 避難所開設の公示及び避難者の収容 なお、避難所の管理運営については、「震災対策編第3章第11節第5避難所の運営」を準用する。	4 避難所開設の公示及び避難者の収容 なお、避難所の管理運営については、「 <u>風水害対策編第3章第12節第6避難所の運営</u> 」を準用する。	震災対策編と風水害対策編の入れ替えによる必然的な変更
644	第6編-391	第3節 復旧・復興対策 第2 遺体の埋葬・火葬支援口【埼玉県】 県は、大規模災害発生時に、県内の遺体の発生状況を踏まえ、対応余力があると見込まれる場合は、他都県の埋葬・火葬の調整及びあっせんを行う。	第3節 復旧・復興対策 第2 遺体の埋葬・火葬支援口【埼玉県】 県は、 <u>首都圏広域災害発生時に、県内の遺体の発生状況を踏まえ、対応余力があると見込まれる場合は、他都県の埋葬・火葬の調整及びあっせんを行う。</u>	文章の校閲
645	資料編-3	資料編 資料-1 白岡市防災会議条例 【白岡市防災会議委員名簿】 (表省略) 令和2年10月1日現在	資料編 資料-1 白岡市防災会議条例 【白岡市防災会議委員名簿】 (表省略) : 表更新 令和5年10月1日現在	数値等の時点的な更新
646	資料編-7	資料-4 白岡市自主防災組織一覧表 令和2年4月1日現在	資料-4 白岡市自主防災組織一覧表 令和5年1月31日現在	数値等の時点的な更新
647	資料編-8	資料-17 白岡市自主防災組織補助金交付要綱	資料-5 白岡市自主防災組織補助金交付要綱	数値等の時点的な更新
648	資料編-12	資料-18 白岡市自主防災組織連絡協議会補助金交付要綱	資料-6 白岡市自主防災組織連絡協議会補助金交付要綱	数値等の時点的な更新
649	資料編-14	資料-103 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設	資料-7 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設	数値等の時点的な更新
650	資料編-15	【浸水想定区域内にある要配慮者利用施設】 (表省略)	【浸水想定区域内にある要配慮者利用施設】 (表省略) : 表更新	数値等の時点的な更新
651	資料編-16	資料-12 消防機械一覧表	資料-8 消防機械一覧表	数値等の時点的な更新
652	資料編-16	【消防機械一覧表】 (表省略)	【消防機械一覧表】 (表省略) : 表更新	数値等の時点的な更新

白岡市地域防災計画 新旧対照表

管理番号	計画の頁	改正前	改正後	修正理由等
653	資料編-17	資料-13 消防団消防車両一覧表	資料-9 消防団消防車両一覧表	数値等の時点的な更新
654	資料編-18	資料-14 白岡市消防団一覧	資料-10 白岡市消防団一覧	数値等の時点的な更新
655	資料編-18	【白岡市消防団一覧】 (表省略) 令和3年2月1日現在	【白岡市消防団一覧】 (表省略) : 表更新 令和5年4月1日現在	数値等の時点的な更新
656	資料編-19	資料-19 災害拠点病院一覧表	資料-11 災害拠点病院一覧表	数値等の時点的な更新
657	資料編-19	【災害拠点病院一覧表】 (表省略) 令和2年9月現在	【災害拠点病院一覧表】 (表省略) : 表更新 令和5年6月現在	数値等の時点的な更新
		資料-20 救命救急センター一覧表	資料-12 救命救急センター一覧表	数値等の時点的な更新
658	資料編-20	【救命救急センター一覧表】 (表省略) 令和2年12月1日現在	【救命救急センター一覧表】 (表省略) : 表更新 令和5年9月1日現在	数値等の時点的な更新
659	資料編-21	資料-23 応急仮設住宅の設置候補場所	資料-13 応急仮設住宅の設置候補場所	数値等の時点的な更新
660	資料編-21	【応急仮設住宅の設置候補地】 (表省略)	【応急仮設住宅の設置候補地】 (表省略) : 表更新	数値等の時点的な更新
661	資料編-22	資料-24 災害に係る受付及び指令表	資料-14 災害に係る受付及び指令表	数値等の時点的な更新
662	資料編-23	資料-25 警戒体制非常体制配備計画書	資料-15 警戒体制非常体制配備計画書	数値等の時点的な更新
663	資料編-24	資料-26 白岡市災害対策本部条例	資料-16 白岡市災害対策本部条例	数値等の時点的な更新
664	資料編-25	資料-27 白岡市職員緊急時連絡系統図	資料-17 白岡市職員緊急時連絡系統図	数値等の時点的な更新
665	資料編-26	資料-104 避難所運営職員等一覧表	資料-18 避難所運営職員等一覧表	数値等の時点的な更新
666	資料編-27	資料-28 防災行政無線各課配置一覧表	資料-19 防災行政無線各課配置一覧表	数値等の時点的な更新
667	資料編-30	資料-30 災害時における白岡町防災行政無線の放送に関する協定書	資料-20 災害時における白岡町防災行政無線の放送に関する協定書	数値等の時点的な更新
668	資料編-31	資料-31 白岡市災害優先電話 登録回線電話番号一覧	資料-21 白岡市災害優先電話 登録回線電話番号一覧	数値等の時点的な更新
669	資料編-31	【白岡市災害優先電話 登録回線電話番号一覧】 (表省略)	【白岡市災害優先電話 登録回線電話番号一覧】 (表省略) : 表更新	数値等の時点的な更新
670	資料編-32	資料-35 非常時の広報例文	資料-22 非常時の広報例文	数値等の時点的な更新
671	資料編-34	【避難の指示誘導】 ●こちらは防災しらおかです。 警戒レベル5。災害発生。命を守る最善の行動をとってください。	【避難の指示誘導】 ●こちらは防災しらおかです。 警戒レベル5。緊急安全確保を発令します。命を守る最善の行動をとってください。	数値等の時点的な更新
672	資料編-36	資料-36 災害時における放送等に関する協定	資料-23 災害時における放送等に関する協定	数値等の時点的な更新
673	資料編-39	資料-37 災害に係る情報発信等に関する協定書	資料-24 災害に係る情報発信等に関する協定書	数値等の時点的な更新
674	資料編-41	資料-38 自衛隊災害派遣要請書	資料-25 自衛隊災害派遣要請書	数値等の時点的な更新
675	資料編-42	資料-39 自衛隊災害派遣撤収要請書	資料-26 自衛隊災害派遣撤収要請書	数値等の時点的な更新
676	資料編-43	資料-40 災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	資料-27 災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	数値等の時点的な更新
677	資料編-45	資料-41 災害時における相互応援及び避難場所の相互利用に関する協定書	資料-28 災害時における相互応援及び避難場所の相互利用に関する協定書	数値等の時点的な更新
678	資料編-48	資料-42 災害時における相互応援に関する協定書	資料-29 災害時における相互応援に関する協定書	数値等の時点的な更新

管理番号	計画の頁	改正前	改正後	修正理由等
679	資料編-52	資料-43 災害時相互応援協定書（白岡市・君津市）	資料-30 災害時相互応援協定書（白岡市・君津市）	数値等の時点的な更新
680	資料編-55	資料-44 災害時の情報交換に関する協定書	資料-31 災害時の情報交換に関する協定書	数値等の時点的な更新
681	資料編-56	資料-45 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	資料-32 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	数値等の時点的な更新
682	資料編-56	【災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準】 （表省略） 令和元年10月1日現在	【災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準】 （表省略）：表更新 令和5年6月現在	数値等の時点的な更新
		資料-46 救助の特例等申請様式	資料-33 救助の特例等申請様式	数値等の時点的な更新
683	資料編-59	救助の特例等申請様式 （4）前項の特例は、厚生労働大臣の承認を得て通知するものであるから真にやむを得ない場合にのみ申請すること。	救助の特例等申請様式 （4）前項の特例は、 <u>内閣総理大臣</u> の承認を得て通知するものであるから真にやむを得ない場合にのみ申請すること。	数値等の時点的な更新
684	資料編-73	資料-47 市内の病院・診療所	資料-34 市内の病院・診療所	数値等の時点的な更新
685	資料編-73	【市内の病院・診療所】 （表省略）	【市内の病院・診療所】 （表省略）：表更新	数値等の時点的な更新
686	資料編-74	資料-48 市内の歯科診療所	資料-35 市内の歯科診療所	数値等の時点的な更新
687	資料編-74	【市内の歯科診療所】 （表省略）	【市内の歯科診療所】 （表省略）：表更新	数値等の時点的な更新
688	資料編-75	資料-49 災害時の医療救護に関する協定書（白岡市医師会）	資料-36 災害時の医療救護に関する協定書（白岡市医師会）	数値等の時点的な更新
689	資料編-77	資料-50 災害時の歯科医療救護に関する協定書（白岡市歯科医師会）	資料-37 災害時の歯科医療救護に関する協定書（白岡市歯科医師会）	数値等の時点的な更新
690	資料編-79	資料-51 災害時の医療救護に関する協定書（白岡市薬剤師会）	資料-38 災害時の医療救護に関する協定書（白岡市薬剤師会）	数値等の時点的な更新
691	資料編-81	資料-52 避難所開設状況報告書	資料-39 避難所開設状況報告書	数値等の時点的な更新
692	資料編-82	資料-53 避難所運営記録簿	資料-40 避難所運営記録簿	数値等の時点的な更新
693	資料編-83	資料-54 避難状況一覧	資料-41 避難状況一覧	数値等の時点的な更新
694	資料編-84	資料-55 白岡市避難所等位置図	資料-42 白岡市避難所等位置図	数値等の時点的な更新
695	資料編-84	【白岡市避難所等位置図】 （図省略）	【白岡市避難所等位置図】 （図省略）：図更新	数値等の時点的な更新
696	資料編-85	資料-56 指定緊急避難場所・指定避難所避難可能人員一覧表	資料-43 指定緊急避難場所・指定避難所避難可能人員一覧表	数値等の時点的な更新
697	資料編-85	【指定緊急避難場所・指定避難所避難可能人員一覧表】 （表省略）	【指定緊急避難場所・指定避難所避難可能人員一覧表】 （表省略）：表更新	数値等の時点的な更新
698	資料編-86	資料-57 白岡市緊急輸送道路一覧表	資料-44 白岡市緊急輸送道路一覧表	数値等の時点的な更新
699	資料編-87	資料-58 白岡市緊急輸送道路位置図	資料-45 白岡市緊急輸送道路位置図	数値等の時点的な更新
700	資料編-88	資料-59 災害時における応急対策活動に関する協定書	資料-46 災害時における応急対策活動に関する協定書	数値等の時点的な更新
701	資料編-90	（記述なし）	資料-47 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	数値等の時点的な更新
702	資料編-90	（記述なし）	<u>白岡市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、災害時におけるレンタル機材の供給に関し、次の通り協定を締結する。</u> （以下略）	数値等の時点的な更新
703	資料編-94	資料-60 白岡市公用車一覧表	資料-48 白岡市公用車一覧表	数値等の時点的な更新
704	資料編-94	【白岡市公用車一覧表】 （表省略） 令和3年3月31日現在	【白岡市公用車一覧表】 （表省略）：表更新 令和6年1月1日現在	数値等の時点的な更新

管理番号	計画の頁	改正前	改正後	修正理由等
705	資料編-97	資料-61 災害時における被災者及び救援物資の輸送業務の提供に関する協定書	資料-49 災害時における被災者及び救援物資の輸送業務の提供に関する協定書	数値等の時点的な更新
706	資料編-99	資料-62 災害時等におけるバス利用に関する協定書	資料-50 災害時等におけるバス利用に関する協定書	数値等の時点的な更新
707	資料編-101	(記述なし)	資料-51 災害時における電動車両等の支援に関する協定書	数値等の時点的な更新
708	資料編-102	(以下略)	<u>白岡市(以下「甲」という。)、久喜道節自動車販売株式会社(以下「乙」という。)</u> 及び三菱自動車工業株式会社(以下「丙」という。)は、 <u>災害時における電動車両等の支援に関し次の条項により協定を締結する。</u> (以下略)	数値等の時点的な更新
709	資料編-104	資料-64 災害時における燃料等の優先供給に関する協定書	資料-52 災害時における燃料等の優先供給に関する協定書	数値等の時点的な更新
710	資料編-108	資料-65 災害時における水道施設の応急活動の応援に関する協定書	資料-53 災害時における水道施設の応急活動の応援に関する協定書	数値等の時点的な更新
711	資料編-114	資料-66 日本水道協会埼玉県支部東部地区災害相互援助に関する覚書	資料-54 日本水道協会埼玉県支部東部地区災害相互援助に関する覚書	数値等の時点的な更新
712	資料編-116	資料-67 日本水道協会埼玉県支部災害時相互応援要綱	資料-55 日本水道協会埼玉県支部災害時相互応援要綱	数値等の時点的な更新
713	資料編-118	資料-68 日本水道協会埼玉県支部災害時相互応援要綱実施要領	資料-56 日本水道協会埼玉県支部災害時相互応援要綱実施要領	数値等の時点的な更新
714	資料編-122	資料-69 公益社団法人日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定	資料-57 公益社団法人日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定	数値等の時点的な更新
715	資料編-125	資料-70 公益社団法人日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定実施要領	資料-58 公益社団法人日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定実施要領	数値等の時点的な更新
716	資料編-132	資料-71 災害時における救援物資提供に関する協定書	資料-59 災害時における救援物資提供に関する協定書	数値等の時点的な更新
717	資料編-133	資料-72 災害時における救援物資提供に関する協定書	資料-60 災害時における救援物資提供に関する協定書	数値等の時点的な更新
718	資料編-136	資料-73 物品輸送引渡書、物品受領書	資料-61 物品輸送引渡書、物品受領書	数値等の時点的な更新
719	資料編-137	資料-74 食糧調達状況	資料-62 食糧調達状況	数値等の時点的な更新
720	資料編-138	資料-75 災害時における物資の供給等に関する協定書	資料-63 災害時における物資の供給等に関する協定書	数値等の時点的な更新
721	資料編-140	資料-76 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	資料-64 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	数値等の時点的な更新
722	資料編-143	資料-77 災害時における物資供給に関する協定書	資料-65 災害時における物資供給に関する協定書	数値等の時点的な更新
723	資料編-146	資料-78 輸送状況	資料-66 輸送状況	数値等の時点的な更新
724	資料編-147	資料-79 市内の寺院の状況	資料-67 市内の寺院の状況	数値等の時点的な更新
725	資料編-149	(記述なし) 【市内の寺院の状況】 (表省略)	<u>災害時における被災者支援等の協力に関する協定書</u> <u>白岡市(以下「甲」という。)</u> と〇〇〇寺(以下「乙」という。) <u>との間において、次のとおり協定を締結する。</u> (以下略) 【市内の寺院の状況(埼玉県知事所轄 宗教法人一覧順)】 (表省略)：表更新	数値等の時点的な更新
726	資料編-150	資料-80 災害遺体処理票	資料-68 災害遺体処理票	数値等の時点的な更新
727	資料編-151	資料-81 災害時における物資(ユニットハウス等)の供給に関する協定書	資料-69 災害時における物資(ユニットハウス等)の供給に関する協定書	数値等の時点的な更新
728	資料編-153	資料-90 義務教育施設の状況	資料-70 義務教育施設の状況	数値等の時点的な更新
729	資料編-153	【義務教育施設の状況】 令和3年3月31日現在	【義務教育施設の状況】 令和5年3月31日現在	数値等の時点的な更新
730	資料編-154	資料-91 白岡市内の障がい者福祉施設の一覧	資料-71 白岡市内の障がい者福祉施設の一覧	数値等の時点的な更新

管理番号	計画の頁	改正前	改正後	修正理由等
731	資料編-154	【白岡市内障がい者福祉施設】 (表省略)	【白岡市内障がい者福祉施設】 (表省略) : 表更新	数値等の時点的な更新
732	資料編-155	資料-92 白岡市内の介護施設の一覧	資料-72 白岡市内の介護施設の一覧	数値等の時点的な更新
733	資料編-157	資料-93 災害時における被災者等相談の実施に関する協定書	資料-73 災害時における被災者等相談の実施に関する協定書	数値等の時点的な更新
734	資料編-160	資料-94 災害時における被災者支援に関する協定書	資料-74 災害時における被災者支援に関する協定書	数値等の時点的な更新
735	資料編-163	資料-95 被災者台帳の作成にかかるデータ項目の例	資料-75 被災者台帳の作成に係るデータ項目の例	数値等の時点的な更新
736	資料編-169	資料-96 災害に係る住家の被害認定基準運用指針	資料-76 災害に係る住家の被害認定基準運用指針	数値等の時点的な更新
737	資料編-169	【災害に係る住家の被害認定基準運用指針(抄)】 令和2年3月 内閣府(防災担当)	【災害に係る住家の被害認定基準運用指針(抄)】 令和3年3月 内閣府(防災担当)	数値等の時点的な更新
738	資料編-169	2. 住家の被害の程度と住家の被害認定基準等 本運用指針において判定する住家の被害の程度は、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」、「準半壊」又は「準半壊に至らない(一部損壊)」の5区分とする。 「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」及び「準半壊」の認定基準は、下表のとおりである。 【表】 (表省略) (記述なし)	2. 住家の被害の程度と住家の被害認定基準等 本運用指針において判定する住家の被害の程度は、「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」又は「準半壊に至らない(一部損壊)」の6区分とする。 「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」及び「準半壊」の認定基準は、下表のとおりである。 【表】 (表省略) : 表更新 ※中規模半壊:「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について(令和2年12月4日付け府政防第1746号内閣府政策統括官(防災担当)通知)」による。	数値等の時点的な更新
739	資料編-171	5. 調査方法 【●地震による被害】 (記述なし)	5. 調査方法 【●地震による被害】 また、地震による地盤の液状化等による地盤被害が発生した場合や、斜面崩壊等による不同沈下や傾斜が発生した場合は、「第4編 液状化等の地盤被害による被害」に定める方法で調査を行うことも可能である。	数値等の時点的な更新
740	資料編-172	6. 判定方法 (記述なし)	6. 判定方法 ・令和3年改定 被災者生活再建支援法の改正による被災者生活再建支援金の損害割合30%以上40%未満への対象拡充を踏まえ、これまでの「半壊」を「中規模半壊」と「半壊」に区分し、調査方法を見直す等	数値等の時点的な更新
741	資料編-173	●地震による被害 (3) 部位による判定 住家の損害割合が50%以上の場合を全壊、40%以上50%未満の場合を大規模半壊、20%以上40%未満の場合を半壊、10%以上20%未満の場合を準半壊、10%未満の場合を準半壊に至らない(一部損壊)と判定する。	●地震による被害 (3) 部位による判定 住家の損害割合が50%以上の場合を全壊、40%以上50%未満の場合を大規模半壊、30%以上40%未満の場合を「中規模半壊」、20%以上40%未満の場合を半壊、10%以上20%未満の場合を準半壊、10%未満の場合を準半壊に至らない(一部損壊)と判定する。	数値等の時点的な更新
742	資料編-173	●水害による被害 (2) 浸水深による判定 (【木造・プレハブ】戸建ての1~2階建ての住家のみ) 津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合※には、一見して浸水深(最も浅い部分)が床上1.8m以上のときは、住家の損害割合を50%以上とし全壊、床上1m以上1.8m未満のときは、住家の損害割合を40%以上とし大規模半壊、床上1m未満のときは、住家の損害割合を20%以上とし半壊、床上まで達していないときは、住家の損害割合を10%未満とし、準半壊に至らない(一部損壊)と判定する。	●水害による被害 (2) 浸水深による判定 (【木造・プレハブ】戸建ての1~2階建ての住家のみ) 津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合※には、一見して浸水深(最も浅い部分)が床上1.8m以上のときは、住家の損害割合を50%以上とし全壊、床上1m以上1.8m未満のときは、住家の損害割合を40%以上とし大規模半壊、 <u>床上0.5m以上1m未満のときは、住家の損害割合を30%以上とし「中規模半壊」、</u> 床上0.5m未満のときは、住家の損害割合を20%以上とし半壊、床上まで達していないときは、住家の損害割合を10%未満とし、準半壊に至らない(一部損壊)と判定する。	数値等の時点的な更新
743	資料編-174	(4) 部位による判定(第2次調査のみ) 住家の損害割合が50%以上の場合を全壊、40%以上50%未満の場合を大規模半壊、20%以上40%未満の場合を半壊、10%以上20%未満の場合を準半壊、10%未満の場合を準半壊に至らない(一部損壊)と判定する。	(4) 部位による判定(第2次調査のみ) 住家の損害割合が50%以上の場合を全壊、40%以上50%未満の場合を大規模半壊、 <u>30%以上40%未満の場合を「中規模半壊」、</u> 20%以上30%未満の場合を半壊、10%以上20%未満の場合を準半壊、10%未満の場合を準半壊に至らない(一部損壊)と判定する。	数値等の時点的な更新

管理番号	計画の頁	改正前	改正後	修正理由等
744	資料編-174	<p>●風害による被害 (4) 部位による判定 住家の損害割合が50%以上の場合を全壊、40%以上50%未満の場合を大規模半壊、20%以上40%未満の場合を半壊、10%以上20%未満の場合を準半壊、10%未満の場合を準半壊に至らない(一部損壊)と判定する。</p>	<p>●風害による被害 (4) 部位による判定 住家の損害割合が50%以上の場合を全壊、40%以上50%未満の場合を大規模半壊、<u>30%以上40%未満の場合を「中規模半壊」、</u>20%以上40%未満の場合を半壊、10%以上20%未満の場合を準半壊、10%未満の場合を準半壊に至らない(一部損壊)と判定する。</p>	数値等の時点的な更新
745	資料編-175	<p>10. 被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定・被災度区分判定及び地震保険損害調査・共済損害調査との関係等 ●被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定・被災度区分判定 すなわち、応急危険度判定で「危険」と判定された住家が、必ずしも「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」と認定されるとは限らない。被災宅地危険度判定は、地震や降雨による、滑動崩落、擁壁倒壊、液化化による亀裂などの宅地被害発生時に、宅地防災を担当する地方公共団体の職員等が宅地を調査して通行時の安全確保や応急対策の必要性などを周知することにより、二次災害を防止することを目的とする。宅地擁壁が倒壊していても住家に被害が及ばないケースもあり、被災宅地危険度判定で「危険宅地」と判定された宅地に建てられている住家が、必ずしも「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」と認定されるとは限らない。</p>	<p>10. 被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定・被災度区分判定及び地震保険損害調査・共済損害調査との関係等 ●被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定・被災度区分判定 すなわち、応急危険度判定で「危険」と判定された住家が、必ずしも「全壊」、「大規模半壊」、「<u>中規模半壊</u>」又は「半壊」と認定されるとは限らない。被災宅地危険度判定は、地震や降雨による、滑動崩落、擁壁倒壊、液化化による亀裂などの宅地被害発生時に、宅地防災を担当する地方公共団体の職員等が宅地を調査して通行時の安全確保や応急対策の必要性などを周知することにより、二次災害を防止することを目的とする。宅地擁壁が倒壊していても住家に被害が及ばないケースもあり、被災宅地危険度判定で「危険宅地」と判定された宅地に建てられている住家が、必ずしも「全壊」、「大規模半壊」、「<u>中規模半壊</u>」又は「半壊」と認定されるとは限らない。</p>	数値等の時点的な更新
746	資料編-176	<p>●地震保険損害調査・共済損害調査 地震保険損害調査は、地震・噴火又はこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没又は流失による損害を補償する地震保険の加入者の依頼により、損害保険会社が被災した建物や生活用動産の損害の程度を調査し、損害の程度に応じた保険金を支払うことを目的とする。地震保険の損害認定方法は、住家の被害認定の方法とは異なることから、地震保険で「全損」、「大半損」又は「小半損」と認定された住家が、必ずしも「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」と認定されるとは限らない。 共済損害調査は、自然災害による損害を補償する制度を有する共済団体が、それぞれの共済金支払要件及び損害評価の基準・手続に従って損害の程度を調査し、その結果に基づいて共済金を支払うことを目的とする。共済損害調査における損害の区分・認定方法は、住家の被害認定の区分・方法とは異なることから、共済損害調査の結果は必ずしも住家の被害認定調査の「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」の認定とは一致しない。</p>	<p>●地震保険損害調査・共済損害調査 地震保険損害調査は、地震・噴火又はこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没又は流失による損害を補償する地震保険の加入者の依頼により、損害保険会社が被災した建物や生活用動産の損害の程度を調査し、損害の程度に応じた保険金を支払うことを目的とする。地震保険の損害認定方法は、住家の被害認定の方法とは異なることから、地震保険で「全損」、「大半損」又は「小半損」と認定された住家が、必ずしも「全壊」、「大規模半壊」、「<u>中規模半壊</u>」又は「半壊」と認定されるとは限らない。 共済損害調査は、自然災害による損害を補償する制度を有する共済団体が、それぞれの共済金支払要件及び損害評価の基準・手続に従って損害の程度を調査し、その結果に基づいて共済金を支払うことを目的とする。共済損害調査における損害の区分・認定方法は、住家の被害認定の区分・方法とは異なることから、共済損害調査の結果は必ずしも住家の被害認定調査の「全壊」、「大規模半壊」、「<u>中規模半壊</u>」又は「半壊」の認定とは一致しない。</p>	数値等の時点的な更新
747	資料編-179	資料-97 罹災証明書交付申請書及び罹災証明書	資料-77 罹災・被災証明書交付申請書及び罹災・被災証明書	数値等の時点的な更新
748	資料編-179	【罹災証明書交付申請書】 (表省略)	【罹災・被災証明書交付申請書】 (表省略) : 表更新	数値等の時点的な更新
749	資料編-181	資料-98 災害弔慰金の支給等に関する条例	資料-78 災害弔慰金の支給等に関する条例	数値等の時点的な更新
750	資料編-185	資料-99 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	資料-79 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	数値等の時点的な更新
751	資料編-189	資料-100 埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定	資料-80 埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定	数値等の時点的な更新
752	資料編-190	資料-101 災害発生時における白岡市と郵便局との協力に関する協定書	資料-81 災害発生時における白岡市と郵便局との協力に関する協定書	数値等の時点的な更新
753	資料編-193	資料-5 埼玉県地震被害想定調査における白岡市の被害想定結果	資料-82 防災アセスメント調査における白岡市の被害想定結果	令和4年度防災アセスメント調査結果の反映による
754	資料編-193	【埼玉県地震被害想定調査における白岡市の被害想定結果】 平成26年3月	【地震被害想定の結果】 (1) 関東平野北西縁断層帯(破壊開始点北)の震度分布 (図省略) : 図追加 (2) 茨城・埼玉県境地震の震度分布 (図省略) : 図追加 【風水害被害想定の結果】 (表省略) : 表追加	令和4年度防災アセスメント調査結果の反映による
755	資料編-195	資料-6 市街地整備の実施状況	資料-83 市街地整備の実施状況	数値等の時点的な更新
756	資料編-195	【市街地整備の実施状況】 (表省略)	市街地整備の実施状況 (表省略) : 表更新	数値等の時点的な更新

管理番号	計画の頁	改正前	改正後	修正理由等
757	資料編-196	資料-7 都市公園の状況	資料-84 都市公園の状況	数値等の時点的な更新
758	資料編-196	【都市公園の状況】 (表省略)	【都市公園の状況】 (表省略) : 表更新	数値等の時点的な更新
759	資料編-198	資料-8 都市計画道路の状況	資料-85 都市計画道路の状況	数値等の時点的な更新
760	資料編-198	【都市計画道路の状況】 (表省略) 令和3年3月31日現在	【都市計画道路の状況】 (表省略) : 表更新 令和5年3月31日現在	数値等の時点的な更新
761	資料編-199	資料-9 白岡市上水道施設位置図	資料-86 白岡市上水道施設位置図	数値等の時点的な更新
762	資料編-200	資料-10 白岡市下水道施設位置図	資料-87 白岡市下水道施設位置図	数値等の時点的な更新
763	資料編-202	資料-11 白岡市液状化危険度マップ	資料-88 白岡市液状化危険度	数値等の時点的な更新
764	資料編-202	「白岡町地震ハザードマップ作成業務委託(平成21年3月)」において、次の5つの想定震源における液状化危険度を算定した。 (表省略) : 表削除	「白岡町防災アセスメント調査(令和5年3月)」において、次の2つの想定震源における液状化危険度を算定した。	令和4年度防災アセスメント調査結果の反映による
765	資料編-202	【想定地震の断層諸元(プレート境界で発生する地震)】 (表省略) : 表削除 【想定地震の断層諸元(活断層で発生する地震)】 (表省略) : 表削除 【想定地震の断層諸元(全国どこでも起こり得る直下の地震)】 (表省略) : 表削除 【白岡市における液状化しやすいところ】 (表省略) : 表削除	【関東平野北西縁断層帯地震(破壊開始点北)】 (図省略) : 図追加 【茨城・埼玉県境地震】 (図省略) : 図追加	令和4年度防災アセスメント調査結果の反映による
766	資料編-203	資料-15 市内の危険物施設の現況	資料-89 市内の危険物施設の現況	数値等の時点的な更新
767	資料編-203	【市内の危険物施設の現況】 (表省略) 令和3年3月31日現在	【市内の危険物施設の現況】 (表省略) : 表更新 令和5年3月31日現在	数値等の時点的な更新
768	資料編-204	資料-16 市内の毒劇物取扱施設の現況	資料-90 市内の毒劇物取扱施設の現況	数値等の時点的な更新
769	資料編-204	【市内の毒劇物取扱施設の現況】 (表省略) 令和3年1月1日現在	【市内の毒劇物取扱施設の現況】 (表省略) : 表更新 令和5年3月31日現在	数値等の時点的な更新
770	資料編-205	資料-21 地域貢献型広告に関する協定書	資料-91 地域貢献型広告に関する協定書	数値等の時点的な更新
771	資料編-207	資料-22 防災備蓄品一覧表	資料-92 防災備蓄品一覧表	数値等の時点的な更新
772	資料編-207	【防災備蓄品一覧表】 (表省略) 令和3年3月末日現在	【防災備蓄品一覧表】 (表省略) : 表更新 令和5年12月末日現在	数値等の時点的な更新
773	資料編-209	資料-32 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	資料-93 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	数値等の時点的な更新
774	資料編-213	資料-33 被害調査要領	資料-94 被害調査要領	数値等の時点的な更新
775	資料編-218	資料-34 確定報告記入要	資料-95 確定報告記入要	数値等の時点的な更新
776	資料編-220	資料-82 災害時における電気設備等の復旧に関する協定書	資料-96 災害時における電気設備等の復旧に関する協定書	数値等の時点的な更新
777	資料編-222	資料-83 都市ガス事業者一覧	資料-97 都市ガス事業者一覧	数値等の時点的な更新
778	資料編-223	資料-84 プロパンガス業者一覧表	資料-98 プロパンガス業者一覧表	数値等の時点的な更新
779	資料編-224	資料-85 災害時におけるLPガス等の優先供給に関する協定書	資料-99 災害時におけるLPガス等の優先供給に関する協定書	数値等の時点的な更新
780	資料編-226	資料-86 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	資料-100 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	数値等の時点的な更新

管理番号	計画の頁	改正前	改正後	修正理由等
781	資料編-231	資料-87 白岡市管工事業共同組合員名簿	資料-101 白岡市管工事業共同組合員名簿	数値等の時点的な更新
782	資料編-231	【白岡市管工事業協同組合員名簿〔12社〕】 令和3年3月31日現在	【白岡市管工事業協同組合員名簿〔12社〕】 令和5年12月26日現在	数値等の時点的な更新
783	資料編-232	資料-88 白岡市指定給水装置工事業業者一覧表	資料-102 白岡市指定給水装置工事業業者一覧表	数値等の時点的な更新
784	資料編-232	【白岡市指定給水装置工事業業者一覧表（指定順）】 （表省略） 令和3年1月31日現在	【白岡市指定給水装置工事業業者一覧表（指定順）】 （表省略）：表更新 令和5年8月1日現在	数値等の時点的な更新
785	資料編-237	資料-89 白岡市指定排水設備工事店一覧表	資料-103 白岡市指定排水設備工事店一覧表	数値等の時点的な更新
786	資料編-237	【白岡市指定給水装置工事業業者一覧表（指定順）】 （表省略） 令和3年1月31日現在	【白岡市指定排水設備工事店一覧表】 （表省略）：表更新 令和4年7月26日現在	数値等の時点的な更新
787	資料編-242	資料-102 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置	資料-104 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置	数値等の時点的な更新
788	資料編-253	資料-107 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて	資料-107 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて	数値等の時点的な更新
789	資料編-259	6. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る原子炉の運転等のための施設（使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。） 【表】 （表省略）	6. 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る原子炉の運転等のための施設（使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。） 【表】 （表省略）：表更新	数値等の時点的な更新
790	資料編-261	8. 再処理施設 【表】 （表省略）	8. 再処理施設 【表】 （表省略）：表更新	数値等の時点的な更新
791	各編共通	市下水道課 市水道課 秘書広報班 ファクシミリ 防災行政無線 地震発生 応急救護所 避難準備・高齢者等避難開始 避難勧告等 エルピーガス 持ち出 標示 ホームヘルパー 水道班 下水道班 避難支援プラン 突風・竜巻等 資器材 市町村 東京電力株式会社 取る 空き家 あたって 位置付け うる 概ね おこる およぼす かかわらず か所 橋梁 ヶ月 ゴミ	市上下水道課 市上下水道課 企画政策班 FAX 防災行政用無線 災害発生 医療救護所 高齢者等避難 避難指示 LPガス 持出 表示 介護職員 上下水道班 上下水道班 個別避難計画 竜巻等突風 資機材 市区町村 東京電力ホールディングス株式会社 とる 空家 当たって 位置づけ 得る おおむね 起こる 及ぼす 関わらず 箇所 橋りょう か月 ごみ	

管理番号	計画の頁	改正前	改正後	修正理由等
		更に したがって 実状 修得 障害者 親せき すでに 全て ただちに 立き退き 作り 手当て 届け出る 共に 取る 成り 逃す の内 配付 運びこまれ 始め 引き上げ 附帯 他の または まぬがれた 麻ひ もしくわ もっとも 物 よびかけ 引き継ぎ 引き取る 引き渡す 暇 割り当て 恐れ 繋げる 慌てて 子供 持ち込み 持ち出し 借り上げ 取り扱う 手続き 受け入れる 申し出 切り替え 組み立て 買入 払落とし 分かる 予め 立ち退き 立入り 留める かかる	さらに 従って 実情 習得 障がい者 親戚 既に すべて 直ちに 立退き づくり 手当 届出る とともに とる なり 逃がす のうち 配布 運び込まれ はじめ 引上げ 付帯 ほかの 又は 免れた 麻痺 若しくは 最も もの 呼びかけ 引継ぎ 引取る 引渡す いとま 割当て おそれ つなげる あわてて こども 持込み 持出し 借上げ 取扱う 手続 受入れる 申出 切替え 組立て 買入れ 払い落とし わかる あらかじめ 立退 立入り とどめる 係る	